平成28年度

戦略的創造研究推進事業
JST AIPネットワークラボ（ACT-I・さきがけ・CREST）

研究提案募集のご案内
［第2期募集要項］

募集期間：平成28年6月1日（水）～ 平成28年7月27日（水）午前12時（正午）

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
戦略研究推進部

平成28年6月

◆20 周年記念事業　http://www.jst.go.jp/20th/index.html

2016 年 10 月、科学技術振興機構（JST）は、
設立 20 周年を迎えます。
左図は、20 周年を記念して作成されたロゴです。

目次

序章 研究提案公募にあたって 1
1 AIP プロジェクトについて 1
1-1 AIP ネットワークラボについて 2
1-2 戦略的創造研究推進事業について 2
2 応募・参画を検討されている研究者の方々へ 4
2-1 若手研究者の積極的な参画・活躍について 4
2-2 ダイバーシティの推進について 5
2-3 「国民との科学・技術対話」について 6
2-4 オープンアクセスについて 6
3 公正な研究活動を目指して 7
第 1 章 研究提案公募の概要 10
1.1 募集期間および募集要項について 10
1.2 研究提案を募集する研究領域 11
1.3 募集・選考スケジュールについて 13
1.3.1 募集・選考スケジュール 13
1.3.2 募集説明会 14
1.4 研究提案の応募方法について 15
第 2 章 ACT-I 16
2.1 ACT-I について 16
2.1.1 ACT-I の概要 16
2.1.2 ACT-I の仕組み 16
2.1.3 ACT-I 事業推進の流れ 17
2.2 課題の募集・選考 18
2.2.1 募集対象となる研究提案 18
2.2.2 募集期間 19
2.2.3 採択予定課題数 19
2.2.4 応募要件 19
2.2.5 研究提案者と研究総括の利害関係について 22
2.2.6 選考方法 22
2.2.7 選考の観点 24
2.3 採択後の研究推進について 24
2.3.1 研究計画の作成 24
2.3.2 研究契約 25
2.3.3 専任研究者について 25
2.3.4 研究費 25
2.3.5 採択された個人研究者の責務等 27
2.3.6 研究機関の要件・責務等 29
2.3.7 研究課題評価 31
2.3.8 研究領域評価 31
2.3.9 ACT-I・さきがけ・CREST で得られた成果の展開 31
2.3.10 その他留意事項 32
2.4 研究提案書(様式)の記入要領 33
2.5 面接対象者資料の記入要領 44
第 3 章 さきがけ 52
3.1 さきがけについて 52
3.1.1 さきがけの概要 52
3.1.2 さきがけの仕組み 52
3.1.3 さきがけ事業推進の流れ 53
3.2 課題の募集・選考 54

3.2.1　募集対象となる研究提案 54
3.2.2　募集期間 54
3.2.3　採択予定課題数 54
3.2.4　応募要件 54
3.2.5　研究提案者と研究総括の利害関係について 57
3.2.6　選考方法 57
3.2.7　選考の観点 59
3.2.8　特定課題調査 60
3.2.9　研究提案書の様式・記入要領 60
3.3　採択後の研究推進について 60
3.3.1　研究計画の作成 60
3.3.2　研究契約 61
3.3.3　兼任と専任について 61
3.3.4　研究費 62
3.3.5　採択された個人研究者の責務等 63
3.3.6　研究機関の責務等 66
3.3.7　研究課題評価 68
3.3.8　研究領域評価 68
3.3.9　ACT-I・さきがけ・CREST で得られた成果の展開 68
3.3.10　その他留意事項 69
3.4　研究提案書(様式)の記入要領 70
3.5　面接対象者資料の記入要領 80
第 4 章 CREST 87
4.1　CREST について 87
4.1.1　CREST の概要 87
4.1.2　CREST の仕組み 87
4.1.3　CREST 事業推進の流れ 88
4.2　課題の募集・選考 89
4.2.1　募集対象となる研究提案 89
4.2.2　募集期間 89
4.2.3　採択予定課題数 89
4.2.4　応募要件 90
4.2.5　研究提案者と研究総括の利害関係について 91
4.2.6　選考方法 92
4.2.7　選考の観点 94
4.2.8　特定課題調査 95
4.2.9　研究提案書の様式・記入要領 95
4.3　採択後の研究推進について 95
4.3.1　研究計画の作成 95
4.3.2　研究契約 96
4.3.3　研究費 96
4.3.4　採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等 97
4.3.5　研究機関の責務等 100
4.3.6　研究課題評価 102
4.3.7　研究領域評価 103
4.3.8　ACT-I・さきがけ・CREST で得られた成果の展開 103
4.3.9　その他留意事項 103
4.4　研究提案書(様式)の記入要領 107
4.5　面接対象者資料の記入要領 125
第 5 章 募集対象となる研究領域 137

5.1　ACT-I 137
5.1.1　情報と未来 137
5.2　さきがけ 141
5.2.1　新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出 141
5.2.2　社会と調和した情報基盤技術の構築 144
5.3　CREST 148
5.3.1　イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化 148
5.3.2　人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築 156
第 6 章 戦略目標 160
6.1　急速に高度化・複雑化が進む人工知能基盤技術を用いて多種膨大な情報の利活用を可能とする統合化技術の創出 160
6.2　人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発 165
6.3　分野を超えたビッグデータ利活用により新たな知識や洞察を得るための革新的な情報技術及びそれらを支える数理的手法の創出・高度化・体系化 168
第 7 章 応募に際しての注意事項 172
7.1　研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について 172
7.2　研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて 174
7.3　不合理な重複・過度の集中に対する措置 174
7.4　研究費の不正な使用等に関する措置 176
7.5　「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について 178
7.6　「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について 179
7.7　研究活動における不正行為に対する措置 180
7.8　人権の保護および法令等の遵守への対応について 181
7.9　安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処) 182
7.10　バイオサイエンスデータベースセンターへの協力 184
7.11　researchmap への登録について 184
7.12　既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について 185
7.13　JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について 187
第 8 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について 188
第 9 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について 192
9.1　府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募に当たっての注意事項 192
9.2　e-Rad による応募方法の流れ 193
9.3　利用可能時間帯、問い合わせ先 194
9.3.1　e-Rad の操作方法 194
9.3.2　問い合わせ先 194
9.3.3　e-Rad の利用可能時間帯 194
9.4　具体的な操作方法と注意事項 195
9.4.1　研究機関、研究者情報の登録 195
9.4.2　募集要項および研究提案書の様式の取得 195
9.4.3　研究提案書の作成 198
9.4.4　e-Rad への必要項目入力 199
9.4.5　研究提案の提出 207
Ｑ＆Ａ 210
○ 研究倫理教育に関するプログラムの受講について 210
○ ACT-I、さきがけ、CREST 共通事項 212
○ CREST に関する事項 216
○ さきがけに関する事項 219
○ ACT-I に関する事項 222

序章 研究提案公募にあたって

本公募要項は、文部科学省の平成 28 年新規事業「人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト(以下、「AIP プロジェクト」という)」のうち、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が推進する戦略的創造研究推進事業の一部研究領域の新規課題公募についてご案内します。卓越した基礎科学からトップイノベーションの源を生み出す、挑戦的な研究に果敢に取り組む研究者の皆様からのご応募・ご参加をお待ちしています。

1 AIP プロジェクトについて

情報科学技術の急速な進展に伴い、各分野でのビッグデータの蓄積やセンサの量的・質的拡大が進んでいます。また、ディープラーニングをはじめ、人工知能技術に大きなブレークスルーが起こっている一方で、ますます巧妙化するサイバー攻撃に耐えうる高度なセキュリティ技術の確保が喫緊の課題となっています。

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）では、世界に先駆けて「超スマート社会」を実現していくことが掲げられており、戦略的に強化すべき基盤技術として、人工知能技術等が挙げられています。

このような中、少子高齢化が進む我が国が今後も国際競争で優位な地位を維持し続けるためには、さまざまな分野に波及効果が見込まれる当該技術で先手を取り、世界を牽引していくことが必要となっています。

このような状況を踏まえ、文部科学省において AIP プロジェクトが平成 28 年度より開始されました。AIP プロジェクトは世界に先駆けた「超スマート社会」の構築に向け、多様な状況や要求に応じて膨大なデータを知的・統合的かつセキュアに収集・処理・制御するための基盤技術を確立し、実社会の様々な分野に適用可能な既存サービスのさらなる効率化や新サービスの創出等に資する技術の確立を目指すものです。本プロジェクトにより、生産性の大幅な向上による経済成長や、一人ひとりに優しい社会の実現に貢献します。

AIP プロジェクトの推進にあたっては、理化学研究所には革新的な人工知能の基盤技術の研究開発拠点として「革新知能統合研究センター」が設置されました。JST では、戦略的創造研究推進事業のうち、AIP プロジェクトに属する研究領域群を「AIP ネットワークラボ」として領域間で連携し、新たなイノベーションを切り開く独創的な研究者、研究課題の推進を支援する公募プログラムを実施します。

また AIP プロジェクトでは、研究成果の最大化に向けて、関係府省間の緊密な連携を図り、基礎研究から社会実装まで一貫した研究開発を実施します。JST の AIP ネットワークラボは、理化学研究所の革新知能統合センターと一体的に運営することにより、緊密な連携のもと、推進すべき研究テーマの効果的な協働や役割分担について検討し、研究成果の双方向の受け渡しや人材交流を進めていきます。

1-1 AIP ネットワークラボについて

AIP ネットワークラボでは、大学等の研究者から広く提案を募り、組織・分野の枠を超えた時限的な研究体制を構築して、戦略的な基礎研究を推進していきます。さらに、独創的な発想で人類が現在及び未来に直面する問題を解決し、未来を切り拓く情報学分野の若手研究者の個の確立を支援する新たな研究プログラムを開始します。AIP ネットワークラボを構成する研究領域は、以下になります。

そのうち、今回募集を行う研究領域では、各領域の研究総括が他研究領域の選考会に相互参加し、研究総括間の協議により選考途中で応募先の研究領域が変更されることがあります。例えば、さきがけ「社会と調和した情報基盤技術の構築」領域に応募した研究提案をさきがけ「新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出」領域の課題として採択することがあります。ただし、CREST からさきがけなど、プログラムを変更しての採択はありません。

【ACT-I】

○情報と未来

【さきがけ】

○新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出

○社会と調和した情報基盤技術の構築

○ビッグデータ統合利活用のための次世代基盤技術の創出・体系化（募集終了）

【CREST】

○イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化

○人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築

○科学的発見・社会的課題解決に向けた各分野のビッグデータ利活用推進のための次世代アプリケーション技術の創出・高度化（募集終了）

○ビッグデータ統合利活用のための次世代基盤技術の創出・体系化（募集終了）

1-2 戦略的創造研究推進事業について

国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえて国(文部科学省)が設定する「戦略目標」の下に、推進すべき研究領域と研究領域の責任者である研究総括(プログラムオフィサー)を JST が定めます。研究総括は、戦略目標の達成へ向けて、科学技術イノベーションを生み出す革新的技術のシーズの創出を目指した戦略的な基礎研究を推進します。

本事業全体の運営方針や制度改革の検討・立案は、研究主監(プログラムディレクター)が行います。本事業のうち、「CREST」(研究代表者が率いる研究チームにより研究課題を推進)、「さきがけ」および「ACT-I」(個人研究者が研究課題を推進)では、研究主監による事前評価に基づいて、JST が研究領域と研究総括(プログラムオフィサー)を定めます。

研究総括は、研究領域を「バーチャル・ネットワーク型研究所」として運営します。具体的には、研究総括が研究所長の役割を果たして、既存組織や分野、産・学・官の枠を超えた最適な研究者・研究課

題を編成して時限的な研究体制を構築し、領域アドバイザー等の協力を得ながら戦略目標の達成に向けて研究領域を運営します。CREST の研究代表者およびさきがけ、ACT-I の個人研究者は、研究総括の運営方針の下でその支援等を受けつつ、科学技術イノベーションへの展開を見据えて領域アドバイザー等との対話や参加研究者間の相互連携を行うとともに、国内外との連携によるネットワークを自ら積極的に形成・活用しながら、自らが立案した研究課題を推進します。

2　応募・参画を検討されている研究者の方々へ

2-1　若手研究者の積極的な参画・活躍について

ACT-I・さきがけ・CREST への応募を検討されているみなさまへ

本事業は、将来の科学技術イノベーションにつながる卓越した新技術シーズを創出することを目的としています。我が国が今後、持続的に科学技術イノベーションを創出していくためには、大学等や企業において将来の科学技術を牽引し、また、独創的な新技術に基づく新産業を創出する若手研究者の皆さんが活躍する機会が増えることが大変に重要です。

「ACT-I」は、特に ICT 分野において大学院修士課程以上の学生を含む若手研究者を見出し育成することを目指し、今年度から新たに募集を開始したプログラムです。研究者を目指している学生、研究者としてのキャリアを歩み始めた若手研究者、企業の規模や業種を問わず企業で活躍する若手研究者、そのような方々には、このプログラムを通して自ら発想した研究テーマの実現に向けて失敗を恐れずに挑戦していただきたいと思います。

「さきがけ」では、これまでにも多くの若手研究者が研究を推進してきました。研究総括と領域アドバイザーの先生方には「メンター」の役割を果たしていただき、また研究領域自体が若手研究者同士のコミュニケーションの場となり、産学官の若手研究者の方々が自ら研究代表者（PI）として自分自身の研究テーマに取り組む機会を提供しています。これまでにも増して若い世代の方々の「さきがけ」への積極的なご応募をお待ちしています。

また、「CREST」においては、各研究課題に多数の若手研究者が参画しています。若手研究者の皆さんが、その研究期間終了後も産学官の多様な領域において活躍できるように、研究代表者（PI）の方々には、若手の育成にも力を入れていただきますようお願いいたします。JST として、これからも、若手研究者同士の交流の機会を設けて参ります。

若手研究者の皆さんが、本事業を通して革新的な研究に果敢にチャレンジし、活躍の幅を広げ、大きく飛躍することを心から期待しています。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事　白木澤　佳子

2-2　ダイバーシティの推進について

JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長　濵口　道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事　人財部ダイバーシティ推進室長　渡辺 美代子

JST では、研究者がライフイベント(出産・育児・介護)に際し、キャリアを中断することなく研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、復帰可能となった時点で研究開発に復帰し、その後のキャリア継続が図れることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策(当該研究者の研究開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画費の支援)を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

JST ダイバーシティの取り組み

http://www.jst.go.jp/diversity/research/index.html

CREST・さきがけにおけるダイバーシティ推進に向けた取り組み

http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html

2-3 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは「4.3.4 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等」(97 ページ)および以下をご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

2-4 オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。CREST およびさきがけ、ACT-I で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf

3　公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長　濵口　道成

研究活動における不正行為および研究費の不正使用等*1 に対して、JST は以下の措置をとっています。本事業に参加する研究者およびその所属研究機関は、これらへのご対応をお願いします。

*1 「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざんおよび盗用をいいます。
「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく競争的資金等の使用、競争的資金等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは機構の応募要件又は契約等に違反した競争的資金等の使用をいいます。
「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択されることをいいます。
「不正行為等」とは、不正行為、不正受給及び不正使用をいいます。

(1)　研究倫理教育に関するプログラムの履修

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります（平成27年度から実施）。

また、採択された場合、研究代表者、個人研究者および研究参加者には、JSTが指定する研究倫理に関するe-ラーニングプログラムを受講していただきます。

以上について、詳しくは、「7.1　研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（172 ページ）をご参照いただき、速やかにご対応ください。

(2)　研究費の不正な使用等に対する措置

本事業において研究費の不正な使用等が行われた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置をとります。また、不正の内容等に応じて、本事業および、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）および他府省の独立行政法人が配分する競争的資金制度への申請および参加の制限措置をとります。

(3)　研究機関における研究費の管理・監査体制の整備および不正行為等への対応に関する措置

研究機関は、自身の責任において研究費の管理・監査の体制を整備すること、研究費の適正な執行およびコンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講ずることが必要です。また、不正行為等に係る告発等があった場合は、所定の調査等を行い、JSTへの報告が必要です。これらの対応に不備がある場合、間接経費の削減の措置をとることがあります。

詳しくは、「7.5　「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（178 ページ）をご参照ください。

(4)　研究活動における不正行為に対する措置

研究活動の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）が認められた場合、その内容に応じて、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置をとることがあります。また、不正行為に関与した者について、不正の内容等に応じて、本事業および、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度への申請および参加の制限措置をとります。

詳しくは、「7.6　「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（179 ページ）をご参照ください。

【参考】

以上の措置は、関係する国の指針類を踏まえつつ、本募集要項および研究機関との委託研究契約に基づいて実施しています。関連する国の指針類のうち主なものは、以下の通りです。

・「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日（平成 24 年 10 月 17 日改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）
・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）
・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日　文部科学大臣決定）

第 1 章 研究提案公募の概要

1.1 募集期間および募集要項について

平成 28 年度の研究提案の募集・選考は、期間を 2 回に分けて、研究提案募集(第 1 期)、研究提案募集(第 2 期)として行います。それぞれの研究提案の募集期間は下記表をご参照ください。

この「第 2 期募集要項」は、「第 1 章　1.2　研究提案を募集する研究領域」(11 ページ ~)に記載している研究領域における研究提案を対象としたものです。研究提案募集(第 1 期)については、「第 1 期募集要項」をご参照ください。

なお、研究提案募集(第 1 期)に応募された方も、研究提案募集(第 2 期)に応募することができますが、採択されるのは 1 領域のみです。

<table>
<tr><th></th><th>研究
タイプ</th><th>研究提案を募集する
研究領域</th><th>研究提案の募集期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">研究提案募集(第1期)
第1期募集要項</td><td>さきがけ</td><td rowspan="2">平成 26、27、28 年度発足
研究領域
（ただし、CREST「現代の数理科学と連携するモデリング手法の構築」研究領域は昨年度で募集を終了しています）</td><td>平成 28 年 4 月 13 日（水）
～平成 28 年 6 月 1 日（水）
午前 12 時（正午）</td></tr>
<tr><td>CREST</td><td>平成 28 年 4 月 13 日（水）
～平成 28 年 6 月 8 日（水）
午前 12 時（正午）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">研究提案募集(第2期)
第2期募集要項
※この募集要項です。</td><td>ACT-I</td><td rowspan="3">平成 28 年度より開始される文部科学省「AIP プロジェクト（人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト）」に係る戦略目標に対応した新規研究領域および CREST「人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築」研究領域、さきがけ「社会と調和した情報基盤技術の構築」研究領域</td><td rowspan="3">平成 28 年 6 月 1 日（水）
～平成 28 年 7 月 27 日（水）
午前 12 時（正午）</td></tr>
<tr><td>さきがけ</td></tr>
<tr><td>CREST</td></tr>
</table>

1.2　研究提案を募集する研究領域

この「第２期募集要項」にて研究提案を募集する研究領域は、ACT-I の１研究領域、さきがけの２研究領域、CREST の２研究領域です。

○　ACT-I

研究領域	頁	戦略目標	頁	発足年度
情報と未来 （研究総括：後藤　真孝）	137	急速に高度化・複雑化が進む人工知能基盤技術を用いて多種膨大な情報の利活用を可能とする統合化技術の創出	160	平成28年度
		人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発	165	
		分野を超えたビッグデータ利活用により新たな知識や洞察を得るための革新的な情報技術及びそれらを支える数理的手法の創出・高度化・体系化	168	

○　さきがけ

研究領域	頁	戦略目標	頁	発足年度
新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出 （研究総括：黒橋　禎夫）	141	急速に高度化・複雑化が進む人工知能基盤技術を用いて多種膨大な情報の利活用を可能とする統合化技術の創出	160	平成28年度
社会と調和した情報基盤技術の構築 （研究総括：安浦　寛人）	144	人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発	165	平成26年度
		分野を超えたビッグデータ利活用により新たな知識や洞察を得るための革新的な情報技術及びそれらを支える数理的手法の創出・高度化・体系化	168	

上記の AIP ネットワークラボの２つのさきがけ研究領域においては、両研究総括の協議により選考途中で申請課題の研究領域変更を行う場合があります。詳しくは、「1-1 AIP ネットワークラボについて」（2 ページ）をご参照下さい。

○　CREST

研究領域	頁	戦略目標	頁	発足年度
イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化 （研究総括：栄藤　稔）	148	急速に高度化・複雑化が進む人工知能基盤技術を用いて多種膨大な情報の利活用を可能とする統合化技術の創出	160	平成28年度
人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築 （研究総括：萩田　紀博）	156	人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発	165	平成26年度

上記の AIP ネットワークラボの２つの CREST 研究領域においては、両研究総括の協議により選考途中で申請課題の研究領域変更を行う場合があります。詳しくは、「1-1 AIP ネットワークラボについて」（2 ページ）をご参照下さい。

1.3 募集・選考スケジュールについて

1.3.1 募集・選考スケジュール

平成 28 年度の研究提案の募集・選考（第 2 期）のスケジュールは、以下の通りです。

応募は e-Rad（http://www.e-rad.go.jp/)を通じて行っていただきます。ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、速やかに研究者登録をお済ませください(192 ページ)。締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分に取って、応募を完了してください。

	ACT-I	さきがけ	CREST
研究提案の募集開始	平成28年6月1日(水)		
研究提案の受付締切 (府省共通研究開発管理システム ［e-Rad］による受付期限日時)	平成28年7月27日(水) 午前12時(正午) ＜厳守＞		
書類選考期間	9月上旬～9月下旬		
書類選考結果の通知	9月中旬～10月上旬		
面接選考期間	9月下旬～10月中旬		
選定課題の通知・発表	11月中旬		
研究開始	12月以降		

※ 二重下線を付した日付は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※ 面接選考会の日程は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

研究提案募集ウェブサイト

http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html

1.3.2　募集説明会

提案募集に際して、下記日程にて各研究領域の募集説明会を実施します。

研究領域	頁	日時	場所
情報と未来（ACT-I） 新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出（さきがけ） イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化（CREST） 人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築（CREST）	137 141 148 156	6月10日（金） 14:00～ 16:30	JST東京本部 B1大会議室（地階）
		6月22日（水） 14:00～ 16:30	TKPガーデンシティ京都　7階会議室「橘」
社会と調和した情報基盤技術の構築 （さきがけ）	144	6月16日（木） 14:30～ 15:45	JST東京本部別館 2階A-2会議室

【各会場の住所一覧】
JST 東京本部：東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ
TKPガーデンシティ京都　会議室「橘」：
　京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町721-1　京都タワーホテル 7階
JST東京本部別館：東京都千代田区五番町７　K’s五番町

※ 実施予定の説明会の配付資料等、また、別途実施する戦略的創造研究推進事業(ACT-I、さきがけ、CREST)の事業説明会に関する情報など、研究提案の募集開始後に関連情報が追加されることがあります。最新情報は研究提案募集ウェブサイトをご参照ください。

研究提案募集ウェブサイト

http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html

1.4　研究提案の応募方法について

研究提案の応募方法ならびに応募に当たっての留意事項については、下記をご参照ください。

・ACT-I の研究提案書の記入要領について：

「第 2 章　ACT-I 2.4　研究提案書(様式)の記入要領」(33 ページ)

・さきがけの研究提案書の記入要領について：

「第 3 章　さきがけ 3.4　研究提案書(様式)の記入要領」(70 ページ)

・CREST の研究提案書の記入要領について：

「第 4 章　CREST 4.4　研究提案書(様式)の記入要領」(107 ページ)

・研究提案の応募方法について：

「第 9 章　府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」(192 ページ)

・応募に当たっての留意事項について

「第 7 章　応募に際しての注意事項」(172 ページ)ならびに「第 8 章　戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」(188 ページ)

第 2 章 ACT-I

2.1 ACT-I について

2.1.1 ACT-I の概要

ACT-I (Advanced Information and Communication Technology for Innovation) の概要・特徴は以下の通りです。

a. ACT-I は、独創的・挑戦的なアイデアに基づく提案であり、国際的に高水準の発展が将来的に見込まれる研究であって、国が定める戦略目標の達成に向けて、科学技術イノベーションの創出につながる新しい価値の創造が期待できる情報学分野の研究を推進します。

b. ACT-I では、独創的な発想で人類が現在及び未来に直面する問題を解決し、未来を切り拓こうとする情報学分野の優れた若手研究者を見出して育成し、研究者としての個の確立を支援します。今年度の募集では、平成 28 年 4 月 1 日時点で 35 歳未満の方を対象とします。学生は大学院生に限り応募が可能です。大学院生や企業の若手研究者からの積極的な応募も期待しています。

c. 個人研究者は、自らが立案した研究構想の実現に向けて、自己の研究課題の実施に責任を持ちつつ、研究領域全体の目的に貢献するよう研究を推進します。なお、提案者が学生の場合には、指導教員も委託研究契約における責任を負っていただきます。詳しくは「2.2.4　応募要件(1) 応募者の要件」（19 ページ）をご参照ください。

d. 研究領域の責任者である研究総括が、個人研究者を総括し、研究領域を「バーチャル・ネットワーク型研究所」として運営します。

研究総括は、その研究所長の役割を果たす責任者として、領域アドバイザー等の協力を得ながら以下の手段を通じて研究領域を運営します。

・研究領域の運営方針の策定

・研究課題の選考

・研究計画(研究費計画を含む)の調整・承認

・各個人研究者が研究の進捗状況を発表・議論する「領域会議」の開催、研究実施場所の訪問やその他の意見交換等の機会を通じた、個人研究者への助言・指導

・研究課題の評価

・その他、研究活動の様々な支援等、必要な手段

2.1.2 ACT-I の仕組み

(1) 研究開発期間

研究開発期間は、平成 28 年 12 月から平成 30 年 3 月までの 1 年 4 ヶ月以内(第 2 年次の年度末まで実施可能)です。1 課題あたりの予算規模は、原則として 300 万円（研究期間 1 年 4 ヶ月以内)を標準とし、

最大で 500 万円程度とします。研究開始１年後を目処に進捗評価を実施し、研究を引き続き支援することでより一層大きな成果になることが期待される研究課題については、加速フェーズとして年間最大 1,000 万円程度（直接経費）の研究費を最長２年間支援します。加速フェーズの支援を受けられる課題数の目安としては、採択時の課題数の３分の１程度を想定しています。なお加速フェーズについては、研究終了日翌日より最大２年の契約を新たに締結する形となります。

※ 実際の研究期間は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「2.3　採択後の研究推進について」(24 ページ)をご参照ください。

(2) 研究費

１課題あたりの予算規模は、原則として 300 万円（研究期間 1 年 4 ヶ月以内)を標準とし、最大で 500 万円程度とします。300 万円を越える場合は、その理由を提案書に明記していただくようお願いします。なお、研究開始１年後を目処に実施する進捗評価により、さらに最長２年間の支援を受けられる研究課題については、研究期間（1 年 4 ヶ月以内）終了後、加速フェーズとして研究費を年間最大 1,000 万円程度支援します。また、JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に加え、原則として直接経費の 30%を上限とする間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「2.3　採択後の研究推進について」(24 ページ)をご参照ください。

(3) 研究体制

a. 個人研究者が個人(１人)で研究を進めます(ただし、必要な場合には、研究費の範囲内で研究補助者を配置することは可能です)。
b. JST は、研究環境の整備、研究の広報やアウトリーチ、特許出願等、支援活動を行います。
c. 研究実施場所については、研究内容や研究環境を考慮しつつ、個人研究者ならびに研究を実施する機関とご相談の上、決定します(ただし、個人研究者が自ら研究実施場所を準備することが前提となります)。所属機関以外で研究することも可能です。
d. 修士課程あるいは博士課程の学生が研究実施することも可能ですが、必ず、「2.2.4 応募要件」(19 ページ）で詳細を御確認ください。
e. 個人研究者が責任を持って研究環境を整備し研究を完遂できると認められる場合には、所属機関を持たない個人研究者を JST が雇用し、受け入れ機関において研究を実施することも可能です。ただし、JST がその必要性を厳格に審査するとともに学生は JST 雇用の対象外とします。

2.1.3　ACT-I 事業推進の流れ

(1) 課題の募集・選考

JST は、国が定める戦略目標のもとに定められた研究領域ごとに、研究提案を募集します。選考は、研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳しくは、「2.2　課題の募集・選考」(18 ページ)をご参照ください。

(2) 研究計画の作成

採択後、個人研究者は研究期間全体（1 年 4 ヶ月以内）を通した通期研究計画書を作成します。また、年度ごとに年度研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制が含まれます。

※ 詳しくは、「2.3.1　研究計画の作成」(24 ページ)をご参照ください。

(3) 契約

研究課題の推進にあたり、JST は個人研究者が研究を実施する研究実施機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 詳しくは、「2.3.2　研究契約」(25 ページ)をご参照ください。

(4) 研究実施

平成 28 年 12 月から平成 30 年 3 月までの 1 年 4 ヶ月以内の期間で、研究を実施していただきます(第 2 年次の年度末まで実施可能です)。なお、進捗評価の結果によっては、採択課題の三分の一程度が加速フェーズの支援を受けることが可能になります。加速フェーズを希望して支援対象となった場合、平成 30 年 4 月から最長 2 年間、予算を増額した研究を実施することができます。

(5) 評価

研究総括は、研究の進捗状況や研究成果を把握し、領域アドバイザー等の協力を得て、研究開始 1 年後を目処に進捗評価を行い、新たに最長 2 年間の加速フェーズを設けて支援できる研究課題を決定します。

研究期間の最終年度に、全課題について事後評価を行います。また、課題評価とは別に、研究領域と研究総括を対象とした領域評価が行われます。

※ 詳しくは、「2.3.7　研究課題評価」(31 ページ)ならびに「2.3.8　研究領域評価」(31 ページ)をご参照ください。

2.2　課題の募集・選考

2.2.1　募集対象となる研究提案

(1) 「第 1 章　1.1　研究提案を募集する研究領域」(10 ページ ~)に記載の研究領域に対する研究提案を募集します。

(2) 各研究領域の概要については、「第 5 章　募集対象となる研究領域」(137 ページ ~)記載の各研究領域の「研究領域の概要」、および「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をよくお読みになり、研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。

2.2.2　募集期間

平成 28 年 6 月 1 日(水)～7 月 27 日(水)午前 12 時(正午)〈厳守〉

その他、説明会・選考等の日程については、「1.3　募集・選考スケジュールについて」(13 ページ)をご参照ください。

2.2.3　採択予定課題数

今回の公募での採択数は、最大で 30 件程度とします。

※ 採択件数は、予算等の諸事情により変動する場合があり得ます。

2.2.4　応募要件

応募の要件は以下の通りです。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体ないし一部を中止(早期終了)します。

また、応募に際しては、下記に加え、「第 7 章　応募に際しての注意事項」(172 ページ)ならびに「第 8 章　戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」(188 ページ)に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

(1) 応募者の要件

a. 応募者は、個人研究者となる方ご本人であること。

b. 応募者は、平成 28 年 4 月 1 日時点で 35 歳未満の方であること。但し、学生の方は大学院生に限り応募が可能です。

c. 自らが研究構想の発案者であるとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進すること。なお企業等に所属する研究者であって、ACT-I 研究の趣旨に沿った個人型研究を十分に遂行できる研究者も対象となります。

d. 修士課程もしくは博士課程在学中の学生が応募する際は、学生及び指導教員が双方署名の上、以下の項目について確認したことを示す確認書を e-Rad を通じて提出していただきます。確認書においては、指導教員は、以下の事項等に関して責任を負っていただきます。

●学生の所属機関と JST との間で、募集要項に示す委託研究契約の締結が可能であること

●研究提案者である学生が、委託研究契約において委託研究を中心的に行う「研究実施担当者」として委託研究を実施すること

●指導教員が委託研究契約において委託研究を総括する「研究実施責任者」として、委託研究契約における責任を負うこと。

●学生と所属機関が、研究成果として生じる知的財産権の取り決めを行うことについて所属機関が合意すること。

確認書の様式は、以下のページより入手していただき、学生・指導教員が双方署名したものを e-Rad よりアップロードしてください。

http://senryaku.jst.go.jp/teian/koubo/act-i_confirm.pdf

ACT-I に関する委託研究契約の様式は、以下のページをご参照ください。

(研究提案者が学生以外の場合)

http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h28/h28s201keiya160401.pdf

(研究提案者が学生の場合)

http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h28/h28s203keiya160601.pdf

e. 日本国籍を持つ研究者もしくは日本国内で研究を実施する外国人研究者。

・日本国籍を持つ研究者：

海外の研究機関での研究実施を提案される場合は、原則として、当該研究機関と JST との間で研究契約を締結し、別に JST が経費執行指針を指定する場合には当該指針に基づき適切な経費執行が可能であることが要件となります。詳しくは、次項(3)ならびに巻末の Q&A をご参照ください。

・日本国内で研究を実施する外国人研究者：

採択時に日本国内の研究機関において研究を行っており、かつ、ACT-I 研究終了まで日本国内で研究を実施することが可能であることが要件となります。また、日本語による事務処理の対応が可能であること(あるいは対応が可能な環境にあること)も要件となります。

※海外の研究機関で研究を実施する日本人研究者、および、日本国内の研究機関で研究を実施する外国人研究者は特に以下についてご注意ください。

・査証(ビザ)の取得、在留期間更新、在留資格変更等の手続きについては、各自にて行っていただきます。研究者が在留資格に関する要件を満たせない場合、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。

・個人研究者の身分等によって、ACT-I 研究が、外国為替および外国貿易法に基づき輸出規制対象になる場合は、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。

f. 全研究期間を通じ、自身のACT-I研究課題を責任をもって遂行することができる研究者であること。

※ 詳しくは、「2.3.5　採択された個人研究者の責務等」(27 ページ)をご参照ください。

g. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JSTが提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは、「7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(172 ページ)をご参照ください。

h. 応募にあたって、以下の4点を確認できること。

・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。

・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」の内容を理解し、遵守すること。

・研究提案が採択された場合、個人研究者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。

・本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Radの応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

(2) ACT-I研究を実施する研究機関の要件

a. ACT-I研究を実施する研究機関(採択された個人研究者の所属機関およびJST専任研究者の研究実施機関)は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。「2.3.6　研究機関の要件・責務等」(29 ページ）に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

(3) 海外の研究機関での研究実施に関する要件

a. 研究総括の承認(様式7)

海外の研究機関等で研究を行う場合、以下について、研究総括の承認を必要とします。海外での実施を希望される場合は、海外での実施を希望する理由を研究提案書の様式7「その他特記事項」に記載してください。なお、研究総括の承認が得られない場合、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。

ア. 研究者の研究構想を実現する上での必要性

イ. 当該海外の研究機関の必要性

b. JSTが指定する研究契約書様式等

研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は 30%以内となります）。その他の海外の研究機関との研究契約締結について、詳しくは「2.3.6 研究機関の要件・責務等(2)研究実施機関が海外機関の場合」(30 ページ～)をご参照ください。

2.2.5 研究提案者と研究総括の利害関係について

研究提案者が研究総括と下記 a.～d.のいずれかの関係に該当する場合は、選考対象から除外されます。なお、ACT-I が個人研究である趣旨を鑑み、学生が研究提案者となる場合においても、下記 a.～d.の「研究提案者」は学生本人を指し、学生の指導教員と研究総括との利害関係は選考に影響しません。

該当の有無について判断が難しい項目が 1 つでもある場合には、事前に下記の利害関係問い合わせ様式をダウンロードして必要事項を記載の上、ファイルを添付して送付先までお問い合わせください。

利害関係問い合わせ様式： https://securekisoken.jst.go.jp/H28youkou_form.doc

送付先： rp-info@jst.go.jp

a. 研究提案者が研究総括と親族関係にある場合。
b. 研究提案者が研究総括と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している場合。あるいは、同一の企業に所属している場合。
c. 現在、研究提案者が研究総括と緊密な共同研究を行っている場合。または過去 5 年以内に緊密な共同研究を行った場合。
（緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。）
d. 過去に通算 10 年以上、研究提案者が研究総括と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にあった場合。“密接な師弟関係”とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とする。また所属は別であっても、研究総括が実質的に研究提案者の研究指導を行っていた期間も含みます。

※ 7 月 4 日までに問い合わせいただいた場合には募集締切までに該当の有無を回答します。それ以降の場合には回答が募集締切後となる場合があります。募集締切後に判明した場合は、研究提案書の受理が取り消されることもあります。

※ (ACT-I - 別紙)提出前確認シート「研究総括と利害関係がないか」もご活用ください。

2.2.6 選考方法

スケジュールは「1.3 募集・選考スケジュールについて」(13 ページ)をご参照ください。

(1) 選考の流れ

ACT-I 研究領域では、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て、書類選考および面接選考により選考を行います。また、外部評価者の協力を得ることもあります。

また、選考において必要に応じて上記以外の調査等を行うことがあります。なお、研究提案者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

以上の選考結果に基づき、JST は研究者および研究課題を選定します。

領域アドバイザーの氏名は、決まり次第、研究提案募集ホームページにてお知らせします。

http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html

(2) 選考に関わる者

公正で透明な評価を行う観点から、JST の規定に基づき、研究提案者に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わらないようにしています。

a. 研究提案者と親族関係にある者。
b. 研究提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。
c. 研究提案者と緊密な共同研究を行う者。
（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究提案者の研究課題の中での研究分担者など、研究提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
d. 研究提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
e. 研究提案者の研究課題と直接的な競争関係にある者。
f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(3) 面接選考の実施および選考結果の通知

a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します。面接選考の日程は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。
http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html
b. 面接選考では、研究提案者ご本人に研究構想の説明をしていただきます。その際、全研究期間を通した希望研究費総額も示してください。なお、面接は日本語で行います。
c. 書類選考、面接選考等の各段階で不採択となった研究提案者には、その都度、選考結果を書面で通知します。また、別途、不採択理由を送付します。
d. 選考の結果、採択となった研究提案者には、その旨を書面で通知するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

2.2.7 選考の観点

(1) 選考基準(事前評価基準)

ACT-I の各研究領域に共通の選考基準は、以下の通りです。(a.～e.の全ての項目を満たしていることが必要です。)

a. 戦略目標の達成に貢献するものであること。

b. 研究領域の趣旨に合致している(補足 1.、補足 2. 参照)こと。

c. 独創的・挑戦的なアイデアに基づく提案で有り、国際的に高水準の発展が将来的に見込まれる研究開発であって、科学技術イノベーションの創出につながる新しい価値の創造が期待できること。

d. 研究提案者は、提案研究の内容、研究姿勢や他の研究者との議論・相互触発の取り組みを通じて、当該 ACT-I 研究領域全体の発展ならびに関係研究分野の継続的な発展への貢献が期待できる存在であること。

e. 以下の条件をいずれも満たしていること。

・研究提案の独創性は、研究提案者本人の着想によるものであること。

・個人型研究として適切な実施規模であること。

＜補　足＞

1. 項目 b.の「研究領域の趣旨」については、「第 5 章　募集対象となる研究領域」(137 ページ ~)記載の各研究領域の「研究領域の概要」および「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をご参照ください。研究領域ごとの独自の選考の観点・方針や運営の方針等についても記載されています。

2. 研究課題の構成は、上記の方針等に沿って研究領域全体で最適化を図るため、研究領域として求める研究課題構成に合致するかも採択の観点の一つとなります。

(2) 研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも、選考の要素となります。詳しくは、「7.3　不合理な重複・過度の集中に対する措置」(174 ページ ~)をご参照ください。

2.3 採択後の研究推進について

2.3.1 研究計画の作成

a. 採択後、個人研究者は研究課題の研究期間(最長 1 年 4 ヶ月)全体を通じた通期研究計画書を作成します。また、年度ごとに年度研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制が含まれます。

b. 研究計画(通期研究計画書および年度研究計画書)は、研究総括の確認、承認を経て決定します。研究総括は選考過程、個人研究者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整などを行います。

※ 研究計画で定める研究費は、研究総括による研究領域のマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究期間の途中で見直されることがあります。

2.3.2 研究契約

a. 研究課題の採択後、原則として JST は個人研究者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。

b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「2.3.6 研究機関の要件・責務等」(29 ページ)をご参照ください。

c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

【重要】

専任として個人研究者が JST に雇用される場合、研究実施機関によっては、通常の委託研究契約と異なる研究契約(共同研究契約等)を締結することとなり、知的財産権の取扱い等を個別に取り決めます。なお、研究実施機関が海外機関の場合、知的財産権は研究契約に基づき、海外機関から JST に無償譲渡され、JST 持ち分については、原則として個人研究者と JST の共有となります。

2.3.3 専任研究者について

採択時に研究機関、企業等に所属されていない、あるいは所属機関の都合により退職せざるを得ない方を JST が雇用して参加する研究者を専任研究者とよびます。専任研究者となるためには、事前に行なわれる JST 雇用の必然性についての厳格な審査を経て、JST との雇用契約がなされる必要があります。また、学生は JST 雇用の対象外とします。

JST が個人研究者に支給する報酬は、JST の規定に基づき、年俸制となっています。年俸には給与・諸手当および賞与等のすべてが含まれています。また、社会保険については、JST 加盟の健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金および雇用保険に加入していただきます。

(注) 研究期間中の所属機関の変更等必要に応じて、参加形態を変更することは可能です。

2.3.4 研究費

JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費 (直接経費の 30%が上限)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

(1) 研究費(直接経費)

a. 物品費：新たに設備(※1)・備品・消耗品等を購入するための経費

b. 旅 費：個人研究者（研究担当者（学生の場合は研究実施担当者））および研究計画書記載の研究参加者等の旅費

c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、個人研究者を除く）の人件費・謝金

d. その他：研究成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下、「機器共用システム」という）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「2.3.10 その他留意事項」(32 ページ)をご参照ください。

(注)研究費(直接経費)として支出できない経費の例

・研究目的に合致しないもの

・間接経費による支出が適当と考えられるもの

(注) JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/top2.html

（注）ACT-I では、研究の補助的作業を担う者（研究補助員）の人件費・謝金の計上は可能ですが（但し 3 名まで)、研究の一部を主体的に担う者（研究員相当）の参加は認められません。

(2) 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%を上限として措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

(3) 繰越について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています【但し、大学等に区分される研究機関が対象】。

なお、平成 28 年度が JST の国立研究開発法人としての中長期目標期間の最終年度にあたるため、平成 28 年度から平成 29 年度にかけての委託研究費の繰越につきましては、財務省協議を経て、文部科学省の承認が必要となります。そのため、中長期目標期間内の取扱いと比べ要件や事務手続きが大きく異なります。本取扱いの詳細は、別途ご案内する予定です。

2.3.5 採択された個人研究者の責務等

(1) 個人研究者には、JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 個人研究者には、提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

a. 募集要項等の要件を遵守する。

b. 研究上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)や不正使用などを行わない。

c. 研究上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム教材)を受講し修了するとともに、参加する研究補助員に対して履修義務について周知し、内容を理解してもらうことを研究補助員と約束する。詳しくは、「7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(172 ページ)をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(3) 個人研究者および研究補助員は、研究上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)を修了することになります。詳しくは、「7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(172 ページ)をご参照ください。

(4) 研究環境および管理

個人研究者には、研究の推進に必要な研究実施場所・研究環境を整える責任があります。

なお、研究実施場所・研究環境が研究の推進において重大な支障があると認められる場合には研究課題の中止等の措置を行うことがあります。

(5) 研究の推進および報告書の作成等

個人研究者は、研究の推進全般、研究成果等について責任を負っていただきます。また、研究計画書の作成や定期的な報告書等の提出を行っていただきます。

(6) 個人研究者には、研究費の執行管理・運営、事務手続き、研究補助員等の管理、出張等について責任を負っていただきます。なお、個人研究者が学生の場合には、指導教員も JST との委託研究契約における「研究実施責任者」としての責任を負っていただきます。例えば、委託研究契約第１３条における不正行為等を学生が行った場合、その責任は学生のみならず指導教員も負うこととなります。

(7) 研究成果の取り扱い

個人研究者には、研究総括等に研究進捗状況を報告していただきます。また、国内外での研究成果の発表や、知的財産権の取得を積極的に行っていただきます。研究実施に伴い、得られた研究成果を論文等で発表する場合は、ACT-Iの成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JSTが国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加し、研究成果を発表していただきます。

(8) 個人研究者には、研究総括や領域アドバイザーとともに合宿形式の領域会議(原則として年 2 回)に参加し、研究成果の発表等を行っていただきます。領域会議において研究総括や領域アドバイザー等と議論・交流をするとともに、若手研究者同士がお互いに切磋琢磨し相互触発することを通じて、将来の連携につながる研究者のヒューマンネットワーク構築が促されることを ACT-I では重視しています。

(9) 個人研究者は、科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。

※ 詳細は、「序章 2-3「国民との科学・技術対話」について」(6 ページ)をご参照ください。

(10) 個人研究者には、JST と研究機関等との研究契約および JST の諸規定等に従っていただきます。

(11) JST は、研究課題名、構成員や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)および内閣府(「第 7 章　応募に際しての注意事項」(172 ページ ~))へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、個人研究者に各種情報提供をお願いすることがあります。

(12) 戦略的創造研究推進事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査、その他各種検査等に対応していただきます。

(13) 研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

2.3.6 研究機関の要件・責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

(1) 研究実施機関が国内機関の場合

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

(提案者が学生以外の場合)

http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h28/h28s201keiya160401.pdf

(提案者が学生の場合)

http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h28/h28s203keiya160601.pdf

b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正) 」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります(「7.5 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) 」に基づく体制整備について」(178 ページ))。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「7.6 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」(179 ページ))。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 a.b.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 研究機関は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委

託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります）。

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

(2) 研究実施機関が海外機関の場合

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は30%以内となります）。また、研究契約書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 海外機関用の研究契約書雛形等については、以下の URL をご参照ください。

http://www.jst.go.jp/kisoken/presto/en/2016presto/index.html

b. 研究機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究費の支出・管理等を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合の収支簿に相当)を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。

c. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります(海外機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)は適用されません)。

※経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト*2」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JSTが研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

2.3.7 研究課題評価

(1) 研究総括は、領域アドバイザー等の協力を得て、研究開始 1 年後を目処に進捗評価を行い、新たに最長 2 年間の加速フェーズを設けて支援できる研究課題を決定します。

(2) 研究総括は、領域アドバイザー等の協力を得て、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に研究課題の事後評価を実施します。

(3) 上記の他、研究総括が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。

(4) 研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JST が選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

2.3.8 研究領域評価

2.3.7 の研究課題評価とは別に、研究領域と研究総括を対象とした研究領域評価が行われます。戦略目標の達成へ向けての進捗状況、研究領域の運営状況等の観点から評価が実施されます。

2.3.9 ACT-I・さきがけ・CREST で得られた成果の展開

(1)AIPプロジェクトにおける成果最大化

AIPネットワークラボを構成する研究領域（2ページ）については、ラボ内の連携はもとより、理化学研究所の革新知能統合研究センターとの緊密な連携のもと、推進すべき研究テーマの効果的な協働や役割分担について検討し、研究成果の双方向の受け渡しや人材交流を進め、AIPプロジェクトの成果最大化に貢献していきます。

(2) ACCELプログラムへの展開

CREST・さきがけ採択後はJSTによる各研究課題の進捗状況・成果の調査・把握に基づき、成果のACCELでの展開を検討していただく場合などがあります。なお、ACCELの研究開発課題としての採択にあたっては、別途、選考が行われます。

ACCEL とは、戦略的創造研究推進事業（CREST・さきがけ・ERATO など）で創出された世界をリードする顕著な研究成果のうち、有望なもののすぐには企業などではリスクの判断が困難な成果を抽出し、プログラムマネージャー（PM）のイノベーション指向の研究開発マネジメントにより、技術的成立性の証

*2 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list

明・提示（Proof of Concept：POC）及び適切な権利化を推進することで、企業やベンチャー、他事業などに研究開発の流れをつなげることを目指すプログラムです。

2.3.10 その他留意事項

(1) 研究設備・機器の共用促進について

「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、機器共用システム*3 という 。）を運用することが求められています。また、「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、「競争的研究費による大型設備・機器は原則共用とすることが適当」とされています。詳しくは以下をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

これらを踏まえ、大学及び国立研究開発法人等の研究機関においては、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについて、複数の研究費の合算による購入・共用、提案研究課題の推進に支障ない範囲での他の研究等による共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などを積極的に検討して下さい。所属機関・組織において機器共用システム等を構築している場合は、提案研究課題に活用可能な既存の機器等と重複の無いことを確認し、共用可能な機器の積極的な活用に努めてください。また、提案研究の直接経費で購入する研究設備・機器の機器共用システム等への積極的な登録を検討してください。なお、機器共用システムの活用状況については事後に確認することがあります。

なお、上記の機器共有システムは、「設備サポートセンター整備事業」によって整備されている設備サポートセンターの仕組み等の既存の取り組みや、平成28年度に新規募集が予定されている「先端研究基盤共用促進事業（新共用システム導入支援）」に採択された研究組織が構築する共用システムなどが該当すると考えられますが、それ以外の各大学や国立研究開発法人等における研究組織が既に整備していたり今後構築する仕組みも該当すると考えられます。機器共用システムが構築されていない大学や国立研究開発法人等においては、これらを活用・発展させる等により、早期に構築されることが期待されます。

*3 機器共用システムについて、今後、先端研究基盤部会を通じて、その取組をフォローアップしていきます。各大学等における担当窓口についても部会ホームページを通じて公開していく予定です。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

2.4 研究提案書(様式)の記入要領

提出書類の一覧は、以下の通りです。次ページ以降の研究提案書の記入要領に従い、研究提案書を作成してください。

提案書様式は必ず本年度の様式を使用してください。提案書様式を e-Rad からダウンロードしてご利用のうえ、提案書の作成にあたっては「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」の記載をご確認ください。

様式番号	書類名
様式　1	研究提案書
様式　2	研究構想
様式　3	用語の説明
様式　4	主要論文・招待講演・特許等リスト
様式　5	他制度での助成等の有無
様式　6	人権の保護および法令等の遵守への対応
様式　7	その他特記事項

※ ファイルの容量は 3 MB 以内を目途に作成ください。

※ 学生が研究提案者となる場合は、上記様式のほか、以下の様式に示す「確認書」に学生・指導教員の双方が署名のうえ、e-Rad を通じてご提出ください。

確認書様式：http://senryaku.jst.go.jp/teian/koubo/act-i_confirm.pdf

※ 提案書作成前に必ず「2.2.5　研究提案者と研究総括の利害関係について」(22 ページ)もしくは(ACT-I - 別紙)提出前確認シート「研究総括との利害関係がないか」の部分をご確認ください。明確に判断し難い項目が 1 つでもある場合には、事前に下記の利害関係問い合わせ様式をダウンロードして必要事項を記載の上、ファイルを添付して送付先までお問い合わせください。

利害関係問い合わせ様式：　https://securekisoken.jst.go.jp/H28youkou_form.doc

送付先：　rp-info@jst.go.jp

※ 研究提案の応募方法については、「第 8 章　府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」(192 ページ)をご参照ください。

※ 応募に当たっては、「第 7 章　応募に際しての注意事項」(172 ページ)ならびに「第 8 章　戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」(188 ページ)をご理解の上、ご応募ください。

(ACT-I - 別紙)

提出前確認シート

○ 締切に十分余裕を持ってご確認ください

主な確認ポイント		詳細	チェック欄
e-Rad に研究者登録が済んでいるか		「第 9 章」(192 ページ)	□
研究倫理教育に関するプログラムを修了したか		「7.1 章」(172 ページ)	□
研究総括と利害関係がないか※		「2.2.5」(22 ページ)	
a	研究総括と親族関係にある。		該当なし□
b	研究総括と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している。あるいは、同一の企業に所属している。		該当なし□
c	現在、研究総括と緊密な共同研究を行っている。または過去 5 年以内に緊密な共同研究を行ったことがある。(緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。)		該当なし□
d	過去に通算 10 年以上、研究総括と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にあったことがある。“密接な師弟関係”とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とします。また所属は別であっても、研究総括が実質的に研究指導を行っていた期間も含みます。		該当なし□

※利害関係で明確に判断し難い項目が 1 つでもある場合には、必ず利害関係問い合わせ様式(https://securekisoken.jst.go.jp/H28youkou_form.doc)をダウンロードして必要事項を記載の上、ファイルを添付して送付先までお問い合わせください(送付先：rp-info@jst.go.jp)。

○ 提出期限について

締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生しています。時間的余裕を十分に取って、応募を完了するようお願いします。

○ 各様式について

提案書については漏れがないかチェックの上、提出してください。なお、提案書に不備がある場合には不受理となる可能性がありますので、ご注意ください。

	項目	主な確認ポイント	チェック欄
	e-Rad へのデータ入力	記載漏れがないか。	□
様式 1	研究提案書	記載漏れがないか。 e-Rad 入力データとの不整合はないか。	□
様式 2	研究構想	PDF に変換された状態で、3 ページ以内か。	□
様式 3	用語の説明	PDF に変換された状態で、1 ページ以内か。	□
様式 4	論文・特許等リスト	PDF に変換された状態で、2 ページ以内か。	□
様式 5	他制度での助成等の有無	記載漏れがないか。	□
様式 6	人権の保護および法令等の遵守への対応	該当しない場合にも、その旨記述したか。	□
様式 7	その他特記事項		□
確認書	確認書(学生が研究提案者となる場合のみ要)	確認書の項目について学生・指導教員が同意し、署名したものを PDF に変換したか。	□

研究提案書(様式)の記入要領

区分 4

(ACT-I - 様式 1)

平成 28 年度募集 ACT-I 研究提案書

研究課題名	*(20 字程度)*
研究者氏名	
生年月日	昭和/平成　○○年　○月　○日
所属機関・部署・役職	*学生は、大学院名・研究科名・修士/博士学年を記入してください。* 学生は、提案時点での日本学術振興会特別研究員(DC)の申請・受給状況について以下のいずれかにチェックをしてください。 □申請中　□受給中（　年目）　□申請・受給していない *※他機関の支援制度によっては JST の研究費を同時に受給できない可能性がありますので、必ず各機関に事前に確認の上ご応募をお願いします。*
研究者番号	○○○○○○○○ *府省共通研究開発管理システム(e-Rad〔http://www.e-rad.go.jp/〕)へ* *研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記入してください。*
学歴	(記入例) 平成○○年　○○大学○○学部卒業 平成○○年　○○大学大学院○○研究科修士課程○○専攻修了 (指導教員：○○○○教授)【記入必須】 平成○○年　○○大学大学院○○研究科博士課程○○専攻修了 (指導教員：○○○○教授)【記入必須】 平成○○年　博士(○○学)(○○大学)取得
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	(記入例) 平成○○年～○○年　○○大学○○学部　助手 ○○教授研究室で○○○○○について研究 平成○○年～現在　○○研究所　研究員 ○○博士研究室で○○○に関する研究に従事
個人研究者の情報	URL: 【研究者情報を公開しているホームページ（個人のホームページ、researchmap ページ、等）があれば URL を記載ください】
希望する研究費	全研究期間での研究費希望総額(　　万円) ※間接経費を含まない額を記入してください。 ※300 万円を標準とします。それを超える研究費（最大で 500 万円程度）を記載することも可能ですが、その場合は研究構想にその理由を明記してください。
希望する参加形態	□委託予定先機関に所属　□専任　□学生
研究実施場所についての希望	□現所属機関 □その他(研究実施場所：　　)

・応募研究領域

研究提案は「ACT-I」「さきがけ」「CREST」の全ての研究領域の中から 1 件のみ応募できます。なお、平成 28 年度に第 1 期募集領域に応募された方も応募が可能ですが、採択はいずれか一つの研究領域となります。

・役職

特任准教授、テニュアトラック助教など、略さずに正しく記入してください。

・研究者番号

応募は e-Rad より行っていただきますが、e-Rad を利用するためには事前に研究者情報の登録が必要です。e-Rad ログイン ID がない方は、募集要項の 9.4.1 をお読みください。

・希望する参加形態

以下に基づいて、「委託予定先機関に所属」「専任」「学生」のうちいずれか一つにチェックをしてください。

＜学生以外の方が研究提案者となる場合＞

委託予定先機関に所属：採択時に研究機関、企業等に所属して ACT-I 研究に参加する場合

専任：採択時に研究機関、企業等に所属されていない、
或いは所属機関の都合により退職せざるを得ない方を JST が雇用して参加する場合

＜学生の方が研究提案者となる場合＞

学生：採択時に修士課程もしくは博士課程在学中の学生である場合
（JST が雇用する専任研究者としての参加はできません）

・研究実施場所についての希望

研究を行う予定の場所にチェックをしてください。「□その他」を選ばれた方については、採択された際にご相談させていただくこととなります。なお、応募に際しての事前のご相談もお受けします。

(ACT-I 様式 2)

研究構想

- *さまざまな専門分野の評価者にとって理解しやすいように記述してください。そのため、必要に応じて図表(カラー可)も用いてください。*
- *A4 用紙　3 ページ以内(厳守)で記述してください。また、10.5 ポイント以上の文字等を使用してください。(これらが遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。)*
- *研究提案書からは、本様式に限らず、斜体の注意書き等を削除して構いません。*

1. 研究提案の要旨

本研究提案の要旨を 400 字以内（句読点を含む）で記述してください。

2. 研究の目的・背景

本研究提案における研究開発の目的、当該研究開発構想に至った経緯、ご自身のこれまでの研究開発との関連等を記述してください。必要に応じて研究業績リストの論文番号を引用してください。

3. 研究開発内容

本研究提案での目標（1 年 4 ヶ月の ACT-I 終了時点での達成目標）と、そのための具体的な研究開発項目、自身の研究構想の挑戦性（なぜその研究開発を成功させることが一般には難しいのか、どのようなアイデアで問題を解決しようとしているのか）を、さまざまな専門分野の研究者にもその価値が伝わるようにわかりやすく、かつ、自身と同じ専門分野の研究者が研究開発内容の妥当性を的確に評価できるように具体的に記述してください。

また、研究費（直接経費）が 300 万円を超える場合はその理由を簡潔に記述してください(最大 500 万円程度)。

4. 研究開発の独創性・新規性および類似研究との比較

関連分野の国内外の研究開発動向を含めて、研究開発の独創性・新規性とその関連研究分野における位置づけを記述してください。

5. 未来ビジョン

本研究提案により、どのような新たな価値を創造することを狙っているのか、どのような未来を切り拓こうと考えているのかを記述してください。

3 ページ以内厳守

(ACT-I 様式 3)

用語の説明

- *さまざまな専門分野の評価者が研究内容を理解するために有用と思われる用語の説明を記述してください。必要に応じて図表(カラー可)も加えて構いません。*
- *A4 用紙　1 ページ以内(厳守)で記述してください。(遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。)*
- *用語の説明では、研究構想とは違って、文字の大きさを自由に調整していただいてかまいません。*

1 ページ以内厳守

(ACT-I 様式 4)

研究業績リスト

・ 主要論文・招待講演等の研究業績のリストを、A4 用紙 2 枚以内(厳守)で記述してください。(遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。)
・ 文字の大きさや行間は見やすく調整していただいてかまいません。

1. 論文リスト

・査読付き論文誌・国際会議プロシーディングスに掲載された研究提案者の研究業績について、提案者本人が筆頭著者である論文とそうでない論文に分けて発表総数を記述してください。
・発表総数に続き、主要論文一覧を、それぞれ現在から順に発表年次を過去に遡って記述してください。記述にあたっては、(1)～(5)を通して行頭に連番を付けてください。その行頭の論文番号は、研究構想の記述中で引用できます。
・主要論文一覧の記載項目は以下の通りとしてください。
著者(著者は全て記述してください。また、提案者に下線を引いてください)、発表論文名、掲載誌(国際会議プロシーディングスの場合は投稿先国際会議)、巻号・ページ・発表年

(1) 査読付き論文誌：提案者が筆頭著者の論文　　計＿＿＿報
【このうち主要論文一覧】

(2) 査読付き論文誌：提案者が筆頭著者でない論文　　計＿＿＿報
【このうち主要論文一覧】

(3) 査読付き国際会議プロシーディングス：提案者が筆頭著者の論文　　計＿＿＿報
【このうち主要論文一覧】

(4) 査読付き国際会議プロシーディングス：提案者が筆頭著者でない論文　　計＿＿＿報
【このうち主要論文一覧】

(5) 上記以外の論文・口頭発表　　計＿＿＿件
【このうち主要論文・口頭発表一覧】

2. 招待講演リスト

・研究提案者の招待講演の総数を記述してください。
・招待講演の総数に続いて、このうち主要な招待講演があれば具体的に記述してください。
・行頭に連番をつけてください。

招待講演　　計＿＿＿件

【このうち主要な招待講演一覧】

3. 受賞リスト

・研究提案者の受賞総数を記述してください。
・受賞総数に続いて、このうち主要な受賞案件があれば具体的に記述してください。

受賞　　計＿＿＿＿件

【このうち主要な受賞案件】

4. 特許リスト

・発明者に研究提案者が含まれる特許の総数を記述してください。
・特許総数に続いて、このうち主要な特許があれば具体的に記述してください。
・行頭に連番をつけ、記入項目は以下の通りとしてください。項目順は自由です。
*　出願番号・発明者（提案者に下線を引いてください）・発明の名称・出願人・出願日*

出願特許　合計＿＿＿＿件、成立特許　合計＿＿＿＿件

【このうち主要な特許一覧】

5. 特記事項

・上記以外の様々な実績・開発能力・特技等の自己アピールを、具体例を挙げてできるだけ詳しく記述してください。

２ページ以内厳守

(ACT-I 様式 5)

他制度での助成等の有無

提案者ご自身が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度(CREST・さきがけを含む)やその他の研究助成等(民間財団・海外機関を含む)について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記述してください。「7.3　不合理な重複・過度の集中に対する措置」(174 ページ)もご参照ください。

＜ご注意＞

・記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
・現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究提案の選考中にその採否等が判明するなど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、この募集要項巻末に記載されたお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。
・面接選考の対象となった場合には、他制度への申請書、計画書等の提出を求める場合があります。

(記入例)

制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費 (期間全体) (2) 〃 (H28 年度 予定) (3) 〃 (H27 年度 実績)	ｴﾌｫｰﾄ (%)
ACT-I	申請					
科学研究費補助金 (基盤研究 C)	受給	○○○ (○○)	H27.4 － H30.3	代表	(1)　　千円 (2)　　千円 (3)　　千円	

・現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費(期間全体)が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「受給状況」の欄に「申請」などと明記してください)。
・「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
・「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載してください。
・「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください【総合科学技術・イノベーション会議における定義による】。学生が研究提案者となる場合は、週 40 時間のうち ACT-I に従事する時間の割合（%）を記入してください。申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、ACT-I のみに採択されると想定した場合の、現在受けている助成等のエフォートを記載してください。ACT-I のエフォートと、受給中・受給予定の助成等のエフォートを合計して 100%を超えないようにしてください。
・必要に応じて行を増減してください。

(ACT-I - 様式 6)

人権の保護および法令等の遵守への対応

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換え DNA 実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

なお、該当しない場合には、その旨を記述してください。

(ACT-I - 様式7)

その他特記事項

○その他特記事項

・海外での研究実施を希望される場合は、募集要項「2.2.4　応募要件」(19 ページ)をご参照の上、海外での実施を希望する理由を本項に記載してください。
・上記の他、ACT-I に応募した理由、研究に際してのご希望、異動予定があるなどのご事情その他について、自由に記述してください。

2.5 面接対象者資料の記入要領

本資料（面接選考会・補足説明資料）は、面接選考の対象者となった時点で作成いただきます。作成依頼や提出締切日の連絡は、面接選考の対象者へ通知します。

通知が届きましたら、次ページ以降の「面接選考会・補足説明資料」の記入要領に従い、資料を作成ください。

面接選考会・補足説明資料
１．研究実施場所
２．参加形態
３．研究提案実施について、所属機関の人事、契約担当部局等の内諾
４．研究提案実施について上司の内諾
５．全研究期間の研究費計画
６．研究実施場所
７．研究提案の概要
８．その他・御懸念点
９．他制度での助成等の有無など
チェックリスト

戦略的創造研究推進事業(ACT-I)
平成28年度　面接選考会・補足説明資料　(例示)

※黄色のセルは入力必須項目です

研究提案者氏名:	現在の所属機関・部署・役職:			課題 ID:
○○　○○	○○大学	大学院○○研究科	○○	00000000
研究課題名:	○○○○○○○			

英文で提案書を作成した方も、必ず和文を併記してください。

1. [現在の所属機関以外で研究実施する場合]
研究実施場所: ○○大学　大学院○○研究科

2. 参加形態:
以下に基づき、「学生」「専任」「委託予定先機関に所属」のいずれかを選択し記入してください。

＜採択時に学生である場合＞
(1)学生:採択時に修士課程もしくは博士課程在学中の学生である場合(JST が雇用する専任研究者としての参加はできません)
＜それ以外の場合＞
(2)専任:採択時に研究機関、企業等に所属されていない、或いは所属機関の都合により退職せざるを得ない方を JST が雇用して参加する場合
(3)委託予定先機関に所属:採択時に研究機関、企業等に所属して ACT-I 研究に参加する場合

3. 研究提案実施について、所属機関の人事、契約担当部局等の内諾:
[専任の場合] 参加形態を相談していますか?
[企業で実施する場合] 参加形態、エフォート、活動内容、研究環境等を、関係部署(所属部署、人事部署等)と相談していますか?

4. 研究提案実施について上司の内諾:

5. 全研究期間の研究費計画
(1)通期の予算計画(単位:千円)

項目	初年度 (H28.12～H29.3)	2年度 (H29.4～H30.3)	合計 (千円)
物品費			
旅費			
人件費・謝金 (研究補助員費)			
その他			
合計			

(2)研究設備・機器について
「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)において運用することとされている「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、機器共用システムという。)等の、所属組織等における研究設備・機器の共用の仕組みの活用を積極的に検討してください。特に、大学及び国立研究開発法人等においては、汎用性が高く比較的大型の研究設備・機器については、原則、所属研究機関・組織の共用の仕組みに従って取り扱われるものと考えられます。
以上のことから、
①以下に購入を計画する研究設備・機器について、所属する研究組織(学科、専攻、研究所、センター)等において利用可能な設備・機器(共用設備・機器等)と重複がないことを、研究提案者が確認してください。
②研究開始(委託研究契約の締結)にあたっては、大学及び国立研究開発法人等に所属する研究提案者及び主たる共同研究者に係る以下の(b)の設備・機器購入計画について、各々の所属組織等における設備・機器の共用の観点からの妥当性について機器共用システムの責任者による書面による事前確認が必要となります。なお、機器共用システムが運用されていない場合、当該委託研究契約の契約担当者による書面による事前確認が必要となります。このことを予めご了承ください。

□上記①について、確認しました。

□上記②について、了承しました。 ※確認および了承の場合は、上記をチェックください。

(注)機器共用システムが導入されていない研究組織に所属の場合は、大学等研究機関の本部組織における研究戦略担当部門や設備担当部門と連携し、共用の仕組みを導入してください。2.3.10(1)注参照。

・新規に購入する必要がある主要設備(200 万円／件以上のもの)

機器名	概算価格 (単位:百万円)	購入時期 (例:H28.12)

・既に利用しており、本研究でも継続して利用可能なもの

機器名	備考

(3)雇用する研究補助員の人数:　　名

※研究補助員とは、研究データの収集・整理、実験動植物の飼育栽培、実験器具の洗浄等、ACT-I 研究において補助的な作業をしていただく方を指します。

※研究員・技術員を雇用することはできません。

※事務的補助者は雇用できません。

(4)上記以外に特別の大きな経費が発生する場合、その内容をお書き下さい。

6. 研究実施場所

(1)既存の研究室以外のスペースを新たに整備し、使用する場合は、その旨を明記して下さい。

(2)[海外での研究実施を希望する場合(例外措置)]

当該研究機関でなければ実施困難な理由

7. 研究提案の概要

研究提案の概要を平易に記述して下さい(ですます調、200字以内)。採択された場合、新規採択についてのプレス発表原稿の参考資料とさせていただきます。

8. その他・御懸念点

上記の質問項目に関して、あるいはその他、採択となった場合のご懸念点があれば、記載してください。

9. 他制度での助成等の有無など

(1) ACT-I 提案課題のエフォート: ％

(2) 他制度の助成について

・研究提案者ご本人が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度ごとに研究課題名、研究費の額、研究期間、役割（研究代表者、あるいは分担者等）を明記してください。 記入内容が事実と異なる場合、採択されても後日取り消しとなる場合があります。 **・採択結果が発表された等で、先日ご提出いただいた研究提案書の内容から変更があれば反映させて下さい。**

制度名 [1]	受給状況 [2]	研究課題名（研究代表者名）	研究費（千円）[3] (1)H28 (2)H29 (3)期間全体	研究期間（例: H27.4-H30.3）	役割 [4]	エフォート（%）[5]
		（○○ ○○）	(1) (2) (3)			
（目標、研究対象、実験手法等、ACT-I 提案との相違点、関連性）						
		（○○ ○○）	(1) (2) (3)			
（目標、研究対象、実験手法等、ACT-I 提案との相違点、関連性）						
		（○○ ○○）	(1) (2) (3)			
（目標、研究対象、実験手法等、ACT-I 提案との相違点、関連性）						
		（○○ ○○）	(1) (2) (3)			
（目標、研究対象、実験手法等、ACT-I 提案との相違点、関連性）						
		（○○ ○○）	(1) (2) (3)			
（目標、研究対象、実験手法等、ACT-I 提案との相違点、関連性）						

	受給	H28 H29 期間全体	(1) (2) (3)	ACT-I 含むエフォート計
	申請	H28 H29 期間全体	(1) (2) (3)	

（記載にあたっての注意事項）
1）制度名
現在受給中または受給が決定している助成等について、本人受給研究費（期間全体）が多い順に記載してください。
2）「受給状況」
助成等を現在受給中または受給が決定している場合は「受給」、申請中または申請予定であれば「申請」と記入してください。
3）「研究費（千円）」
ご本人が受給している金額（直接経費）を記載してください。
4）「役割」
代表又は分担等を記載してください。
5）「エフォート」
年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記載してください【総合科学技術会議における定義による】。学生が研究提案者となる場合は、週 40 時間のうち ACT-I に従事する時間の割合（%）を記入してください。
申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、ACT-Iのみに採択されると想定した場合の、現在受けている助成等のエフォートを記載してください。ACT-I のエフォートと、現在受けている助成等のエフォートを合計が 100%を超えないようにしてください。
分担金が 0 の研究分担者等で参加している助成等についても、エフォートを割いている場合はそれを記載してください。

チェックリスト
以下の項目について、自由記述、あるいは はい／いいえを選択の上で具体的に記載してください。

1.〈専任の場合〉
1）ACT-I 研究を専任研究者として実施する理由、必要性

2）ACT-I 研究を専任者として実施予定であることを研究機関に告げ、承諾を得ているか。

	（具体的に）

3）ACT-I の希望参加形態について、受入機関に相談しているか。またどのような参加形態を予定しているか。

	（具体的に）

4）ACT-I 期間中の異動等の予定

（具体的に）

2.〈海外で研究実施希望の場合〉

1）希望の参加形態で、ACT-I 研究を機関にて実施予定である事について研究機関の担当部局責任者の承諾を得ているか。

（承諾有無）	（誰に）

2）海外で研究実施を希望される場合には、主に契約上の観点から、当該海外研究機関が要件を満たしていることを確認させていただきます（これらが受け入れられない場合は、原則として契約はできません）。下記要件をご確認いただき、当該海外研究機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

事前に確認すべき契約要件	募集要項	契約書雛形	チェック欄
原則として、JST が指定する契約書様式で契約を締結すること	2.3.6(2)a (p30)	全 条 (APPENDIX を含む)	承諾 □
当該の海外研究機関から JST へ、知的財産権を無償譲渡すること（産業技術力強化法第19条（日本版バイドール規定）は、海外機関に対しては適用されません。）	2.3.6(2)c (p30)	9.1 条	承諾 □
当該の海外研究機関への間接経費の支払いが、研究費（直接経費）の 30%を超えないこと	2.3.6(2)a (p30)	5.3 条	承諾 □
JST が経費執行指針を指定する場合は当該指針に基づき適切な経費執行が可能であること。	2.3.6(2)b (p30)	4～6 条、APPENDIX5	承諾 □
研究費の支出内容を表す経費明細を英文で作成の上、JST へ提出できること。	2.3.6(2)b (p30)	6.2.1 条、APPENDIX	承諾 □

3）共同研究契約の条件（募集要項記載）と雛形について受入機関の担当部局責任者の承諾を得ているか。

（承諾有無）	（「有り」の場合、承諾を得た責任者の部局名と氏名を記載。「無し」の場合、その理由といつ頃までに承諾を得られるかの見込みを記載。）

4）ACT-I 期間中の在留資格を取得、もしくはその見込みがあるか。

	（例：現在は○○の在留資格で、ACT-I 期間中は○○になる。受入機関にて問題なく研究を継続可能）

5）ACT-I 期間内に、所属機関を異動する予定や意向はあるか。

	（具体的に：異動予定機関名称、あるいは異動先として見込む国、地域など）

3.〈企業で研究実施希望の場合〉

1）ACT-I 研究を企業において実施する理由、必要性

（具体的に）

2）ACT-I 研究を企業で実施予定であることを企業に告げ、承諾を得ているか。
また、エフォート、活動内容、研究環境を確保できる見込みか。

	（具体的に、どう確保できる見込みか）

3）ACT-I の希望参加形態について、受入機関に相談しているか。
また、どのような参加形態を予定しているか。

	（具体的に）

4）ACT-I 期間内に、異動／退職の予定や意向はあるか。

	（具体的に）

4.〈外国国籍の場合〉

1）採択時に日本国内の研究機関において研究を行っており、かつ、ACT-I 研究終了まで日本国内で研究を実施することが可能であるか。

	（機関名、ポスト）

2）研究者自身で、日本語による事務処理の対応が可能か

いいえの場合、3）をお答えください。

3）周りに、日本語による事務処理対応が可能な環境にあるか

	（具体的に）

5.〈学生が研究提案者となる場合〉

1）ACT-I 研究を実施予定であることを指導教員に告げ、承諾を得ているか。
（研究提案書の他、提案者と指導教員の署名による確認書を e-Rad を通じて提出いただいています。）

2）ACT-I 研究を実施するにあたって、所属機関と JST が募集要項に基づく委託研究契約を締結することについて、所属機関の契約担当部局の合意を得ているか。また、委託研究契約の条項に基づき、研究成果に関する知的財産権の取扱いについて所属機関と取り決めを行うことについて所属機関の関連部局の合意を得ているか。

	（具体的な状況を記載）

3）ACT-I の研究期間内（平成 30 年 3 月まで）に、就職（内定を含む）の予定はあるか。

（あり・なし）

＜就職を予定している方＞就職後の ACT-I 研究の継続意向について記入してください。
（参考）
就職後も ACT-I 研究を行うためには、ACT-I 研究を兼務することを就職先が認め、かつ、
就職先がJSTと委託研究契約を締結できることが必要です。

（具体的に）

4）その他に研究費を受給する予定の制度等（例：日本学術振興会特別研究員）における従事制限を理解した上で提案を行っているか。

	（具体的に）

第 3 章 さきがけ

3.1 さきがけについて

3.1.1 さきがけの概要

「さきがけ」の概要・特徴は以下の通りです。

a. 国が定める戦略目標の達成に向けて、独創的・挑戦的かつ国際的に高水準の発展が見込まれる先駆的な目的基礎研究を推進します。科学技術イノベーションの源泉となる成果を世界に先駆けて創出することを目的とするネットワーク型研究(個人型)です。

b. 研究領域の責任者である研究総括が、個人研究者を総括し、研究領域を「バーチャル・ネットワーク型研究所」として運営します。

研究総括は、その研究所長の役割を果たす責任者として、領域アドバイザー等の協力を得ながら以下の手段を通じて研究領域を運営します。

・研究領域の運営方針の策定

・研究課題の選考

・研究計画(研究費計画を含む)の調整・承認

・各個人研究者が研究の進捗状況を発表・議論する「領域会議」の開催、研究実施場所の訪問やその他の意見交換等の機会を通じた、個人研究者への助言・指導

・研究課題の評価

・その他、研究活動の様々な支援等、必要な手段

c. 個人研究者は、自らが立案した研究構想の実現に向けて、自己の研究課題の実施に責任を持ちつつ、研究領域全体の目的に貢献するよう研究を推進します。

3.1.2 さきがけの仕組み

(1) 研究費

1 課題あたり予算規模は、原則として 3～4 千万円(通期；研究期間 3 年半以内)です。また、JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接費(直接経費の 30%が上限)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「3.3 採択後の研究推進について」(60 ページ)をご参照ください。

(2) 研究期間

研究期間は、平成 28 年 12 月から平成 32 年 3 月までの 3 年 4 ヶ月以内(第 4 年次の年度末まで実施可能)です。

※ 実際の研究期間は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「3.3　採択後の研究推進について」(60 ページ)をご参照ください。

(3) 研究体制

a. 個人研究者が個人(1 人)で研究を進めます(ただし、必要な場合には、研究費の範囲内で研究補助員を配置することは可能です)。

b. JST は、研究環境の整備、研究の広報やアウトリーチ、特許出願等、支援活動を行います。

c. 研究実施場所については、研究内容や研究環境を考慮しつつ、個人研究者ならびに研究を実施する機関とご相談の上、決定します(ただし、個人研究者が自ら研究実施場所を準備することが前提となります)。所属機関以外で研究することも可能です。

3.1.3　さきがけ事業推進の流れ

(1) 課題の募集・選考

JST は、国が定める戦略目標のもとに定められた研究領域ごとに、研究提案を募集します。選考は、研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳しくは、「3.2　課題の募集・選考」(54 ページ)をご参照ください。

(2) 研究計画の作成

採択後、個人研究者は研究期間全体を通じた通期研究計画書を作成します。また、年度ごとに年度研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制が含まれます。

※ 詳しくは、「3.3.1　研究計画の作成」(60 ページ)をご参照ください。

(3) 契約

研究課題の推進にあたり、JST は個人研究者が研究を実施する研究実施機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 詳しくは、「3.3.2　研究契約」(61 ページ)をご参照ください。

(4) 研究実施

平成 28 年 12 月から平成 32 年 3 月までの 3 年 4 ヶ月以内の期間で、研究を実施していただきます(第 4 年次の年度末まで実施可能です)。

(5) 評価

研究総括は、研究の進捗状況や研究成果を把握し、領域アドバイザー等の協力を得て、研究終了後、速やかに事後評価を行います。また、課題評価とは別に、研究領域と研究総括を対象とした領域評価が行われます。

※ 詳しくは、「3.3.7　研究課題評価」(68 ページ)ならびに「3.3.8　研究領域評価」(68 ページ)をご参照ください。

3.2　課題の募集・選考

3.2.1　募集対象となる研究提案

(1) 「第 1 章　1.2　研究提案を募集する研究領域」(11 ページ ~)に記載の 11 研究領域に対する研究提案を募集します。

(2) 各研究領域の概要については、「第 5 章　募集対象となる研究領域」(137 ページ ~)記載の各研究領域の「研究領域の概要」、および「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をよくお読みになり、研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。

(3) なお、AIP ネットワークラボを構成する研究領域においては、研究総括が選考会に相互参加し、研究総括の判断により選考の途中で応募課題の研究領域を変更することを可能とします。具体的には、「社会と調和した情報基盤技術の構築」領域と「新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出」領域で応募した研究提案の研究領域の変更を可能とします。ただし、CREST からさきがけなど、プログラムをまたがった研究領域の変更はできません。

3.2.2　募集期間

平成 28 年 6 月 1 日(水)～7 月 27 日(水)午前 12 時(正午)〈厳守〉

その他、説明会・選考等の日程については、「第 1 章　1.3　募集・選考（第 2 期）スケジュールについて」(13 ページ)をご参照ください。

3.2.3　採択予定課題数

平成 28 年度研究提案募集では、2 研究領域で 20 件程度とします。

※ 採択件数は、予算等の諸事情により変動する場合があり得ます。

3.2.4　応募要件

応募の要件は以下の通りです。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体ないし一部を中止(早期終了)します。

また、応募に際しては、下記に加え、「第 7 章　応募に際しての注意事項」(172 ページ)ならびに「第 8 章　戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」(188 ページ)に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

(1) 応募者の要件

a. 応募者は、個人研究者となる方ご本人であること。

b. 自らが研究構想の発案者であるとともに、その構想を実現するために自立して研究を推進する研究者。

※ 研究室を主宰する立場にある等により、さきがけ研究の趣旨に沿った個人型研究を十分に遂行できない研究者は対象外となります。

※ 企業等に所属する研究室であっても、さきがけ研究の趣旨に沿った個人型研究を十分に遂行できる研究者は対象となります。

c. 日本国籍を持つ研究者もしくは日本国内で研究を実施する外国人研究者。

・日本国籍を持つ研究者：

海外の研究機関での研究実施を提案される場合は、原則として、当該研究機関と JST との間で研究契約を締結し、別に JST が経費執行指針を指定する場合には当該指針に基づき適切な経費執行が可能であることが要件となります。詳しくは、次項(3)ならびに巻末の Q&A をご参照ください。

・日本国内で研究を実施する外国人研究者：

採択時に日本国内の研究機関において研究を行っており、かつ、さきがけ研究終了まで日本国内で研究を実施することが可能であることが要件となります。また、日本語による事務処理の対応が可能であること(あるいは対応が可能な環境にあること)も要件となります。

※海外の研究機関で研究を実施する日本人研究者、および、日本国内の研究機関で研究を実施する外国人研究者は特に以下についてご注意ください。

・査証(ビザ)の取得、在留期間更新、在留資格変更等の手続きについては、各自にて行っていただきます。研究者が在留資格に関する要件を満たせない場合、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。

・さきがけ個人研究者の身分等によって、さきがけ研究が、外国為替および外国貿易法に基づき輸出規制対象になる場合は、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。

d. 全研究期間を通じ、自身のさきがけ研究課題を責任をもって遂行することができる研究者であること。

※ 詳しくは、「3.3.5　採択された個人研究者の責務等」(63 ページ)をご参照ください。

e. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは、「7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(172 ページ)をご参照ください。

f. 応募にあたって、以下の 2 点を確認できること。

・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。

・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。

・研究提案が採択された場合、個人研究者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。

・本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-RaD の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

(2) さきがけ研究を実施する研究機関の要件

a. さきがけ研究を実施する研究機関(採択された個人研究者の所属機関および JST 専任研究者の研究実施機関)は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。「3.3.6 研究機関の責務等」(66 ページ）に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

(3) 海外の研究機関での研究実施に関する要件

a. 研究総括の承認(様式 7)

海外の研究機関等で研究を行う場合、以下について、研究総括の承認を必要とします。海外での実施を希望される場合は､海外での実施を希望する理由を研究提案書の様式 7 に記載してください。なお、研究総括の承認が得られない場合、研究提案の不採択、研究課題の中止等の措置を行います。

ア. 研究者の研究構想を実現する上での必要性

イ. 当該海外の研究機関の必要性

b. JST が指定する研究契約書様式等

研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は 30%以内となります）。その他の海外の研究機関との研究契約締結について、詳しくは「3.3.6 研究機関の責務等(2)研究実施機関が海外機関の場合」(67 ページ～)をご参照ください。

3.2.5 研究提案者と研究総括の利害関係について

研究提案者が研究総括と下記 a.～d.のいずれかの関係に該当する場合は、選考対象から除外されます。該当の有無について判断が難しい項目が 1 つでもある場合には、事前に下記の利害関係問い合わせ様式をダウンロードして必要事項を記載の上、ファイルを添付して送付先までお問い合わせください。

利害関係問い合わせ様式： https://securekisoken.jst.go.jp/H28youkou_form.doc

送付先： rp-info@jst.go.jp

a. 研究提案者が研究総括と親族関係にある場合。

b. 研究提案者が研究総括と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している場合。あるいは、同一の企業に所属している場合。

c. 現在、研究提案者が研究総括と緊密な共同研究を行っている場合。または過去 5 年以内に緊密な共同研究を行った場合。

（緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。）

d. 過去に通算 10 年以上、研究提案者が研究総括と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にあった場合。“密接な師弟関係”とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とする。また所属は別であっても、研究総括が実質的に研究提案者の研究指導を行っていた期間も含みます。

※ 副研究総括を設定している研究領域においては、副研究総括と上記の関係にあるとされる場合にも同様の扱いとなります。

※ 7 月 4 日までに問い合わせいただいた場合には募集締切までに該当の有無を回答します。それ以降の場合には回答が募集締切後となる場合があります。募集締切後に判明した場合は、研究提案書の受理が取り消されることもあります。

※（さきがけ － 別紙)提出前確認シート「研究総括と利害関係がないか」もご活用ください。

3.2.6 選考方法

スケジュールは「第 1 章 1.3 募集・選考(第 2 期)スケジュールについて」(13 ページ)をご参照ください。

(1) 選考の流れ

研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て、書類選考および面接選考により選考を行います。また、外部評価者の協力を得ることもあります。

書類選考では、研究領域ごとに、応募件数等に応じて、主としてさきがけ研究提案書様式の「(さきがけ - 様式 2)」(73 ページ)を用いた第一段選考を行うことがあります。この第一段選考は、主として、応募研究領域の趣旨に合致しているか(研究領域の目的達成への貢献が見込めるか)、およびさきがけ制度の趣旨に合致しているかの観点から行い、それらを満たす研究提案についてのみ、「(さきがけ - 様式 3)」(75 ページ)による書類選考を行います。詳細については、さきがけ研究提案書様式の「(さきがけ - 様式 2)」(73 ページ)をご参照ください。(いずれの研究領域でこの第一段選考を行うかは、公表しません。)

また、選考において必要に応じて上記以外の調査等を行うことがあります。なお、研究提案者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

なお、AIP ネットワークラボを構成する研究領域においては、研究総括が選考会に相互参加し、研究総括の判断により選考の途中で応募課題の研究領域の変更を行う場合があります。具体的には、「社会と調和した情報基盤技術の構築」領域と「新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出」領域で応募した研究提案の研究領域を変更する場合があります。ただし、CREST からさきがけなど、プログラムをまたがった研究領域の変更は行いません。

以上の選考結果に基づき、JST は研究者および研究課題を選定します。

領域アドバイザーの氏名は、新規研究領域については、決まり次第、研究提案募集ホームページにてお知らせします。また既存研究領域については、さきがけウェブサイトの各研究領域ページをご参照ください。

新規研究領域 : http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html

既存研究領域 : http://www.jst.go.jp/kisoken/presto/index.html

(2) 選考に関わる者

公正で透明な評価を行う観点から、JST の規定に基づき、研究提案者に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わらないようにしています。

a. 研究提案者と親族関係にある者。

b. 研究提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。

c. 研究提案者と緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究提案者の研究課題の中での研究分担者など、研究提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

d. 研究提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

e. 研究提案者の研究課題と直接的な競争関係にある者。

f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(3) 面接選考の実施および選考結果の通知

a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します。面接選考の日程は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html

b. 面接選考では、研究提案者ご本人に研究構想の説明をしていただきます。その際、全研究期間を通した希望研究費総額も示してください。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合、英語での面接も可能です。

c. 書類選考、面接選考等の各段階で不採択となった研究提案者には、その都度、選考結果を書面で通知します。また、別途、不採択理由を送付します。

d. 選考の結果、採択となった研究提案者には、その旨を書面で通知するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

3.2.7 選考の観点

(1) 選考基準(事前評価基準)

さきがけの各研究領域に共通の選考基準は、以下の通りです。(a.～e.の全ての項目を満たしていることが必要です。)

a. 戦略目標の達成に貢献するものであること。

b. 研究領域の趣旨に合致している(補足 1.、補足 2. 参照)こと。

c. 独創的・挑戦的かつ国際的に高水準の発展が見込まれる基礎研究であって、科学技術イノベーションの源泉となる先駆的な成果(補足 3. 参照)が期待できること。

d. 研究提案者は、提案研究の内容、研究姿勢や他の研究者との議論・相互触発の取り組みを通じて、当該さきがけ研究領域全体の発展ならびに関係研究分野の継続的な発展への貢献が期待できる存在であること。

e. 以下の条件をいずれも満たしていること。

・研究提案の独創性は、研究提案者本人の着想によるものであること。

・研究構想の実現に必要な手掛かりが得られていること。

・個人型研究として適切な実施規模であること。

＜補　足＞

1. 項目 b.の「研究領域の趣旨」については、「第 5 章　募集対象となる研究領域」(137 ページ ~)記載の各研究領域の「研究領域の概要」および「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をご参照ください。研究領域ごとの独自の選考の観点・方針や運営の方針等についても記載されています。

2. 研究課題の構成は、上記の方針等に沿って研究領域全体で最適化を図るため、研究領域として求める研究課題構成に合致するかも採択の観点の一つとなります。
3. 本事業で求める「成果」とは、「新技術」を指します。

「新技術」とは、国民経済上重要な、科学技術に関する研究開発の成果であって、「企業化開発」(商業生産で用いる企業的規模での実証試験)がまだ行われていない段階のものを言います。

※「新技術」・「企業化開発」は、国立研究開発法人科学技術振興機構法にて使われている用語です。

(2) 研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも、選考の要素となります。詳しくは、「7.3　不合理な重複・過度の集中に対する措置」(174 ページ ~)をご参照ください。

3.2.8　特定課題調査

(1) 応募された研究提案のうち、少額で短期間に研究データの補完等を行うことができ、それにより次年度以降に応募された場合に評価を的確に行うことが期待される場合に、研究総括が採択課題とは別に、特定課題調査を研究提案者に依頼することがあります。

(2) 特定課題調査の実施は、次年度以降に当該研究領域へ再応募することを条件とします。その際には、他の研究提案と同様に選考を行い、優先的な取り扱いはありません。

(3) 特定課題調査に直接応募することはできません。

3.2.9　研究提案書の様式・記入要領

「3.4　研究提案書(様式)の記入要領」(70 ページ)をご参照ください。

○ 研究領域によっては提案書様式が異なる場合があります。応募される研究領域の提案書様式を e-Rad からダウンロードしてご利用ください。

3.3　採択後の研究推進について

3.3.1　研究計画の作成

a. 採択後、個人研究者は研究課題の研究期間(最長 3 年半)全体を通じた通期研究計画書を作成します。また、年度ごとに年度研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究体制が含まれます。
b. 研究計画(通期研究計画書および年度研究計画書)は、研究総括の確認、承認を経て決定します。研究総括は選考過程、個人研究者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整などを行います。

※ 研究計画で定める研究費は、研究総括による研究領域のマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究期間の途中で見直されることがあります。

3.3.2 研究契約

a. 研究課題の採択後、原則として JST は個人研究者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。

b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.3.6 研究機関の責務等」(66 ページ)をご参照ください。

c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

【重要】

専任として個人研究者が JST に雇用される場合、研究実施機関によっては、通常の委託研究契約と異なる研究契約(共同研究契約等)を締結することとなり、知的財産権の取扱い等を個別に取り決めます。なお、研究実施機関が海外機関の場合、知的財産権は研究契約に基づき、海外機関から JST に無償譲渡され、JST 持ち分については、原則として個人研究者と JST の共有となります。

※ 兼任と専任については、「3.3.3 兼任と専任について」(61 ページ)をご参照ください。

3.3.3 兼任と専任について

採択された個人研究者は、原則、兼任 ※1、専任 ※2 のいずれかの形態で、研究期間中 JST に所属します。いずれの参加形態でも参加できない場合は、事前に相談ください。

(注) 応募に際しては、必要に応じて、研究実施機関等への事前説明等を行ってください。

(注) 研究期間中の所属機関の変更等必要に応じて、参加形態を変更することは可能です。

※1 **兼任**:大学、国公立試験研究機関、国立研究開発法人、財団法人、企業等に所属している方で、JST の所属を兼務して、参加する場合です。JST が研究者に支給する報酬については、JST の規定に基づき、毎月一定額をお支払いします。社会保険については、ご所属の研究機関での加入となります。

※2 **専任**:採択時に研究機関、企業等に所属されていない、あるいは所属機関の都合により退職せざるを得ない方を JST が雇用して参加する場合です。専任研究者となるためには、事前に行なわれる JST 雇用の必然性についての審査を経て、JST との雇用契約がなされる必要があります。JST が個人研究者に支給する報酬は、JST の規定に基づき、年俸制となっています。年俸には給与・諸手当および賞与等のすべてが含まれています。また、社会保険については、JST 加盟の健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金および雇用保険に加入していただきます。

3.3.4 研究費

JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費（直接経費の 30%が上限)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

(1) 研究費(直接経費)

研究費(直接経費)とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

a. 物品費：新たに設備(※1)・備品・消耗品等を購入するための経費
b. 旅 費：研究担当者（さきがけ個人研究者）および研究計画書記載の研究参加者等の旅費
c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、さきがけ個人研究者を除く）の人件費・謝金
d. その他：研究成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下、「機器共用システム」という）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「3.3.10 その他留意事項」(69 ページ)をご参照ください。

(注)研究費(直接経費)として支出できない経費の例
・研究目的に合致しないもの
・間接経費による支出が適当と考えられるもの

(注) JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/top2.html

(注) さきがけでは、研究の補助的作業を担う者（研究補助員）の人件費・謝金の計上は可能ですが（但し３名まで）、研究の一部を主体的に担う者（研究員相当）の参加は認められません。

(2) 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%を上限として措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正）に則り、

間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

(3) 繰越について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています【但し、大学等に区分される研究機関が対象】。

なお、平成 28 年度が JST の国立研究開発法人としての中長期目標期間の最終年度にあたるため、平成 28 年度から平成 29 年度にかけての委託研究費の繰越につきましては、財務省協議を経て、文部科学省の承認が必要となります。そのため、中長期目標期間内の取扱いと比べ要件や事務手続きが大きく異なります。本取扱いの詳細は、別途ご案内する予定です。

3.3.5 採択された個人研究者の責務等

(1) 個人研究者には、JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 個人研究者には、提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

a. 募集要項等の要件を遵守する。

b. 研究上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)や不正使用などを行わない。

c. 研究上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム教材)を受講し修了するとともに、参加する研究補助員に対して履修義務について周知し、内容を理解してもらうことを研究補助員と約束する。詳しくは、「7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(172 ページ)をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(3) 個人研究者および研究補助員は、研究上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)を修了することになります。詳しくは、「7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(172 ページ)をご参照ください。

(4) 研究環境および管理

個人研究者には、研究の推進に必要な研究実施場所・研究環境を整える責任があります。

なお、研究実施場所・研究環境が研究の推進において重大な支障があると認められる場合には研究課題の中止等の措置を行うことがあります。

(5) 研究の推進および報告書の作成等

個人研究者は、研究の推進全般、研究成果等について責任を負っていただきます。また、研究計画書の作成や定期的な報告書等の提出を行っていただきます。

(6) データマネジメントプランの作成及び実施について

平成 28 年度以降に新たに設定された研究領域で採択された個人研究者は、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開、及び公開可能な研究データの運用指針を以下の項目毎にまとめた「データマネジメントプラン」を研究計画書と併せて JST に提出していただきます。

また、上記方針に基づいてデータの保存・管理・公開を実施していただきます。記入項目の詳細については、次の「戦略的創造研究推進事業におけるデータマネジメント実施方針」をご覧ください（http://senryaku.jst.go.jp/teian/koubo/data_houshin.pdf）。

【データマネジメントプランの記入項目】

・管理対象となる研究データの保存・管理方針

・研究データの公開・非公開に係る方針

・公開可能な研究データの提供方法・体制

・公開研究データの想定利用用途

・公開研究データの利活用促進に向けた取り組み

・その他特記事項

【本方針を適用するさきがけ研究領域】

1) 生命機能メカニズム解明のための光操作技術

2) 計測技術と高度情報処理の融合によるインテリジェント計測・解析手法の開発と応用

3) 量子の状態制御と機能化

4) 新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出

（背景）

内閣府の「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」により、「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」が2015年3月に公表され、各省庁、資金配分機関、大学・研究機関等がオープンサイエンスの実施方針及び実施計画を策定することが明記されました。

このような動向を踏まえJSTでは「戦略的創造研究推進事業におけるデータマネジメント実施方針」を策定し、データを積極的に共有・利活用することで研究成果が効果的に創出される、また新しい製品やサービス（市場）の創

出につながると期待される研究領域については、研究代表者が採択後にデータマネジメントプランを作成し、これに基づきデータの保存・管理・公開を実施することとしました。「戦略的創造研究推進事業におけるデータマネジメント実施方針」は以下に掲載しております。

「戦略的創造研究推進事業におけるデータマネジメント実施方針」
http://senryaku.jst.go.jp/teian/koubo/data_houshin.pdf

(7) 個人研究者には、研究費の執行管理・運営、事務手続き、研究補助員等の管理、出張等について責任を負っていただきます。

(8) 研究成果の取り扱い

個人研究者には、研究総括等に研究進捗状況を報告していただきます。また、国内外での研究成果の発表や、知的財産権の取得を積極的に行っていただきます。研究実施に伴い、得られた研究成果を論文等で発表する場合は、さきがけの成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JSTが国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加し、研究成果を発表していただきます。

(9) 個人研究者には、研究総括主催による合宿形式の領域会議(原則として年 2 回)に参加し、研究成果の発表等を行っていただきます。

(10) 個人研究者は、科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。

※ 詳細は、「序章 2-3「国民との科学・技術対話」について」(6 ページ)をご参照ください。

(11) 個人研究者には、JST と研究機関等との研究契約および JST の諸規定等に従っていただきます。

(12) JST は、研究課題名、構成員や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)および内閣府(「第 7 章　応募に際しての注意事項」(172 ページ ~))へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、個人研究者に各種情報提供をお願いすることがあります。

(13) 戦略的創造研究推進事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査、その他各種検査等に対応していただきます。

(14) 研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

3.3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

(1) 研究実施機関が国内機関の場合

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h28/h28s201keiya160401.pdf

b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正) 」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります(「7.5 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) 」に基づく体制整備について」(178 ページ))。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「7.6 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」(179 ページ))。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 a.b. 記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 研究機関は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)

f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります）。

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

　これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

(2) 研究実施機関が海外機関の場合

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は30%以内となります）。また、研究契約書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

　※ 海外機関用の研究契約書雛形等については、以下の URL をご参照ください。

　http://www.jst.go.jp/kisoken/presto/en/2016presto/index.html

b. 研究機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究費の支出・管理等を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合の収支簿に相当)を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。

c. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります(海外機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)は適用されません)。

※経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト*4」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

3.3.7 研究課題評価

(1) 研究総括は、領域アドバイザー等の協力を得て、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施します。

(2) 上記の他、研究総括が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。

(3) 研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JST が選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

3.3.8 研究領域評価

3.3.7 の研究課題評価とは別に、研究領域と研究総括を対象とした研究領域評価が行われます。戦略目標の達成へ向けての進捗状況、研究領域の運営状況等の観点から評価が実施されます。

3.3.9 ACT-I・さきがけ・CREST で得られた成果の展開

(1)AIPプロジェクトにおける成果最大化

AIPネットワークラボを構成する研究領域については、ラボ内の連携はもとより、理化学研究所の革新知能統合研究センターとの緊密な連携のもと、推進すべき研究テーマの効果的な協働や役割分担について検討し、研究成果の双方向の受け渡しや人材交流を進め、AIPプロジェクトの成果最大化に貢献していきます。

(2) ACCELプログラムへの展開

CREST・さきがけ採択後はJSTによる各研究課題の進捗状況・成果の調査・把握に基づき、成果のACCELでの展開を検討していただく場合などがあります。なお、ACCELの研究開発課題としての採択にあたっては、別途、選考が行われます。

ACCELとは、戦略的創造研究推進事業（CREST・さきがけ・ERATOなど）で創出された世界をリードする顕著な研究成果のうち、有望なもののすぐには企業などではリスクの判断が困難な成果を抽出し、プログラムマネージャー（PM）のイノベーション指向の研究開発マネジメントにより、技術的成立性の証明・提示（Proof of Concept：POC）及び適切な権利化を推進することで、企業やベンチャー、他事業などに研究開発の流れをつなげることを目指すプログラムです。

---

*4 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list

3.3.10 その他留意事項

(1) 研究設備・機器の共用促進について

「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、機器共用システム*5 という 。）を運用することが求められています。また、「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ)」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、「競争的研究費による大型設備・機器は原則共用とすることが適当」とされています。詳しくは以下をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

これらを踏まえ、大学及び国立研究開発法人等の研究機関においては、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについて、複数の研究費の合算による購入・共用、提案研究課題の推進に支障ない範囲での他の研究等による共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などを積極的に検討して下さい。所属機関・組織において機器共用システム等を構築している場合は、提案研究課題に活用可能な既存の機器等と重複の無いことを確認し、共用可能な機器の積極的な活用に努めてください。また、提案研究の直接経費で購入する研究設備・機器の機器共用システム等への積極的な登録を検討してください。なお、機器共用システムの活用状況については事後に確認することがあります。

なお、上記の機器共有システムは、「設備サポートセンター整備事業」によって整備されている設備サポートセンターの仕組み等の既存の取り組みや、平成28年度に新規募集が予定されている「先端研究基盤共用促進事業（新共用システム導入支援)」に採択された研究組織が構築する共用システムなどが該当すると考えられますが、それ以外の各大学や国立研究開発法人等における研究組織が既に整備していたり今後構築する仕組みも該当すると考えられます。機器共用システムが構築されていない大学や国立研究開発法人等においては、これらを活用・発展させる等により、早期に構築されることが期待されます。

*5 機器共用システムについて、今後、先端研究基盤部会を通じて、その取組をフォローアップしていきます。各大学等における担当窓口についても部会ホームページを通じて公開していく予定です。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

3.4 研究提案書(様式)の記入要領

提出書類の一覧は、以下の通りです。次ページ以降の研究提案書の記入要領に従い、研究提案書を作成してください。

提案書様式は必ず本年度の様式を使用してください。なお、研究領域によっては提案書様式や応募条件(研究期間、研究費)が異なる場合があります。応募される研究領域の提案書様式を e-Rad からダウンロードしてご利用のうえ、提案書の作成にあたっては「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」の記載をご確認ください。

様式番号	書類名
様式　1	研究提案書
様式　2	研究提案の要旨および研究提案者の主要業績
様式　3	研究構想
様式　4	論文・著書・特許リスト
様式　5	他制度での助成等の有無
様式　6	人権の保護および法令等の遵守への対応
様式　7	照会先・その他特記事項

※ ファイルの容量は 3 MB 以内を目途に作成ください。

※ 提案書作成前に必ず「3.2.5　研究提案者と研究総括の利害関係について」(57 ページ)もしくは(さきがけ - 別紙)提出前確認シート「研究総括との利害関係がないか」の部分をご確認ください。明確に判断し難い項目が 1 つでもある場合には、事前に下記の利害関係問い合わせ様式をダウンロードして必要事項を記載の上、ファイルを添付して送付先までお問い合わせください。

利害関係問い合わせ様式：　https://securekisoken.jst.go.jp/H28youkou_form.doc

送付先：　rp-info@jst.go.jp

※ 研究提案の応募方法については、「第 9 章　府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」(192 ページ)をご参照ください。

※ 応募に当たっては、「第 7 章　応募に際しての注意事項」(172 ページ)ならびに「第 8 章　戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」(188 ページ)をご理解の上、ご応募ください。

（さきがけ - 別紙）

提出前確認シート

○ 締切に十分余裕を持ってご確認ください

主な確認ポイント		詳細	チェック欄
e-Rad に研究者登録が済んでいるか		「第 9 章」（192 ページ）	□
研究倫理教育に関するプログラムを修了したか		「7.1 章」（172 ページ）	□
研究総括と利害関係がないか※		「3.2.5」（57 ページ）	
a	研究総括と親族関係にある。		該当なし□
b	研究総括と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している。あるいは、同一の企業に所属している。		該当なし□
c	現在、研究総括と緊密な共同研究を行っている。または過去 5 年以内に緊密な共同研究を行ったことがある。(緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。)		該当なし□
d	過去に通算 10 年以上、研究総括と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にあったことがある。“密接な師弟関係”とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とします。また所属は別であっても、研究総括が実質的に研究指導を行っていた期間も含みます。		該当なし□

※利害関係で明確に判断し難い項目が 1 つでもある場合には、必ず利害関係問い合わせ様式(https://securekisoken.jst.go.jp/H28youkou_form.doc)をダウンロードして必要事項を記載の上、ファイルを添付して送付先までお問い合わせください（送付先：rp-info@jst.go.jp)。

○ 提出期限について

締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生しています。時間的余裕を十分に取って、応募を完了するようお願いします。

○ 各様式について

提案書については漏れがないかチェックの上、提出してください。なお、提案書に不備がある場合には不受理となる可能性がありますので、ご注意ください。

	項目	主な確認ポイント	チェック欄
	e-Rad へのデータ入力	記載漏れがないか。	□
様式 1	研究提案書	記載漏れがないか。 e-Rad 入力データとの不整合はないか。	□
様式 2	研究提案の要旨および研究提案者の主要業績	PDF に変換された状態で、1. の部分は 2 ページ以内、2. の部分は 1 ページ以内か。	□
様式 3	研究構想	PDF に変換された状態で、A4 用紙 6 ページ以内か。	□
様式 4	論文・著者・特許リスト		□
様式 5	他制度での助成等の有無	記載漏れがないか。	□
様式 6	人権の保護および法令等の遵守への対応	該当しない場合にも、その旨記述したか。	□
様式 7	照会先・その他特記事項		□

研究提案書(様式)の記入要領

区分 4

（さきがけ － 様式 1）

平成 28 年度募集さきがけ 研究提案書

応募研究領域名	
研究課題名	(20 字程度)
個人研究者氏名	
所属機関・部署・役職	
研究者番号	*府省共通研究開発管理システム(e-Rad〔http://www.e-rad.go.jp/〕)へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。*
学歴 (大学卒業以降)	(記入例) 平成○○年　○○大学○○学部卒業 平成○○年　○○大学大学院○○研究科修士課程○○専攻修了 (指導教官：○○○○教授)【記入必須】 平成○○年　○○大学大学院○○研究科博士課程○○専攻修了 (指導教官：○○○○教授)【記入必須】 平成○○年　博士(○○学)(○○大学)取得
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	(記入例) 平成○○年～○○年　○○大学○○学部　助手 ○○教授研究室で○○○○○について研究 平成○○年～現在　　○○研究所　研究員 ○○博士研究室で○○○に関する研究に従事
個人研究者の情報	URL: 【研究者情報を公開しているホームページ(個人ホームページ、researchmap ページ、等)があれば URL を記載ください】
希望する研究費	全研究期間での研究費希望総額(　　万円) ※間接経費を含まない額を記入してください。
希望する参加形態	□兼任　　□専任
研究実施場所に ついての希望	□現所属機関 □その他(研究実施場所：　　)

・**応募研究領域：**研究提案は「CREST」「さきがけ」「ACT-I」の全ての研究領域の中から 1 件のみ応募できます。
・**役職：**特任准教授、テニュアトラック助教など、 略さずに正しく記載ください。
・**研究者番号：**応募は e-Rad より行っていただきますが、利用に当たっては、事前に研究者情報の登録が必要です。e-Rad ログイン ID がない方は、募集要項の 9.4.1 をお読みください。
・**研究実施場所についての希望：**研究を行う予定の場所にチェックをしてください。
「□その他」を選ばれた方については、採択された際にご相談させていただくこととなります。なお、応募に際しての事前のご相談もお受けします。

（さきがけ － 様式 2）

研究提案の要旨および研究提案者の主要業績

1. 要旨

・研究提案の要旨を、A4 用紙 2 枚以内で記述してください。10.5 ポイント以上の文字等を使用してください。（これらが遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。）

・様式 2 は、主として、書類選考において、

(a)応募研究領域の趣旨に合致しているか(応募研究領域の目的達成への貢献が見込めるか;主として、3.2.7.選考の観点(1)選考基準(事前評価基準)(59 ページ)の a.および b.に対応)

(b)当該研究提案がさきがけ制度の趣旨に合致しているか(主として、3.2.7.選考の観点(1)選考基準(事前評価基準)の c.の趣旨である、高い水準の基礎研究であることとイノベーションの源泉となる先駆的な成果の創出可能性とが両立しているか、に対応)

の観点を評価する上で重要な資料となります。

従って、本様式では、さきがけ －様式 3(研究構想)のうち、項目「1. 研究のねらい」に対応する内容を中心に簡潔に記述し、項目 2. ～5. に対応する内容はそれを理解する上で最小限の記述としてください。

(研究構想の妥当性や実現性に係る科学的・技術的な評価は、主としてさきがけ－様式 3 により行います。)

・また、上記の(a)、(b)の観点から、研究領域ごとに書類選考において第一段選考を行う場合があります。

・評価者が理解しやすいよう、必要に応じて図表(カラー可)を入れてください。

2 ページ以内厳守

2. 主要論文・招待講演等リスト

・主要論文・招待講演等リストを、A4 用紙 1 枚以内(厳守)で記述してください。(これらが遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。)
・文字の大きさや行間を調整していただいてかまいません。

(1) 主要論文リスト

・研究提案者の主要論文 5 件以内を、さきがけ-様式 4 の 1. から選択して記載してください。(記載事項および形式は、さきがけ-様式 4 の 1. と同様としてください。)
・行頭に連番をつけてください。

(2) 主要招待講演リスト

・研究提案者の主要な招待講演 5 件以内を記載してください(存在する場合のみで可)。
・行頭に連番をつけてください。

1 ページ以内厳守

（さきがけ- 様式 3）

研究構想

- *評価者が理解しやすいように記述してください。そのため、必要に応じて図表（カラー可）も用いてください。*
- *A4 用紙　6 ページ以内（厳守）で記述してください。また、10.5 ポイント以上の文字等を使用してください。（これらが遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。）*

1. 研究のねらい

2. 研究の背景

当該研究構想に至った経緯、ご自身のこれまでの研究との関連等を記述してください。

3. 研究の独創性・新規性および類似研究との比較

関連分野の国内外の研究動向を含めて記述してください。

4. 研究内容

研究の必要性、予備的な知見やデータと具体的な研究項目と、その進め方（目的・目標達成に当たって予想される問題点とその解決策等を含む）を項目ごとに整理し、記述してください。

5. 研究の将来展望

期待される研究成果、将来展望、知的資産の形成、新技術の創製といった将来的な社会への貢献の内容等について、記述してください。

6. 用語の説明

評価者が研究内容を理解するために必要と思われる用語の説明を記述してください。

6 ページ以内厳守

（さきがけ- 様式 4）

論文・著書・特許リスト

1. 主要な論文・著書等

・近年に学術誌等に発表した論文、著書等の業績のうち重要なものを、現在から順に発表年次を過去に遡って記入してください。提案者本人が筆頭著者のものについては頭に＊印を付けてください。
・論文についての記載項目は以下の通りとしてください。(著書については、これに準じてください。)項目順は自由です。

著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年

2. 参考論文・著書等

・1.以外に、研究提案を理解する上で必要な関連業績がありましたら挙げてください(提案者本人が筆頭著者のものがあれば頭に＊印を付けてください)。
・論文についての記載項目は以下の通りとしてください。(著書については、これに準じてください。)項目順は自由です。

著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年

3. 主要な特許

記載項目は以下の通りとしてください。項目順は自由です。

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

（さきがけ － 様式 5）

他制度での助成等の有無

提案者ご自身が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度（CREST・さきがけを含む）やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。「7.3　不合理な重複・過度の集中に対する措置」（174 ページ~）もご参照ください。

＜ご注意＞

・記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
・現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究提案の選考中にその採否等が判明するなど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、この募集要項巻末に記載されたお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。
・面接選考の対象となった場合には、他制度への申請書、計画書等の提出を求める場合があります。

（記入例）

制度名	受給状況	研究課題名（代表者氏名）	研究期間	役割（代表/分担）	(1)本人受給研究費（期間全体） (2) 〃 (H28 年度 予定) (3) 〃 (H27 年度 実績)	ｴﾌｫｰﾄ（%）
さきがけ	申請					80
科学研究費補助金（基盤研究 C）	受給	○○○ （○○）	H27.4 － H30.3	代表	(1)　　千円 (2)　　千円 (3)　　千円	10

・現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費（期間全体）が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください（「受給状況」の欄に「申請」などと明記してください）。
・「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
・「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額（直接経費）を記載してください。
・「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記載してください。【総合科学技術・イノベーション会議における定義による】。申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、さきがけのみに採択されると想定した場合の、現在受けている助成等のエフォートを記載してください。さきがけのエフォートと、受給中・受給予定の助成等のエフォートを合計して 100%を超えないようにしてください。
・必要に応じて行を増減してください。

（さきがけ － 様式 6）

人権の保護および法令等の遵守への対応

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換え DNA 実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

なお、該当しない場合には、その旨記述してください。

（さきがけ － 様式7）

照会先・その他特記事項

○照会先

当該研究課題についてよくご存じの方を 2 名挙げてください(外国人でも可)。それぞれの方の氏名、所属、連絡先(電話/電子メールアドレス)をご記入ください。選考(事前評価)の過程で、評価者(研究総括および領域アドバイザー)が、本研究提案に関して照会する場合があります。この照会先の記載は必須ではありません。

○その他特記事項

- *同一の研究領域へ2回目、3回目に応募する場合には、前回の提案との相違点について、記載ください。*
- *海外での研究実施を希望される場合は、募集要項「3.2.4　応募要件」(54 ページ)をご参照の上、海外での実施を希望する理由を本項に記載してください。*
- *上記の他、さきがけに応募した理由、研究に際してのご希望、異動予定があるなどご事情その他について、自由に記入してください。*

3.5 面接対象者資料の記入要領

本資料（面接選考会・補足説明資料）は、面接選考の対象者となった時点で作成いただきます。作成依頼や提出締切日の連絡は、面接選考の対象者へ通知します。

通知が届きましたら、次ページ以降の「面接選考会・補足説明資料」の記入要領に従い、資料を作成ください。

※次ページ以降の「面接選考会・補足説明資料」は、研究領域毎に様式が異なる場合があり、あくまでも例示となります。ご注意ください。

面接選考会・補足説明資料
１．研究実施場所
２．参加形態
３．研究提案実施について、所属機関の人事、契約担当部局等の内諾
４．研究提案実施について上司の内諾
５．全研究期間の研究費計画
６．研究実施場所
７．研究提案の概要
８．その他・御懸念点
９．他制度での助成等の有無など
チェックリスト

戦略的創造研究推進事業(さきがけ)
平成28年度 面接選考会・補足説明資料 (例示)

※黄色のセルは入力必須項目です

研究提案者氏名:	現在の所属機関・部署・役職:			課題 ID:
○○ ○○	○○大学	大学院○○研究科	○○	00000000
研究課題名:	○○○○○○○			

英文で提案書を作成した方も、必ず和文を併記してください。

1. [現在の所属機関以外で研究実施する場合]
研究実施場所: ○○大学 大学院○○研究科

2. 参加形態:
兼任:大学、国公研、独法、財団法人、企業等に所属している方で、JST の所属を兼務して、参加する場合
専任:採択時に研究機関、企業等に所属されていない、あるいは所属機関の都合により退職せざるを得ない方を JST が雇用して参加する場合

3. 研究提案実施について、所属機関の人事、契約担当部局等の内諾:
[専任の場合] 参加形態を相談していますか?
[企業で実施する場合] 参加形態、エフォート、活動内容、研究環境等を、関係部署(所属部署、人事部署等)と相談していますか?

4. 研究提案実施について上司の内諾:

5. 全研究期間の研究費計画
(1)通期の予算計画(単位:千円)

項目	初年度 (H28.12～H29.3)	2年度 (H29.4～H30.3)	3年度 (H30.4～H31.3)	4 年度 (H31.4～H32.3)	合計 (千円)
物品費					
旅費					
人件費・謝金 (研究補助員費)					
その他					
合計					

(2)研究設備・機器について
「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)において運用することとされている「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、機器共用システムという。)等の、所属組織等における研究設備・機器の共用の仕組みの活用を積極的に検討してください。特に、大学及び国立研究開発法人等においては、汎用性が高く比較的大型の研究設備・機器については、原則、所属研究機関・組織の共用の仕組みに従って取り扱われるものと考えられます。
以上のことから、
①以下に購入を計画する研究設備・機器について、所属する研究組織(学科、専攻、研究所、センター)等において利用可能な設備・機器(共用設備・機器等)と重複がないことを、研究提案者が確認してください。
②研究開始(委託研究契約の締結)にあたっては、大学及び国立研究開発法人等に所属する研究提案者及び主たる共同研究者に係る以下の(b)の設備・機器購入計画について、各々の所属組織等における設備・機器の共用の観点からの妥当性について機器共用システムの責任者による書面による事前確認が必要となります。なお、機器共用システムが運用されていない場合、当該委託研究契約の契約担当者による書面による事前確認が必要となります。このことを予めご了承ください。

□上記①について、確認しました。
□上記②について、了承しました。
※確認および了承の場合は、上記をチェックください。

(注)機器共用システムが導入されていない研究組織に所属の場合は、大学等研究機関の本部組織における研究戦略担当部門や設備担当部門と連携し、共用の仕組みを導入してください。3.3.10 参照。

・新規に購入する必要がある主要設備(200 万円／件以上のもの)

機器名	概算価格 (単位:百万円)	購入時期 (例:H28.12)

・既に利用しており、本研究でも継続して利用可能なもの

機器名	備考

(3)雇用する研究補助員の人数:　　名

※研究補助員とは、研究データの収集・整理、実験動植物の飼育栽培、実験器具の洗浄等、さきがけ研究において補助的な作業をしていただく方を指します。

※研究員・技術員を雇用することはできません。

※事務的補助者は雇用できません。

(4)上記以外に特別の大きな経費が発生する場合、その内容をお書き下さい。

6. 研究実施場所

(1)既存の研究室以外のスペースを新たに整備し、使用する場合は、その旨を明記して下さい。

(2)[海外での研究実施を希望する場合(例外措置)]

当該研究機関でなければ実施困難な理由

7. 研究提案の概要

研究提案の概要を平易に記述して下さい(ですます調、200字以内)。採択された場合、新規採択についてのプレス発表原稿の参考資料とさせていただきます。

8. その他・御懸念点

上記の質問項目に関して、あるいはその他、採択となった場合のご懸念点があれば、記載してください。

9. 他制度での助成等の有無など

(1)さきがけ提案課題のエフォート: ％

(2)他制度の助成について

・研究提案者ご本人が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度ごとに研究課題名、研究費の額、研究期間、役割（研究代表者、あるいは分担者等）を明記してください。 記入内容が事実と異なる場合、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
・採択結果が発表された等で、先日ご提出いただいた研究提案書の内容から変更があれば反映させて下さい。

制度名 [1]	受給状況 [2]	研究課題名（研究代表者名）	研究費（千円）[3] (1)H28 (2)H29 (3)期間全体	研究期間（例: H27.4-H30.3）	役割 [4]	エフォート（%）[5]
		（○○ ○○）	(1) (2) (3)			
（目標、研究対象、実験手法等、さきがけ提案との相違点、関連性）						
		（○○ ○○）	(1) (2) (3)			
（目標、研究対象、実験手法等、さきがけ提案との相違点、関連性）						
		（○○ ○○）	(1) (2) (3)			
（目標、研究対象、実験手法等、さきがけ提案との相違点、関連性）						
		（○○ ○○）	(1) (2) (3)			
（目標、研究対象、実験手法等、さきがけ提案との相違点、関連性）						
		（○○ ○○）	(1) (2) (3)			
（目標、研究対象、実験手法等、さきがけ提案との相違点、関連性）						

	受給	H28 H29 期間全体	(1) (2) (3)	さきがけ含む エフォート計	
	申請	H28 H29 期間全体	(1) (2) (3)		

（記載にあたっての注意事項）
1）制度名
現在受給中または受給が決定している助成等について、本人受給研究費（期間全体）が多い順に記載してください。
2）「受給状況」
助成等を現在受給中または受給が決定している場合は「受給」、申請中または申請予定であれば「申請」と記入してください。
3）「研究費（千円）」
ご本人が受給している金額（直接経費）を記載してください。
4）「役割」
代表又は分担等を記載してください。
5）「エフォート」
年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記載してください【総合科学技術会議における定義による】。
申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、さきがけのみに採択されると想定した場合の、現在受けている助成等のエフォートを記載してください。さきがけのエフォートと、現在受けている助成等のエフォートを合計が 100%を超えないようにしてください。
分担金が 0 の研究分担者等で参加している助成等についても、エフォートを割いている場合はそれを記載してください。
※行が不足する場合は、左の「＋」ボタンを押してください。それでも足りない場合は、必要に応じて行を増やしてください。

チェックリスト
以下の項目について、自由記述、あるいは はい／いいえを選択の上で具体的に記載してください。

1.〈専任の場合〉
1）さきがけ研究を専任研究者として実施する理由、必要性

2）さきがけ研究を専任者として実施予定であることを研究機関に告げ、承諾を得ているか。

	（具体的に）

3）さきがけの希望参加形態について、受入機関に相談しているか。また、どのような参加形態を予定しているか。

	（具体的に）

4）さきがけ期間中の異動等の予定

（具体的に）

2.〈海外で研究実施希望の場合〉

1)希望の参加形態で、さきがけ研究を機関にて実施予定である事について研究機関の担当部局責任者の承諾を得ているか。

（承諾有無）	（誰に）

2)海外で研究実施を希望される場合には、主に契約上の観点から、当該海外研究機関が要件を満たしていることを確認させていただきます（これらが受け入れられない場合は、原則として契約はできません）。下記要件をご確認いただき、当該海外研究機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

事前に確認すべき契約要件	募集要項	契約書雛形	チェック欄
原則として、JST が指定する契約書様式で契約を締結すること	3.3.6(2)a (p67)	全 条 (APPENDIX を含む)	承諾 □
当該の海外研究機関から JST へ、知的財産権を無償譲渡すること（産業技術力強化法第19条（日本版バイドール規定）は、海外機関に対しては適用されません。）	3.3.6(2)c (p67)	9.1 条	承諾 □
当該の海外研究機関への間接経費の支払いが、研究費（直接経費）の 30%を超えないこと	3.3.6(2)a (p67)	5.3 条	承諾 □
JST が経費執行指針を指定する場合は当該指針に基づき適切な経費執行が可能であること。	3.3.6(2)b (p67)	4～6 条、APPENDIX5	承諾 □
研究費の支出内容を表す経費明細を英文で作成の上、JST へ提出できること。	3.3.6(2)b (p67)	6.2.1 条、APPENDIX	承諾 □

3)共同研究契約の条件（募集要項記載）と雛形について、受入機関の担当部局責任者の承諾を得ているか。

（承諾有無）	（「有り」の場合、承諾を得た責任者の部局名と氏名を記載。「無し」の場合、その理由といつ頃までに承諾を得られるかの見込みを記載。）

4)さきがけ期間中の在留資格を取得、もしくはその見込みがあるか。

	（例：現在は○○の在留資格で、さきがけ期間中は○○になる。受入機関にて問題なく研究を継続可能）

5)さきがけ期間内に、所属機関を異動する予定や意向はあるか。

	（具体的に：異動予定機関名称、あるいは異動先として見込む国、地域など）

3.〈企業で研究実施希望の場合〉

1） さきがけ研究を企業において実施する理由、必要性

（具体的に）

2） さきがけ研究を企業で実施予定であることを企業に告げ、承諾を得ているか。また、エフォート、活動内容、研究環境を確保できる見込みか。

	（具体的に、どう確保できる見込みか）

3） さきがけの希望参加形態について、受入機関に相談しているか。また、どのような参加形態を予定しているか。

	（具体的に）

4）さきがけ期間内に、異動／退職の予定や意向はあるか。

	（具体的に）

4. 〈外国国籍の場合〉

1）採択時に日本国内の研究機関において研究を行っており、かつ、さきがけ研究終了まで日本国内で研究を実施することが可能であるか。

	（機関名、ポスト）

2）研究者自身で、日本語による事務処理の対応が可能か

いいえの場合、3）をお答えください。

3）周りに、日本語による事務処理対応が可能な環境にあるか

	（具体的に）

第 4 章 CREST

4.1 CREST について

4.1.1 CREST の概要

「CREST」の概要・特徴は以下の通りです。

a. 国が定める戦略目標の達成に向けて、独創的で国際的に高い水準の目的基礎研究を推進します。今後の科学技術イノベーションに大きく寄与する卓越した成果を創出することを目的とするネットワーク型研究(チーム型)です。

b. 研究領域の責任者である研究総括が、産・学・官の各機関に所在する研究代表者を総括し、研究領域を「バーチャル・ネットワーク型研究所」として運営します。研究総括は、その研究所長の役割を果たす責任者として、領域アドバイザー等の協力を得ながら以下の手段を通じて研究領域を運営します。

・研究領域の運営方針の策定
・研究課題の選考
・研究計画(研究費、研究チーム編成を含む)の調整・承認
・各研究代表者が研究の進捗状況を発表・議論する「領域会議」の開催、研究実施場所の訪問やその他の機会を通じた、研究代表者との意見交換、研究への助言・指導
・研究課題の評価
・その他、必要な手段

c. 研究代表者は、自らが立案した研究構想の実現に向けて、複数の研究者からなる一つの最適な研究チームを編成することができます。研究代表者は、自らが率いる研究チーム(研究課題)全体に責任を持ちつつ、研究領域全体の目的に貢献するよう研究を推進します。

4.1.2 CREST の仕組み

(1) 研究費

1 課題(1 研究チーム)あたりの予算規模は、原則として 150～500 百万円(通期；通常 5 年 4 ヶ月以内)です(研究領域ごとに予算範囲を設定している場合がありますので「第 5 章　募集対象となる研究領域」(137 ページ)もご参照ください)。また、JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費（直接経費の 30%が上限）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、第 4 章「4.3　採択後の研究推進について」(95 ページ)をご参照ください。

(2) 研究期間

研究期間は、平成 28 年 12 月から平成 34 年 3 月までの 5 年 4 ヶ月以内(第 6 年次の年度末まで実施可能)です。

※ 実際の研究期間は、研究課題の研究計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「4.3　採択後の研究推進について」(95 ページ)をご参照ください。

(3) 研究体制

研究代表者は、複数の研究者からなる一つの最適な研究チームを編成することができます。

a. 研究代表者は、自身の研究室メンバー等による「研究代表者グループ」のみによって構成された研究チームを編成できます。研究構想を実現する上で必要な場合に限り、その他の研究室あるいは研究機関に所属する研究者等からなるグループ(「共同研究グループ」)を含めた研究チームの編成も可能です。

b. 研究チームを構成する研究者のうち「共同研究グループ」を代表する方を「主たる共同研究者」といいます。

c. 研究推進の必要性に応じて、研究員、研究補助員等を研究費の範囲内で雇用し、研究チームに参加させることが可能です。

※ 研究体制にかかる要件については、「4.2.4　応募要件」(90 ページ)をご参照ください。

4.1.3　CREST 事業推進の流れ

(1)　課題の募集・選考

JST は、国が定める戦略目標のもとに定められた研究領域ごとに、研究提案を募集します。選考は、研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳しくは、「4.2　課題の募集・選考」(89 ページ)をご参照ください。

(2) 研究計画の作成

採択後、研究代表者は研究期間全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究チーム構成が含まれます。

※ 詳しくは、「4.3.1　研究計画の作成」(95 ページ)をご参照ください。

(3) 契約

採択後、JST は研究代表者および主たる共同研究者の所属する研究機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 詳しくは、「4.3.2　研究契約」(96 ページ)をご参照ください。

(4) 研究実施

平成 28 年 12 月から平成 34 年 3 月までの 5 年 4 ヶ月以内の期間で、研究を実施していただきます(第 6 年次の年度末まで実施可能です)。

(5) 評価

研究総括は、研究の進捗状況や研究成果を把握し、領域アドバイザー等の協力を得て、研究課題の中間評価および事後評価を行います。また、課題評価とは別に、研究領域と研究総括を対象とした領域評価が行われます。領域評価にも、中間評価と事後評価があります。

※ 詳しくは、「4.3.6　研究課題評価」(102 ページ)ならびに「4.3.7　研究領域評価」(103 ページ)をご参照ください。

4.2　課題の募集・選考

4.2.1　募集対象となる研究提案

(1) 「第 1 章　1.2　研究提案を募集する研究領域」(11 ページ ~)に記載の 2 研究領域に対する研究提案を募集します。

(2) 各研究領域の概要については、「第 5 章　募集対象となる研究領域」(137 ページ ~)記載の各研究領域の「研究領域の概要」、および「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をよくお読みになり、研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。

(3) なお、AIPネットワークラボを構成する研究領域においては、研究総括が選考会に相互参加し、研究総括の判断により選考の途中で応募課題の研究領域を変更することを可能とします。具体的には、「人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築」領域と「イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化」領域で応募した研究提案の研究領域の変更を可能とします。ただし、CRESTからさきがけなど、プログラムをまたがった研究領域の変更はできません。

4.2.2　募集期間

平成 28 年 6 月 1 日(水)～7 月 27 日(水) 午前 12 時(正午) 〈厳守〉

その他、説明会・選考等の日程については、「第 1 章　1.3　募集・選考（第 2 期）スケジュールについて」(13 ページ)をご参照ください。

4.2.3　採択予定課題数

各研究領域における採択予定件数は、3～8 件程度です(研究領域の趣旨や研究提案の状況、予算により変動します)。

4.2.4 応募要件

応募要件は以下の(1)～(3)の通りです。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該研究課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究課題の全体ないし一部を中止(早期終了)します。

また、応募に際しては、下記(1)～(3)に加え、「第 7 章　応募に際しての注意事項」(172 ページ)ならびに「第 8 章　戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」(188 ページ)に記載されている内容をご理解の上、ご応募ください。

(1) 応募者の要件

a. 研究代表者となる研究提案者自らが、国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究を実施する体制を取ること(研究提案者の国籍は問いません)。

※ 以下の方も研究提案者として応募できます。

・国内の研究機関に所属する外国籍研究者。

・現在、特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している研究者で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者(国籍は問いません)。

※ 民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

b. 全研究期間を通じ、研究チームの責任者として研究課題全体の責務を負うことができる研究者であること。

※ 詳しくは、「4.3.4　採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等」(97 ページ)をご参照ください。

c. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは、「7.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」(172 ページ)をご参照ください。

d. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。

・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。

・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正）」の内容を理解し、遵守すること。

・ 研究提案が採択された場合、研究代表者および研究参加者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないこと。
・ 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

(2) 研究体制の要件

以下の要件を満たす必要があります。「4.2.7.　選考の観点」の(1)d.項もご参照ください。

a. 研究チームは、研究代表者となる研究提案者の研究構想を実現する上で最適な体制であること。
b. 研究チームに共同研究グループを配置する場合、共同研究グループは研究構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。
c. 海外研究機関が共同研究グループとして参加する(海外の研究機関に所属する研究者が主たる共同研究者として参加する)場合には、研究構想実現のために、当該の海外研究機関でなければ研究実施が困難であること(研究総括の承認を必要とする)。この場合、知的財産権等の成果の把握が可能であること。

※ 海外の研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合には、研究提案書(CREST－ 様式12)に、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を記載してください。また、「4.3.5　研究機関の責務等」の(2)もご参照ください。

d. 現在さきがけの研究者である方を主たる共同研究者とすることはできません(平成28年度にさきがけ研究が終了する場合を除きます)。

(3) 研究機関の要件

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。「4.3.5　研究機関の責務等」(100 ページ ~)に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

4.2.5　研究提案者と研究総括の利害関係について

研究提案者が研究総括と下記 a.～d.のいずれかの関係に該当する場合は、選考対象から除外されます。該当の有無について判断が難しい項目が 1 つでもある場合には、事前に下記の利害関係問い合わせ様式をダウンロードして必要事項を記載の上、ファイルを添付して送付先までお問い合わせください。

利害関係問い合わせ様式：　https://securekisoken.jst.go.jp/H28youkou_form.doc
送付先：　rp-info@jst.go.jp

a. 研究提案者が研究総括と親族関係にある場合。

b. 研究提案者が研究総括と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している場合。あるいは、同一の企業に所属している場合。
c. 現在、研究提案者が研究総括と緊密な共同研究を行っている場合。または過去 5 年以内に緊密な共同研究を行った場合。(緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。)
d. 過去に通算 10 年以上、研究提案者が研究総括と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にあった場合。“密接な師弟関係”とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とします。また所属は別であっても、研究総括が実質的に研究提案者の研究指導を行っていた期間も含みます。

※ 副研究総括を設定している研究領域においては、副研究総括と上記の関係にあるとされる場合にも、同様の扱いとなります。
※ 7 月 4 日までに問い合わせいただいた場合には募集締切までに該当の有無を回答します。それ以降の場合には回答が募集締切後となる場合があります。募集締切後に判明した場合は、研究提案書の受理が取り消されることもあります。
※ (CREST- 別紙)提出前確認シート「研究総括と利害関係がないか」もご活用ください。

4.2.6 選考方法

スケジュールは「1.3.1 募集・選考スケジュール」(13 ページ)をご参照ください。

(1) 選考の流れ

研究領域ごとに、研究総括が領域アドバイザー等の協力を得て、書類選考および面接選考により選考を行います。また、外部評価者の協力を得ることもあります。

書類選考では、研究領域ごとに、応募件数等に応じて、主として CREST 研究提案書様式の「(CREST - 様式 2)」(110 ページ)による第一段選考を行うことがあります。

この第一段選考は、主として、応募研究領域の趣旨に合致しているか(研究領域の目的達成への貢献が見込めるか)、および CREST 制度の趣旨に合致しているかの観点で行い、それらを満たす研究提案についてのみ、「(CREST - 様式 3)」(112 ページ)による書類選考を行います。詳細については、CREST 研究提案書様式兼記入要領の「(CREST - 様式 2)」(110 ページ)をご参照ください。(いずれの研究領域でこの第一段選考を行うかは、公表しません。)

また、選考において必要に応じて上記以外の調査等を行うことがあります。なお、研究代表者または主たる共同研究者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

なお、AIP ネットワークラボを構成する研究領域においては、研究総括が選考会に相互参加し、研究総括の判断により選考の途中で応募課題の研究領域の変更を行う場合があります。具体的には、「人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築」領域と「イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化」領域で応募した研究提案の研究領域を変更する場合があります。ただし、CREST からさきがけなど、プログラムをまたがった研究領域の変更は行いません。

以上の選考に基づき、JST は研究代表者および研究課題を選定します。

領域アドバイザーの氏名は、新規研究領域については、決まり次第、研究提案募集ホームページにてお知らせします。また既存研究領域については CREST ウェブサイトの各研究領域ページをご参照ください。

新規研究領域 ： http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html

既存研究領域 ： http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/research_area/index.html

(2) 選考に関わる者

公正で透明な評価を行う観点から、JST の規定に基づき、研究提案者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わらないようにしています。

a. 研究提案者等と親族関係にある者。
b. 研究提案者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。
c. 研究提案者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは研究提案者等の研究課題の中での研究分担者など、研究提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
d. 研究提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
e. 研究提案者等の研究課題と直接的な競争関係にある者。
f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(3) 面接選考の実施および選考結果の通知

a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてご案内します。面接選考に際し、他の研究資金での申請書、計画書等の提出を求める場合があります。研究代表者または主たる共同研究者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。面接選考の日程は決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

   http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html

b. 面接選考では、研究提案者ご本人に研究構想の説明をしていただきます。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合、英語での面接も可能です。
c. 書類選考、面接選考の各段階で不採択となった研究提案者には、その都度、選考結果を書面で通知します。また、別途、不採択理由を送付します。
d. 選考の結果、採択となった研究提案者には、その旨を書面で通知するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

4.2.7 選考の観点

(1) 選考基準(事前評価基準)

CREST の各研究領域に共通の選考基準は、以下の通りです。(a.～d.の全ての項目を満たしていることが必要です。)

a. 戦略目標の達成に貢献するものであること。

b. 研究領域の趣旨に合致している(補足 1.、補足 2. 参照)こと。

c. 独創的であり国際的に高く評価される基礎研究であって、今後の科学技術イノベーションに大きく寄与する卓越した成果 (補足 3. 参照)が期待できること。

d. 以下の条件をいずれも満たしていること。

- 研究提案者は、研究遂行のための研究実績を有していること。
- 研究構想の実現に必要な手掛かりが得られていること。
- 研究提案書において、①研究構想の背景(研究の必要性・重要性)、②研究提案者の実績(事実)、および③研究構想・計画の 3 者を区別しつつ、それぞれが明確に記述されていること。
- 最適な研究実施体制であること。研究提案者がチーム全体を強力に統率して責任を負うとともに、主たる共同研究者を置く場合は研究提案者の研究構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できる十分な連携体制が構築されること。
- 研究提案者の研究構想を実現する上で必要十分な研究費計画であること。
- 研究提案者および主たる共同研究者が所属する研究機関は、当該研究分野に関する研究開発力等の技術基盤を有していること。

＜補　足＞

1. 項目 b.の「研究領域の趣旨」については、「第 5 章　募集対象となる研究領域」(137 ページ ~)記載の各研究領域の「研究領域の概要」および「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」をご参照ください。研究領域ごとの独自の選考の観点・方針や運営の方針等についても記載されています。
2. 研究課題の構成は、上記の方針等に沿って研究領域全体で最適化を図るため、研究領域として求める研究課題構成に合致するかも採択の観点の一つとなります。
3. 本事業で求める「成果」とは、「新技術」を指します。
   「新技術」とは、国民経済上重要な、科学技術に関する研究開発の成果であって、「企業化開発」(商業生産で用いる企業的規模での実証試験)がまだ行われていない段階のものを言います。
   ※「新技術」・「企業化開発」は、国立研究開発法人科学技術振興機構法にて使われている用語です。

(2) 研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも、選考の要素となります。詳しくは、「7.3　不合理な重複・過度の集中に対する措置」(174 ページ ~)をご参照ください。

4.2.8 特定課題調査

(1) 応募された研究提案のうち、少額で短期間に研究データの補完等を行うことができ、それにより次年度以降に応募された場合に評価を的確に行うことが期待される場合に、研究総括が採択課題とは別に、特定課題調査を研究提案者に依頼することがあります。

(2) 特定課題調査の実施は、次年度以降に当該研究領域へ再応募することを条件とします。その際には、他の研究提案と同様に選考を行い、優先的な取り扱いはありません。

(3) 特定課題調査に直接応募することはできません。

4.2.9 研究提案書の様式・記入要領

「4.4 研究提案書(様式)の記入要領」(107 ページ)をご参照ください。

○ 研究領域によっては提案書様式が異なる場合があります。応募される研究領域の提案書様式を e-Rad からダウンロードしてご利用ください。

○ 研究領域によっては応募条件(研究期間、研究費)が異なる研究領域もあります。提案書の作成にあたっては「第 5 章 募集対象となる研究領域」(137 ページ)の記載をご確認ください。

4.3 採択後の研究推進について

4.3.1 研究計画の作成

a. 採択後、研究代表者は研究課題の研究期間(最長 5 年 4 ヶ月)全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究チーム構成が含まれます。なお、提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究課題の研究計画の策定時に研究総括の確認、承認を経て決定します。

b. 研究計画(全体研究計画書および年次研究計画書)は、研究総括の確認、承認を経て決定します。研究総括は選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。

c. 研究総括は、研究領域全体の目的達成等のため、研究課題の研究計画の決定にあたって、研究課題間の融合・連携等の調整を行う場合があります。

※ 研究計画で定める研究体制および研究費は、研究総括による研究領域のマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究期間の途中で見直されることがあります。

4.3.2 研究契約

a. 研究課題の採択後、原則として JST は研究代表者および主たる共同研究者の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。

b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「4.3.5 研究機関の責務等」(100 ページ ~)をご参照ください。

c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

4.3.3 研究費

JST は委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に間接経費(直接経費の 30%が上限)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

(1) 研究費(直接経費)

研究費(直接経費)とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

a. 物品費：新たに設備(※1)・備品・消耗品等を購入するための経費

b. 旅 費：研究担当者(研究代表者・主たる共同研究者)および研究計画書記載の研究参加者等の旅費

c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、研究担当者(研究代表者・主たる共同研究者)を除く）の人件費・謝金

d. その他：研究成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下、「機器共用システム」という）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.3.9 その他留意事項」(103 ページ)をご参照ください。

(注) 研究費(直接経費)として支出できない経費の例

・研究目的に合致しないもの

・間接経費による支出が適当と考えられるもの

(注) JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/top2.html

(注) 研究員等の雇用に際しては「若手の博士研究員のキャリアパス支援」および「博士課程（後期）学生の処遇の改善」にご留意ください。詳細は、「4.3.4　採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等」(97 ページ)および「4.3.9　その他留意事項」(103 ページ)をご参照ください。

(2) 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%を上限として措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

(3) 繰越について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています【但し、大学等に区分される研究機関が対象】。

なお、平成 28 年度が JST の国立研究開発法人としての中長期目標期間の最終年度にあたるため、平成 28 年度から平成 29 年度にかけての委託研究費の繰越につきましては、財務省協議を経て、文部科学省の承認が必要となります。そのため、中長期目標期間内の取扱いと比べ要件や事務手続きが大きく異なります。本取扱いの詳細は、別途ご案内する予定です。

4.3.4　採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等

(1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

a. 募集要項等の要件を遵守する。

b. 研究上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)や不正使用などを行わない。

c. 研究上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)を受講し修了するとともに、参加する研究員等に対しても履修修了義務について周知し、内容を理解してもらうことを約束する。詳しくは、「7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(172 ページ)をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(3) 研究代表者および研究参加者は、研究上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)を修了することになります。詳しくは、「7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(172 ページ)をご参照ください。

(4) 研究の推進および管理

a. 研究代表者には、研究計画の立案とその実施に関することをはじめ、研究チーム全体に責任を負っていただきます。

b. JST(研究総括を含む)に対する所要の研究報告書等の提出や、研究評価への対応をしていただきます。また、研究総括が随時求める研究進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。

(5) データマネジメントプランの作成及び実施について

平成28年度以降に新たに設定された研究領域で採択された研究代表者は、研究チームの成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開、及び公開可能な研究データの運用指針を以下の項目毎にまとめた「データマネジメントプラン」を研究計画書と併せてJSTに提出していただきます。

また、上記方針に基づいてデータの保存・管理・公開を実施していただきます。記入項目の詳細については、次の「戦略的創造研究推進事業におけるデータマネジメント実施方針」をご覧ください(http://senryaku.jst.go.jp/teian/koubo/data_houshin.pdf)。

【データマネジメントプランの記入項目】

・管理対象となる研究データの保存・管理方針
・研究データの公開・非公開に係る方針
・公開可能な研究データの提供方法・体制
・公開研究データの想定利用用途
・公開研究データの利活用促進に向けた取り組み
・その他特記事項

【本方針を適用するCREST研究領域】

1) 光の特性を活用した生命機能の時空間制御技術の開発と応用
2) 計測技術と高度情報処理の融合によるインテリジェント計測・解析手法の開発と応用
3) 量子状態の高度な制御に基づく革新的量子技術基盤の創出
4) イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化

(背景)

内閣府の「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」により、「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」が2015年3月に公表され、各省庁、資金配分機関、大学・研究機関等がオープンサイ

エンスの実施方針及び実施計画を策定することが明記されました。
　このような動向を踏まえJSTでは「戦略的創造研究推進事業におけるデータマネジメント実施方針」を策定し、データを積極的に共有・利活用することで研究成果が効果的に創出される、また新しい製品やサービス（市場）の創出につながると期待される研究領域については、研究代表者が採択後にデータマネジメントプランを作成し、これに基づきデータの保存・管理・公開を実施することとしました。「戦略的創造研究推進事業におけるデータマネジメント実施方針」は以下に掲載しております。

「戦略的創造研究推進事業におけるデータマネジメント実施方針」
http://senryaku.jst.go.jp/teian/koubo/data_houshin.pdf

(6) 研究代表者には、研究チーム全体の研究費の管理(支出計画とその進捗等)を研究機関とともに適切に行っていただきます。主たる共同研究者には、自身の研究グループの研究費の管理(支出計画とその進捗等)を研究機関とともに適切に行っていただきます。

(7) 自身のグループの研究参加者や、特に CREST の研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(8) 研究費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。面接選考会において研究費で雇用する若手博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画*6について確認します。また、中間評価や事後評価において、当該支援に関する取組状況や若手の博士研究員の任期終了後の進路を確認し、プラスの評価の対象とします。
※詳細は、「4.3.9　その他留意事項」(103 ページ)をご参照ください。

(9) 研究成果の取り扱い
a. 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
b. 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業(CREST)の成果である旨の記述を行ってください。
c. JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに研究チームの研究者とともに参加し、研究成果を発表していただきます。
d. 知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願(または申請)していただきます。

*6 当該活動計画に基づく活動の一部は、研究エフォートの中に含めることができます。

(10) 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。「国民との科学・技術対話」の取組みについては、中間評価、事後評価における評価項目の一部となります。

※ 詳細は、「序章 2-3「国民との科学・技術対話」について」(6 ページ)をご参照ください。

(11) JST と研究機関との間の研究契約および JST の諸規定に従っていただきます。

(12) JST は、研究課題名、研究参加者や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)および内閣府(「第 7 章　応募に際しての注意事項」(172 ページ ~))へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。

(13) 戦略的創造研究推進事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(14) 研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

4.3.5 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

(1) 研究実施機関が国内機関の場合

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h28/h28s201keiya160401.pdf

b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正)」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告する

とともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります(「7.5　「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」(178 ページ))。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「7.6　「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」(179 ページ))。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 a.b.記載のガイドラインの内容を研究参加者に十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 研究機関は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

(2) 研究実施機関が海外機関の場合

a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30%以内となります）。また、研究契約書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 海外機関用の研究契約書雛形等については、以下の URL をご参照ください。

http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/en/2016crest/index.html

b. 研究機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合の収支簿に相当)を英文で作成して提出する義務があります。また、研究機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。

c. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります(海外機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)は適用されません)。

※経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト*7」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

4.3.6 研究課題評価

(1) 研究総括は、研究の進捗状況や研究成果を把握し、領域アドバイザー等の協力を得て、研究課題の中間評価および事後評価を行います。研究期間が 5 年 4 ヶ月の場合、中間評価は研究開始後 3 年程度を目安として、また事後評価は、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施します。

(2) 上記の他、研究総括が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。

(3) 中間評価等の課題評価の結果は、以後の研究計画の調整、資源配分(研究費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む)に反映します。評価結果によっては、研究課題の早期終了(中止)や研究課題間の調整等の措置を行います。

(4) 研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JST が選任する外部の専門家が追跡評価を行います。

*7 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

4.3.7　研究領域評価

4.3.6 の課題評価とは別に、研究領域と研究総括を対象として研究領域評価が行われます。研究領域評価にも、中間評価と事後評価があります。戦略目標の達成へ向けての進捗状況、研究領域の運営状況等の観点から評価が実施されます。

4.3.8　ACT-I・さきがけ・CREST で得られた成果の展開

(1)AIP プロジェクトにおける成果最大化

AIP ネットワークラボを構成する研究領域については、ラボ内の連携はもとより、理化学研究所の革新知能統合研究センターとの緊密な連携のもと、推進すべき研究テーマの効果的な協働や役割分担について検討し、研究成果の双方向の受け渡しや人材交流を進め、AIP プロジェクトの成果最大化に貢献していきます。

(2) ACCEL プログラムへの展開

CREST・さきがけ採択後は JST による各研究課題の進捗状況・成果の調査・把握に基づき、成果の ACCEL での展開を検討していただく場合などがあります。なお、ACCEL の研究開発課題としての採択にあたっては、別途、選考が行われます。

ACCEL とは、戦略的創造研究推進事業（CREST・さきがけ・ERATO など）で創出された世界をリードする顕著な研究成果のうち、有望なもののすぐには企業などではリスクの判断が困難な成果を抽出し、プログラムマネージャー（PM）のイノベーション指向の研究開発マネジメントにより、技術的成立性の証明・提示（Proof of Concept：POC）及び適切な権利化を推進することで、企業やベンチャー、他事業などに研究開発の流れをつなげることを目指すプログラムです。

4.3.9　その他留意事項

(1) 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の２割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ)」(平成 27 年 9 月 15 日　中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用及び TA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、CREST 研究では、博士課程（後期）学生を積極的に RA として雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

「第 5 期科学技術基本計画　第 4 章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化　(1)人材力の強化 ① 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進　iii)大学院教育改革の推進」より抜粋

優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実する。大学及び公的研究機関等においては、ティーチングアシスタント（TA)、リサーチアシスタント（RA）等としての博士課程（後期）学生の雇用の拡大と処遇の改善を進めることが求められる。国は、各機関の取組を促進するとともに、フェローシップの充実等を図る。これにより、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」との第 3 期及び第 4 期基本計画が掲げた目標についての早期達成に努める。
＜以下、省略＞

「第 5 期科学技術基本計画」
(概要)
http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5gaiyo.pdf
(本文)
http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf

「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ)」(平成 27 年 9 月 15 日中央教育審議会大学分科会)
(概要)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2015/09/29/1362371_3_2_2.pdf
(本文)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2015/09/29/1362371_3_1_2.pdf

(注) 博士課程(後期)学生をリサーチアシスタント(RA)として雇用する際の留意点

- 給与水準を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。

・ 他制度にて、奨学金や RA としての給与の支給を受けている場合でも、他制度及び研究機関で支障がなく JST における業務目的との重複がなければ、従事時間に基づく経費の按分が可能であることを前提に複数資金を受給することも可能です。

(2) 若手の博士研究員のキャリアパスについて

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」(平成 23 年 12 月 20 日 科学技術・学術審議会人材委員会)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。詳しくは「4.3.4　採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務等」(97 ページ)および以下をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/ b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm

(3) 研究設備・機器の共用促進について

「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、機器共用システム*8という。）を運用することが求められています。また、「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、「競争的研究費による大型設備・機器は原則共用とすることが適当」とされています。詳しくは以下をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

これらを踏まえ、大学及び国立研究開発法人等の研究機関においては、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについて、複数の研究費の合算による購入・共用、提案研究課題の推進に支障ない範囲での他の研究等による共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などを積極的に検討して下さい。所属機関・組織において機器共用システム等を構築している場合は、提案研究課題に活用可能な既存の機器等と重複の無いことを確認し、共用可能な機器の積極的な活用に努めてください。また、提案研究の直接経費で購入する研究設備・機器の機器共用

*8 機器共用システムについて、今後、先端研究基盤部会を通じて、その取組をフォローアップしていきます。各大学等における担当窓口についても文部科学省ホームページを通じて公開していく予定です。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

システム等への積極的な登録を検討してください。なお、機器共用システムの活用状況については事後に確認することがあります。

なお、上記の機器共有システムは、「設備サポートセンター整備事業」によって整備されている設備サポートセンターの仕組み等の既存の取り組みや、平成28年度に新規募集が予定されている「先端研究基盤共用促進事業（新共用システム導入支援）」に採択された研究組織が構築する共用システムなどが該当すると考えられますが、それ以外の各大学や国立研究開発法人等における研究組織が既に整備していたり今後構築する仕組みも該当すると考えられます。機器共用システムが構築されていない大学や国立研究開発法人等においては、これらを活用・発展させる等により、早期に構築されることが期待されます。

4.4 研究提案書(様式)の記入要領

提出書類の一覧は、以下の通りです。次ページ以降の研究提案書の記入要領に従い、研究提案書を作成してください。

提案書様式は必ず本年度の様式を使用してください。また、研究領域により提案書様式や応募条件(研究期間、研究費)は異なります。応募される研究領域の提案書様式を e-Rad からダウンロードしてご利用のうえ、提案書の作成にあたっては「募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針」の記載をご確認ください。

様式番号	書類名
様式　1	研究提案書
様式　2	研究提案の要旨および研究代表者の主要業績
様式　3	研究構想
様式　4	研究実施体制　1
様式　5	研究実施体制　2
様式　6	研究費計画
様式　7	業績リスト(研究代表者)・事後評価結果(研究代表者)
様式　8	業績リスト(主たる共同研究者)
様式　9	特許リスト(研究代表者・主たる共同研究者)
様式 10	他制度での助成等の有無
様式 11	人権の保護および法令等の遵守への対応
様式 12	照会先・その他特記事項

※ ファイルの容量は 3 MB 以内を目途に作成ください。

※ 提案書作成前に必ず「4.2.5　研究提案者と研究総括の利害関係について」(91 ページ)もしくは(CREST - 別紙)提出前確認シート「研究総括と利害関係がないか」の部分をご確認ください。明確に判断し難い項目が 1 つでもある場合には、事前に下記の利害関係問い合わせ様式をダウンロードして必要事項を記載の上、ファイルを添付して送付先までお問い合わせください。

利害関係問い合わせ様式：　https://securekisoken.jst.go.jp/H28youkou_form.doc

送付先：　rp-info@jst.go.jp

※ 研究提案の応募方法については、「第 9 章　府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」(192 ページ)をご参照ください。

※ 応募に当たっては、「第 7 章　応募に際しての注意事項」(172 ページ)ならびに「第 8 章　戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について」(188 ページ)をご理解の上、ご応募ください。

(CREST - 別紙)

提出前確認シート

○ 締切に十分余裕を持ってご確認ください

主な確認ポイント		参照箇所	チェック欄
e-Rad に研究者登録が済んでいるか		「第 9 章」(192 ページ)	□
研究倫理教育に関するプログラムを修了したか		「7.1 章」(172 ページ)	□
研究総括と利害関係がないか※		「4.2.5」(91 ページ)	
a	研究総括と親族関係にある。		該当なし□
b	研究総括と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している。あるいは、同一の企業に所属している。		該当なし□
c	現在、研究総括と緊密な共同研究を行っている。または過去 5 年以内に緊密な共同研究を行ったことがある。(緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。)		該当なし□
d	過去に通算 10 年以上、研究総括と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にあったことがある。“密接な師弟関係”とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とします。また所属は別であっても、研究総括が実質的に研究指導を行っていた期間も含みます。		該当なし□

※利害関係で明確に判断し難い項目が 1 つでもある場合には、必ず利害関係問い合わせ様式(https://securekisoken.jst.go.jp/H28youkou_form.doc)をダウンロードして必要事項を記載の上、ファイルを添付して送付先までお問い合わせください(送付先:rp-info@jst.go.jp)。

○ 提出期限について

締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生しています。時間的余裕を十分に取って、応募を完了するようお願いします。

○ 各様式について

提案書については漏れがないかチェックの上、提出してください。なお、提案書に不備がある場合には不受理となる可能性がありますので、ご注意ください。

	項目	主な確認ポイント	チェック欄
	e-Rad へのデータ入力	記載漏れがないか。	□
様式 1	研究提案書	記載漏れがないか。 e-Rad データとの不整合はないか。	□
様式 2	研究提案の要旨および研究代表者の主要業績	PDF に変換された状態で、1. の部分は 2 ページ以内、2. の部分は 1 ページ以内か。	□
様式 3	研究構想	PDF に変換された状態で、6 ページ以内か。	□
様式 4	研究実施体制 1	記載漏れ(特に「エフォート」)がないか。	□
様式 5	研究実施体制 2	記載漏れ(特に「所属研究機関コード」「研究者番号」、「エフォート」)がないか。	□
様式 6	研究費計画	合計が様式 1 の研究費総額と合致しているか。	□
様式 7	業績リスト (研究代表者)	関連する論文、主要な論文は、各 20 件程度以下になっているか。	□
様式 8	業績リスト (主たる共同研究者)	主たる共同研究者 1 人につき 10 件以内か。	□
様式 9	特許リスト	1 ページ程度か。	□
様式 10	他制度での助成等の有無	記載漏れがないか。	□
様式 11	人権の保護および法令等の遵守への対応	該当しない場合にも、その旨記述したか。	□
様式 12	照会先・その他特記事項	A4 用紙 2 ページ以内か。	□

研究提案書(様式)の記入要領

区分 4

(CREST - 様式 1)

平成 28 年度募集 CREST 研究提案書

応募研究領域名	
研究課題名	(20 字程度)
研究代表者氏名	
所属機関・部署・役職	
研究者番号	*府省共通研究開発管理システム(e-Rad〔http://www.e-rad.go.jp/〕)へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。*
学歴 (大学卒業以降)	(記入例) 昭和○○年 ○○大学○○学部卒業 昭和○○年 ○○大学大学院○○研究科修士課程○○専攻修了 (指導教官：○○○○教授)【記入必須】 昭和○○年 ○○大学大学院○○研究科博士課程○○専攻修了 (指導教官：○○○○教授)【記入必須】 昭和○○年 博士(○○学)(○○大学)取得
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	(記入例) 昭和○○年～○○年 ○○大学○○学部 助手 ○○教授研究室で○○○○○○について研究 昭和○○年～○○年 ○○研究所 研究員 ○○博士研究室で○○○に関する研究に従事 平成○○年～○○年 ○○大学○○学部 教授 ○○○について研究
研究代表者の情報	URL： 【研究代表者情報を公開しているホームページ（個人ホームページ、researchmap ページ、等）があれば URL を記載ください】
研究期間	2016 年　月 ～　　年　月 (　　年間)
希望する研究費	全研究期間での研究費希望総額 (　　百万円) (小数点は記入しないでください)

・応募研究領域
研究提案は「CREST」「さきがけ」「ACT-I」の全ての研究領域の中から1件のみ応募できます。
・研究者番号
応募はe-Radより行っていただきますが、利用に当たっては、事前に研究者情報の登録が必要です。
e-RadログインIDがない方は、募集要項の9.4.1（195 ページ）をお読みください。
・学歴・研究歴
指導教官名、所属した研究室の室長名は必ず記入してください。
・研究期間
研究期間は5年4ヶ月内です（最長で2022年3月末日まで）。

(CREST - 様式 2)

研究提案の要旨および研究代表者の主要業績

1. 要旨

・研究提案の要旨を、A4 用紙 2 枚以内(厳守)で記述してください。10.5 ポイント以上の文字等を使用してください。(これらが遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。)

・様式 2 は、主として、書類選考において、

(a)応募研究領域の趣旨に合致しているか(応募研究領域の目的達成への貢献が見込めるか;主として、4.2.7.選考の観点(1)選考基準(事前評価基準)(94 ページ)の a.および b.に対応)

(b)当該研究提案が CREST 制度の趣旨に合致しているか(主として、4.2.7.選考の観点(1)選考基準(事前評価基準)の c.の趣旨である、高い水準の基礎研究であることとイノベーション創出に大きく寄与する成果の創出可能性とが両立しているか、に対応)

の観点を評価する上で重要な資料となります。

従って、本様式では、CREST -様式 3(研究構想)のうち、項目「1. 研究の目標・ねらい」に対応する内容を中心に簡潔に記述し、項目 2. ～6. に対応する内容はそれを理解する上で最小限の記述としてください。

(研究構想の妥当性や実現性に係る科学的・技術的な評価は、主として CREST -様式 3 により行います。)

・また、上記の(a)、(b)の観点から、研究領域ごとに書類選考において第一段選考を行う場合があります。

・評価者が理解しやすいよう、必要に応じて図表(カラー可)を入れてください。

2 ページ以内厳守

2. 主要論文・招待講演リスト

・主要論文・招待講演リストを、A4 用紙 1 枚以内(厳守)で記述してください。(これらが遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。)
・文字の大きさや行間を調整していただいてかまいません。
・主たる共同研究者のものは記載しないでください。

(1) 主要論文リスト

・研究代表者となる研究提案者の主要論文 10 件以内を、CREST-様式 7 の 1．から選択して記載してください。(記載事項および形式は、CREST-様式 7 の 1．と同様としてください。)
・行頭に連番をつけてください。

(2) 主要招待講演リスト

・研究代表者となる研究提案者の主要な招待講演 10 件以内を記載してください。
・行頭に連番をつけてください。

1 ページ以内厳守

(CREST － 様式 3)

研究構想

・ *評価者が理解しやすいように記述してください。そのため、必要に応じて図表(カラー可)も用いてください。*
・ *A4 用紙 6 ページ以内(厳守)で記述してください。また、10.5 ポイント以上の文字等を使用してください。(これらが遵守されていない場合、研究提案が不受理となることがあります。)*
・*本研究構想中では様式 7、8 の業績リストの記載内容を適切に引用することにより、提案者自身の業績と研究提案との関係が明確となるようにしてください。*

1. 研究の目標・ねらい

・ *研究目標(研究期間終了時に達成しようとする、研究成果の目標)*
・ *研究のねらい(科学技術イノベーション創出の観点から、上記研究成果によって直接的に得られる科学技術上のインパクト)を、具体的に記載してください。*

2. 研究の背景

本研究構想の重要性・必要性が明らかとなるよう、科学技術上の要請、社会的要請や経済、産業上の要請および、当該分野や関連分野の動向等を適宜含めて記載してください。

3. 研究計画とその進め方

具体的な研究内容・研究計画を記載してください。

・ *「1. 研究の目標・ねらい」をどのように達成しようとするのか、構想・計画を具体的に示していただくために、「1. 研究の目標・ねらい」へ向けた研究のマイルストーン(研究の途上での、研究の達成度の判断基準と時期)を示しつつ、タイムスケジュールの大枠を示してください。研究開始3年後までの達成目標を明確に示してください(中間評価等での評価における判断材料の1つとなります)。*
・ *「1. 研究の目標・ねらい」の達成にあたって予想される問題点とその解決策を含みます。*
・ *研究項目ごとに記載していただいても結構です。*
・ *この研究構想において想定される知的財産権等(出願やライセンス、管理を含む)について、現在の関連知的財産権取得状況、研究を進める上での考え方を記述してください。*

(次ページへ続く)

（CREST － 様式 3（続き））

（前ページより続く）

4. 研究実施の基盤および準備状況

本研究構想を推進する基盤となる、
・ 研究提案者自身（および必要に応じて研究参加者）のこれまでの研究の経緯と成果
・ その他の予備的な知見やデータ等（存在する場合）
について、具体的に記載してください。
4.2.7 選考の観点 d. に対応した内容も記載ください。

5. 国内外の類似研究との比較、および研究の独創性・新規性

関連分野の国内外の研究の現状と動向を踏まえて、この研究構想の世界の中での位置付け、独創性、新規性や優位性を示してください。

6. 研究の将来展望

この研究構想の「1. 研究の目標・ねらい」の達成を端緒として、将来実現することが期待される、科学技術イノベーション創出、新産業創出・社会貢献、知的財産の取得・活用、等を、研究提案者が想定し得る範囲で記述してください。

6 ページ以内厳守

(CREST - 様式 4)

研究実施体制　1

(研究代表者グループの研究実施体制)

研究代表者グループ(記入例)

研究代表者氏名	研究機関名 1)	役職	エフォート 2)
○○　○○	○○大学　大学院○○研究科 ○○専攻	教授	40%
研究参加者氏名 3,4)	所属(上記と同じ場合には省略 5))	役職	
○○　○○		教授	
○○　○○		准教授	
○○　○○		講師	
××　××	××株式会社　××研究所	主席研究員	

1)もし現在の所属機関と採択後研究を実施する機関が異なる場合には、研究を実施する機関を記載いただき、特記事項にてご事情をお知らせください。
2)エフォートには、研究者の年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記入してください。
3)研究グループの構成メンバーについては、その果たす役割等について十分ご検討ください。
4)研究参加者の行は、必要に応じて追加してください。提案時に氏名が確定していない研究員等の場合は、「研究員 ○名」といった記述でも結構です。
5) 同じ研究実施項目を複数の組織で取り組む必要があれば、研究参加者として、異なる組織のメンバーを加えていただいても構いません。(Q&A 217 ページもご参照ください)

○　特記事項

・特別の任務等(研究科長等の管理職、学会長など)に仕事時間(エフォート)を要する場合には、その事情・理由を記入してください。

○　研究実施項目および概要

・研究実施項目

・研究概要

研究代表者グループが担当する研究の概要を簡潔に記載してください。

・研究構想における位置づけ

自らの研究構想を実現するために研究代表者グループが果たす役割等を記載してください。

(CREST - 様式 5)

研究実施体制　2

(共同研究グループの研究実施体制)

- *研究代表者の所属機関以外の共同研究グループ(共同研究機関)が必要な場合、本様式5に共同研究機関ごとに記載してください。*
- *産学官からの様々な研究機関を共同研究グループとすることが可能です。*
- *共同研究グループの数に上限はありませんが、研究代表者の研究構想の遂行に最適で必要十分なチームを編成してください。研究代表者が担う役割が中心的でない、共同研究グループの役割・位置づけが不明であるチーム編成はCRESTの研究体制としては不適切です。*
- *グループ数に応じて、表を追加削除してください。*
- *研究チームに共同研究グループを加えることは、必須ではありません。*
- *4.2.7　選考の観点 d. に対応した内容も記載ください。*

共同研究グループ (1) (記入例)

主たる共同研究者氏名	共同研究機関名 [1)]	役職	エフォート [2)]
○○　○○	○○研究所　○○部門 ○○チーム	チームリーダ	10%
研究者番号 [6)]　：12345678 研究機関コード [7)]：1234567890			
研究参加者氏名 [3,4)]	**所属**(上記と同じ場合には省略 [5)])	**役職**	
○○　○○		主席研究員	
○○　○○		研究員	
2 名雇用予定		特別研究員	
××　××	××株式会社　××研究所	主席研究員	

1)～5)は前ページをご参照ください。
6)主たる共同研究者は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad〔http://www.e-rad.go.jp/〕)へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。
7)所属先の府省共通研究開発管理システム(e-Rad〔http://www.e-rad.go.jp/〕)所属研究機関コードを記載してください。

○　研究実施項目および概要

・研究実施項目

・研究概要

本共同研究グループが担当する研究の概要を簡潔に記載してください。

・研究構想における位置づけ・必要性

研究代表者の研究構想を実現するために本共同研究グループが必要不可欠であることの理由、位置づけ等を記載してください。

(CREST - 様式 6)

研究費計画

- *費目別の研究費計画と研究グループ別の研究費計画を年度ごとに記入してください。*
- *面接選考の対象となった際には、さらに詳細な研究費計画を提出していただきます。*
- *採択された後の研究費は、本事業全体の予算状況、研究総括による研究領域のマネジメント、課題評価の状況等に応じ、研究期間の途中に見直されることがあります。*
- *研究チーム編成は、研究代表者の研究構想を実現するために必要十分で最適な編成を提案してください。共同研究グループを編成する場合、共同研究グループは研究構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できることが必要です。*
- *4.2.7　選考の観点d.に対応した内容も記載ください。*

(記入例)

○　費目別の研究費計画(チーム全体)

	初年度 (H28.12～ H29.3)	2年度 (H29.4～ H30.3)	3年度 (H30.4～ H31.3)	4年度 (H31.4～ H32.3)	5年度 (H32.4～ H33.3)	最終年度 (H33.4～ H34.3)	合計 (百万円)
設備備品費	20	40	0	0	0	0	60
消耗品費	20	40	30	30	20	20	160
旅費	1	2	2	2	2	1	10
人件費・謝金 (研究員の数)	6 (2)	12 (2)	12 (2)	12 (2)	12 (2)	6 (1)	60
その他	10	0	0	0	0	0	10
合計(百万円)	57	94	44	44	34	27	300

研究費の費目と、その使途は以下の通りです。
・設備備品費：設備や備品を購入するための経費
・消耗品費：消耗品を購入するための経費
・旅費：研究代表者や研究参加者の旅費
・人件費・謝金：研究員・技術員・研究補助員、RA(※)等の人件費、謝金
※RA(リサーチアシスタント)については、4.3.3　研究費(96 ページ ~)およびQ&Aをご参照ください。
・(研究員の数)：研究費で人件費を措置する予定の研究員の人数
・その他：上記以外の経費(研究成果発表費用、機器リース費、運搬費等)
費目間流用については、Q&A (213ページ~) をご参照ください。

○　特記事項

・最適な費目毎の予算額・比率となるようご検討ください。
・人件費が研究費総額の50%を超える場合、消耗品費、旅費それぞれが研究費総額の30%を超える場合は、その理由を本項に記載してください。
・研究期間を通じた研究費総額が5億円を超える研究提案である場合、「多額の研究費を必要とする理由」を本項に記載してください。

(次ページへ続く)

（CREST － 様式 6（続き））

（前ページより続く）

（記入例）

○　研究グループ別の研究費計画

・ 研究チーム編成は、研究代表者の研究構想を実現するために必要十分で最適な編成を提案してください。共同研究グループを編成する場合、共同研究グループは研究構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できることが必要です。

	初年度（H28.12～H29.3）	2年度（H29.4～H30.3）	3年度（H30.4～H31.3）	4年度（H31.4～H32.3）	5年度（H32.4～H33.3）	最終年度（H33.4～H34.3）	合計（百万円）
研究代表者G ○○大	20	40	25	25	20	15	145
共同研究G1 ××大	20	30	10	10	5	5	80
共同研究G2 ××研	17	24	9	9	9	7	75
合計（百万円）	57	94	44	44	34	27	300

○　購入予定の主要設備（1 件 5,000 千円以上、機器名、概算価格）

（記入例）
○○グループ
△△△△△△△△△△　　15,000 千円
△△△△△△△△△△　　5,000 千円
△△△△△△△△△△　　10,000 千円

○○グループ
△△△△△△△△△△　　7,000 千円
△△△△△△△△△△　　10,000 千円

(CREST - 様式 7)

業績リスト・事後評価結果(研究代表者)

1. 本研究提案に関連する主要な論文・著書等

・本研究提案に関連するこれまでの主要な論文・著書等の業績　20件以内を、現在から順に発表年次を過去に遡って記述してください。
・論文についての記載項目は以下の通りとしてください。(著書の場合はこれに準じてください。)項目順は自由です。
・様式3で引用している論文は、論文名の前に※を記入してください。

著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年

2. 上記以外の主要な論文・著書等

・1.以外で、研究代表者の主要な業績である論文・著書等20件以内を、現在から順に発表年次を過去に遡って記述してください。
・論文についての記載項目は以下の通りとしてください。(著書の場合は、これに準じてください。)項目順は自由です。

著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年

3. 競争的研究資金制度等において代表を務めた研究課題の事後評価
(平成 24 年度以降に公開されたものに限る)

・記載項目は以下の通りとしてください。

競争的研究資金制度等の名称、研究課題名、事後評価掲載先 URL

(CREST － 様式 8)

業績リスト(主たる共同研究者)

・主たる共同研究者が近年に学術誌等に発表した論文・著書等のうち、今回の提案に関連し重要と考えるものを中心に選び、現在から順に発表年次を過去に遡って記入してください。主たる共同研究者1人につき10件以内で記入してください。
・論文についての記載項目は以下の通りとしてください。(著書の場合これに準じてください。)項目順は自由です。

著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年

(CREST - 様式 9)

特許リスト(研究代表者・主たる共同研究者)

○ 主要特許

近年に出願した特許のうち今回の提案に関連すると考える重要なものを選び、A4用紙1ページ程度で記入してください。記載項目は以下の通りです。項目順は自由です。

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

・ 研究代表者

・ 主たる共同研究者

(CREST - 様式 10)

他制度での助成等の有無

研究代表者および主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度(CREST・さきがけを含む)やその他の研究助成等(民間財団・海外機関を含む)について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。「7.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」(174 ページ~)もご参照ください。

＜ご注意＞

- 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。
- 現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究提案の選考中にその採否等が判明するなど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、この募集要項巻末に記載されたお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。
- 面接選考の対象となった場合には、他制度への申請書、計画書等の提出を求める場合があります。

(記入例)

研究代表者：○○　○○

制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費 (期間全体) (2) 〃 (H29 年度 予定) (3) 〃 (H28 年度 予定) (4) 〃 (H27 年度 実績)	ｴﾌｫｰﾄ (%)
科学研究費補助金 基盤研究(S)	受給	××による◇◇の創成 (○○○○)	H26.4 － H30.3	代表	(1) 100,000 千円 (2) 50,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 5,000 千円	20
JST 戦略的創造研究推進事業 ALCA	申請	××による◇◇の高機能化 (○○○○)	H28.10 － H34.3	分担	(1) 140,000 千円 (2) 35,000 千円 (3) 8,000 千円 (4) -	25

- *現在受給中または受給が決定している助成等について、本人受給研究費(期間全体)が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください。*
- *助成等が、現在受給中または受給が決定している場合は「受給」、申請中または申請予定であれば「申請」、と記入してください。*
- *「役割」は、代表又は分担等を記載してください。*
- *「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載してください。*
- *「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください【総合科学技術・イノベーション会議における定義による】。申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、CRESTのみに採択されると想定した場合の、受給中・受給予定の助成等のエフォートを記載してください。CRESTのエフォートと、現在受けている助成等のエフォートを合計して100%を超えないようにしてください。*
- *必要に応じて行を増減してください。*

(次ページへ続く)

（CREST － 様式 10（続き））

（前ページより続く）

（記入例）

主たる共同研究者（1）：△△　△△

制度名	受給状況	研究課題名（代表者氏名）	研究期間	役割（代表/分担）	(1)本人受給研究費（期間全体） (2) 〃 (H29 年度 予定) (3) 〃 (H28 年度 予定) (4) 〃 (H27 年度 実績)	ｴﾌｫｰﾄ（%）
厚生労働科学研究費	受給	××開発に関する実践研究（○○○○）	H26.5 － H30.3	代表	(1) 50,000 千円 (2) 20,000 千円 (3) 20,000 千円 (4) 5,000 千円	10
					(1) 千円 (2) 千円 (3) － (4) －	

主たる共同研究者（2）：

制度名	受給状況	研究課題名（代表者氏名）	研究期間	役割（代表/分担）	(1)本人受給研究費（期間全体） (2) 〃 (H29 年度 予定) (3) 〃 (H28 年度 予定) (4) 〃 (H27 年度 実績)	ｴﾌｫｰﾄ（%）
○○財団 ××研究助成	受給	××分野への挑戦的研究（○○○○）	H27.4 － H29.3	代表	(1) 2,000 千円 (2) 0 千円 (3) 1,000 千円 (4) 1,000 千円	15
					(1) 千円 (2) 千円 (3) － (4) －	

(CREST - 様式 11)

人権の保護および法令等の遵守への対応

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換え DNA 実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。また、チーム内に海外の共同研究グループが含まれる場合は、研究代表者グループおよび国内の共同研究グループの安全保障貿易管理に係る規程の整備状況について、必ず記載ください。

なお、該当しない場合には、その旨記述してください。

(CREST - 様式 12)

照会先・その他特記事項

○ 照会先

当該研究課題についてよくご存じの方を 2 名挙げてください(外国人でも可)。それぞれの方の氏名、所属、連絡先(電話/電子メールアドレス)をご記入ください。選考(事前評価)の過程で、評価者(研究総括および領域アドバイザー)が、本研究提案に関して照会する場合があります。この照会先の記載は必須ではありません。

○ その他特記事項

- *同一の研究領域へ2回目、3回目に応募する場合には、前回の提案との相違点について、記載ください。*
- *海外の研究機関を研究チームに加える場合は、募集要項「4.2.4　応募要件」(90 ページ ~)をご参照の上、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を本項に記載してください。*
- *必要に応じて、戦略的創造研究推進事業に応募した理由、研究に際してのご希望、特筆すべき受賞歴、異動予定があるなどのご事情その他について、A4用紙2ページ以内で自由に記載してください。*

4.5 面接対象者資料の記入要領

本資料（面接選考会・補足説明資料）は、面接選考の対象者となった時点で作成いただきます。作成依頼や提出締切日の連絡は、面接選考の対象者へ通知します。

通知が届きましたら、次ページ以降の「面接選考会・補足説明資料」の記入要領に従い、資料を作成いただきます。

※次ページ以降の「面接選考会・補足説明資料」は、研究領域毎に様式が異なる場合があり、あくまでも例示となります。ご注意ください。

面接選考会・補足説明資料
１．研究提案の概要
２．研究費計画
３．他制度での助成等の有無（研究代表者、主たる共同研究者）
４．過去５年間の助成等の有無（研究代表者、主たる共同研究者）
５．研究実施環境
６．研究総括との関係について
７．海外研究契約について
８．既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

戦略的創造研究推進事業（CREST）
平成 28 年度 面接選考会・補足説明資料（例示）

研究代表者氏名： ○○　○○	所属・役職： ○○大学大学院○○研究科・教授	課題ID： 0000000
課題名：○○○○○○○○○○○		

1．研究提案の概要

※研究提案の概要を 200 字以内【厳守】で専門ではない読者が理解できる平易な内容で記載してください。また、図や写真を含めて概要をまとめたスライドを 1 枚、合わせてご用意ください（スライド中の文字は 12pt 程度の大きさとしてください）。採択された場合、本概要を新聞発表等の参考資料とさせていただきます。表現は「です・ます」調としてください。

2．研究費計画

(1) 研究期間：2016 年 12 月～　　年　　月（　　年間）

※ 研究期間は 5 年 4 ヶ月以内とします。ただし、研究終了時期は研究実施の最終年の年度末とすることができます。（本年度、研究期間 5 年 4 ヶ月で採択された場合は、研究期間は最長で 2022 年(平成 34 年)3 月末日までとすることができます。）

(2) 研究費総額：　　百万円

※ 総研究費が 5 億円を超える場合、その理由、必要性をお書きください。

※ 採択された場合、記載いただいた研究費計画で研究を行うこととなるとは限りません。

(3) 研究グループごとの研究費計画

●研究代表者グループ

研究代表者氏名（所属・役職）：○○　○○（○○大学○○研究科）

	初年度 (H28.12～ H29.3)	2年度 (H29.4～ H30.3)	3年度 (H30.4～ H31.3)	4年度 (H31.4～ H32.3)	5年度 (H32.4～ H33.3)	最終年度 (H33.4～ H34.3)	合計 (千円)
設備備品費							
消耗品費							
旅費							
人件費・謝金 (研究員の数)	()	()	()	()	()	()	
その他							
合計(千円)							

●共同研究グループ（1）
主たる共同研究者氏名（所属・役職）：◇◇　◇◇（◇◇研究所◇◇センター）

	初年度 (H28.12～ H29.3)	2年度 (H29.4～ H30.3)	3年度 (H30.4～ H31.3)	4年度 (H31.4～ H32.3)	5年度 (H32.4～ H33.3)	最終年度 (H33.4～ H34.3)	合計 (千円)
設備備品費							
消耗品費							
旅費							
人件費・謝金 (研究員の数)	()	()	()	()	()	()	
その他							
合計(千円)							

●共同研究グループ（2）
主たる共同研究者氏名（所属・役職）：□□　□□（□□株式会社□□研究所）

	初年度 (H28.12～ H29.3)	2年度 (H29.4～ H30.3)	3年度 (H30.4～ H31.3)	4年度 (H31.4～ H32.3)	5年度 (H32.4～ H33.3)	最終年度 (H33.4～ H34.3)	合計 (千円)
設備備品費							
消耗品費							
旅費							
人件費・謝金 (研究員の数)	()	()	()	()	()	()	
その他							
合計(千円)							

（4）研究設備・機器について

「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用することとされている「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、機器共用システムという。）等の、所属組織等における研究設備・機器の共用の仕組みの活用を積極的に検討してください。特に、大学及び国立研究開発法人等においては、汎用性が高く比較的大型の研究設備・機器については、原則、所属研究機関・組織の共用の仕組みに従って取り扱われるものと考えられます。

以上のことから、

①以下に購入を計画する研究設備・機器について、所属する研究組織（学科、専攻、研究所、センター）等において利用可能な設備・機器（共用設備・機器等）と重複がないことを、研究提案者が確認してください。

②研究開始（委託研究契約の締結）にあたっては、大学及び国立研究開発法人等に所属する研究提案者及び主たる共同研究者に係る以下の(b)の設備・機器購入計画について、各々の所属組織等における設備・機器の共用の観点からの妥当性について機器共用システムの責任者による書面による事前確

認が必要となります。なお、機器共用システムが運用されていない場合、当該委託研究契約の契約担当者による書面による事前確認が必要となります。このことを予めご了承ください。

□上記①について、確認しました。 □上記②について、了承しました。 ※確認および了承の場合は、上記をチェックください。

（注）機器共用システムが導入されていない研究組織に所属の場合は、大学等研究機関の本部組織における研究戦略担当部門や設備担当部門と連携し、共用の仕組みを導入してください。4.3.9(3)注参照。

(a) 購入予定の主要設備（1 件 2,000 千円以上、機器名、価格（概算））

機器名	価格（千円）	設置場所	購入予定時期
○○○○○○	15,000	○○大学○○研究科	○年○月
○○○○○○	5,000	○○大学○○研究科	
○○○○○○	10,000	◇◇研究所◇◇センター	

(b) 購入予定の機器のうち 1 件 10,000 千円以上の機器の妥当性・必要性

機器名	価格（千円）	共同利用・専用の別	妥当性・必要性等　注 1
○○○○○○	15,000	共同利用	○○○○○○
○○○○○○	10,000	共同利用	○○○○○○

注 1）研究目的・計画に照らした当該機器の仕様・性能等の必要性について具体的に記入してください。専用利用の場合には、共用設備・機器の使用や他との共用ができない理由も、具体的に記入してください。

●新たに購入することなく利用可能な主要設備

機器名	設置場所	専用・共同利用の別	設置年度	備考
○○○○○○	○○大学○○研究科			
○○○○○○	○○大学○○研究科			
○○○○○○	◇◇研究所◇◇センター			
○○○○○○	◇◇研究所◇◇センター			

（5）研究員等について

●新たに雇用する研究員等の人数

	人数	所属場所
研究員[注1)]	名	○○大学○○研究科2名、◇◇研究所◇◇センター1名
技術員	名	○○大学○○研究科1名
研究補助員	名	□□株式会社□□研究所1名

注１）　下記（6）について記載してください。

（6）本研究で雇用する研究員について、当該研究終了後のキャリアパスについて記載してください。また、若手の博士研究員に該当する場合には「多様なキャリアパスを支援する活動計画」について記載してください。募集要項の 4.3.4(8)（97 ページ~）および 4.3.9(1)(2)（103 ページ~）の関連箇所もご参照ください。

（7）その他

※ 既存の研究室以外のスペースを新たに整備し、使用する場合は、その旨を明記してください。

３．他制度での助成等の有無（研究代表者、主たる共同研究者）

※　研究代表者および主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度(CREST・さきがけを含む)やその他の研究助成等(民間財団・海外機関を含む)について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、役割、提案課題との相違点・関連性、エフォート等を記入してください。必要に応じて他の研究資金での申請書、計画書の提出を求める場合があります。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

＜研究提案書 CREST-様式 10 の作成時点から、申請中だった研究助成についての採否等が判明するなど記載の内容に変更が生じている場合には、その内容も反映させた最新のものとしてください。＞

研究代表者（研究提案者）：○○　○○

制度名[1]	受給[2] 状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割[3] (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費[4] (期間全体) (2) 〃 (H29 年度 予定) (3) 〃 (H28 年度 予定) (4) 〃 (H27 年度 実績)	提案課題との相違点・関連性	ｴﾌｫｰﾄ (%)[5]
CREST 提案課題 （※削除しないでください）[6]			H28.10－ H34.3	代表	(1) 300,000 千円 (2) 50,000 千円 (3) 10,000 千円 (4) － 千円	－	**20**
科学研究費補助金 基盤研究(S)	受給	××による◇◇の創成 (○○○○)	H26.4 － H30.3	代表	(1) 100,000 千円 (2) 50,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 5,000 千円	○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○	10
JST 戦略的創造研究推進事業 ALCA	申請	××による◇◇の高機能化 (○○○○)	H27.10 － H33.3	分担	(1) 140,000 千円 (2) 35,000 千円 (3) 8,000 千円 (4) -	○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	
・・・[6]							

1）1 行目は今回の CREST 提案課題について記載してください。その後に、現在受給中または受給が決定している助成等について、本人受給研究費（期間全体）が多い順に記載してください。さらにその後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください。

2）助成等が、現在受給中または受給が決定している場合は「受給」、申請中または申請予定であれば「申請」、と記入してください。

3）「役割」は、代表又は分担を記載してください。

4）「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額（直接経費）を記載してください。

5）「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください【総合科学技術・イノベーション会議における定義による】。申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、CREST のみに採択されると想定した場合の、受給中・受給予定の助成等のエフォートを記載してください。CREST のエフォートと、現在受けている助成等のエフォートを合計して 100%を超えないようにしてください。

6）必要に応じて行を増減してください。

主たる共同研究者（1）：◇◇　◇◇

制度名 1)	受給 2) 状況	研究課題名（代表者氏名）	研究期間	役割 3)（代表/分担）	(1)本人受給研究費 4)（期間全体） (2) 〃 (H29 年度 予定) (3) 〃 (H28 年度 予定) (4) 〃 (H27 年度 実績)	提案課題との相違点・関連性	エフォート（%）5)
CREST 提案課題 （※削除しないでください）6)			H28.10－ H34.3	分担	(1) 45,000 千円 (2) 10,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) － 千円	－	10
厚生労働科学研究費	受給	××開発に関する実践研究 （○○○○）	H26.5 － H30.3	代表	(1) 50,000 千円 (2) 20,000 千円 (3) 20,000 千円 (4) 5,000 千円	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	35
・・・6)							

1）～6）の注については、前ページの研究代表者部分をご参照ください。

主たる共同研究者（2）：□□　□□

制度名 1)	受給 2) 状況	研究課題名（代表者氏名）	研究期間	役割 3)（代表/分担）	(1)本人受給研究費 4)（期間全体） (2) 〃 (H29 年度 予定) (3) 〃 (H28 年度 予定) (4) 〃 (H27 年度 実績)	提案課題との相違点・関連性	エフォート（%）5)
CREST 提案課題 （※削除しないでください）6)			H28.10－ H34.3	分担	(1) 45,000 千円 (2) 10,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) － 千円	－	10
○○財団○○研究助成	受給	××分野への挑戦的研究 （○○○○）	H27.4 － H29.3	代表	(1) 2,000 千円 (2) 0 千円 (3) 1,000 千円 (4) 1,000 千円	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	35
・・・6)							

1）～6）の注については、前ページの研究代表者部分をご参照ください。

４．過去５年間の助成等の有無（研究代表者、主たる共同研究者）

※　研究代表者および主たる共同研究者が、過去５年間に受給していた国の競争的資金制度やその他の研究助成制度での助成等について、研究費（期間全体）が 50,000 千円以上のものを、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、研究費の額、役割などを明記してください。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

過去５年間に受給していた国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等とは、「3. 他制度での助成等の有無」に記載された助成等よりも前に受給していたもので、平成 23 年４月～平成 28 年３月の間に終了した助成等を指します。

制度名 1)	研究課題名	研究期間	研究費（期間全体）2)	役割 3) (代表/分担)	受給者
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○○○○○○○○	H21－H25	100,000 千円	代表	○○　○○ （研究代表者）
科学研究費補助金 基盤研究(A)	○○○○○○○○○○	H22－H26	52,000 千円	分担	〃
厚生労働省科研費	○○○○○○○○○○	H21－H26	50,000 千円	代表	◇◇　◇◇ （主たる共同研究者）
科学技術振興調整費	○○○○○○○○○○	H22－H27	50,000 千円	分担	□□　□□ （主たる共同研究者）

1）過去５年間に受給していた助成等について、研究費（期間全体）が多い順に記載してください。
2)「研究費（期間全体)」は、ご本人が受給していた金額を記載してください。
3)「役割」は、代表又は分担等を記載してください。

５．研究実施環境（研究代表者）

※　研究代表者と同じ研究実施場所（講座、研究室、研究グループ等）に所属する全ての人員構成を記載してください。

役　職 1)	人数	うち本研究参加者数
教授	名	名
准教授	名	名
助教	名	名
研究員（ポストドクター等）	名	名
技術員	名	名
研究補助員	名	名
大学院生（博士後期課程）	名	名
大学院生（修士課程）	名	名
学部生	名	名
その他（外部招へい者など）	名	名

1）役職名については、所属する人員構成により適宜記載ください。また、所属する学生の人数も含めてください。

6．研究総括との関係について

提案時にもご確認いただいておりますが、念のため、研究総括と下記の関係にないか再度チェックをお願いします。

以下の項目 a～d のうち、該当するか否かについて明確に判断し難い項目が 1 つでもある場合には、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先： rp-info@jst.go.jp

項目	内容	チェック欄
a	研究総括と親族関係にある。	該当なし□
b	研究総括と大学、国研等の研究機関において同一の研究室等の最小単位組織に所属している。あるいは、同一の企業に所属している。	該当なし□
c	現在、研究総括と緊密な共同研究を行っている。または過去 5 年以内に緊密な共同研究を行ったことがある。(緊密な共同研究の有無は、例えば、共同プロジェクトの遂行、研究課題の中での研究分担者、あるいは共著研究論文の執筆等、それぞれの内容から判断します。)	該当なし□
d	過去に通算 10 年以上、研究総括と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にあったことがある。“密接な師弟関係”とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とします。また所属は別であっても、研究総括が実質的に研究指導を行っていた期間も含みます。	該当なし□

7．海外研究契約について

海外研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合には、主に契約上の観点から、当該海外研究機関が要件を満たしていることを確認させていただきます（これらが受け入れられない場合は、原則として契約はできません)。下記要件をご確認いただき、当該海外研究機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

本「補足説明資料」提出時点で「承諾」が得られていない場合は、面接選考会当日、あるいは採択候補となった時点において、研究計画の変更等を求めることがあります。

事前に確認すべき契約要件	募集要項	契約書雛形	チェック欄
原則として、JST が指定する契約書様式で契約を締結すること	4.3.5(2)a (p102)	全 条 (APPENDIX を含む)	承諾 □
当該の海外研究機関から JST へ、知的財産権を無償譲渡すること(産業技術力強化法第19条(日本版バイドール規定)は、海外機関に対しては適用されません。)	4.3.5(2)c (p102)	9.1 条	承諾 □
当該の海外研究機関への間接経費の支払いが、研究費(直接経費)の 30%を超えないこと	4.3.5(2)a (p102)	5.3 条	承諾 □

JST が経費執行指針を指定する場合は当該指針に基づき適切な経費執行が可能であること。	4.3.5(2)b (p102)	4～6 条、APPENDIX5	承諾 □
研究費の支出内容を表す経費明細を英文で作成の上、JST へ提出できること。	4.3.5(2)b (p102)	6.2.1 条、APPENDIX	承諾 □

８． 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成 6 年法律第 78 号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・国立研究開発法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

また、大学等においては、競争的研究費による研究課題において、研究設備・機器の共用を積極的に推進することが求められています。詳しくは、募集要項 4.3.9.(3)（103 ページ ~）及び 3.3.10.（69 ページ ~）を参照してください。

＜参考：主な共用施設・設備等の事例＞

「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設 (課題申請スケジュール等、利用に関する情報は各施設のご案内をご参照ください。) 大型放射光施設「SPring-8」 （毎年 5 月頃、11 月頃に公募） http://user.spring8.or.jp/ X 線自由電子レーザー施設「SACLA」 （毎年 5 月頃、11 月頃に公募） http://sacla.xfel.jp/ 大強度陽子加速器施設「J-PARC」 （毎年 5 月頃、10 月頃に公募） http://is.j-parc.jp/uo/index.html 「京」を含むハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)システム http://www.hpci-office.jp/
先端研究基盤共用促進事業 ※平成 28 年度より開始される本事業における情報については、下記 URL をご参照ください。

なお、平成 27 年度で終了した「先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業」における情報についても、下記 URL をご参照ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/shisetsu/index.htm
ナノテクノロジープラットフォーム http://nanonet.mext.go.jp/
つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点(TIA-nano) http://tia-nano.jp/
創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4 拠点) http://pford.jp/
ナショナルバイオリソースプロジェクト http://www.nbrp.jp/
「きぼう」日本実験棟／国際宇宙ステーション http://iss.jaxa.jp/kiboexp/participation/

第 5 章 募集対象となる研究領域

5.1 ACT-I

○ 戦略目標「急速に高度化・複雑化が進む人工知能基盤技術を用いて多種膨大な情報の利活用を可能とする統合化技術の創出」（160 ページ）、「人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発」（165 ページ）、「分野を超えたビッグデータ利活用により新たな知識や洞察を得るための革新的な情報技術及びそれらを支える数理的手法の創出・高度化・体系化」（168 ページ）の下の研究領域

5.1.1 情報と未来

研究総括：後藤　真孝（産業技術総合研究所　情報技術研究部門　首席研究員）

研究領域の概要

情報学とそれに基づく技術開発の目覚ましい進展は、これまでに学術・産業・社会・文化的に新たな価値を生み続けてきましたが、今後も未来社会を創造する中心的技術として、その重要性がより一層高まっています。既に情報学・情報技術は、あらゆる学術分野の進展や、産業・経済の持続発展、物理空間・情報空間が融合した社会基盤の高度化、健康で文化的な生活の質の向上等において、本質的な役割を果たしています。そのため、情報学における独創的な研究開発を推進して、人類が現在および未来において直面する問題を解決しつつ新たな価値を創造することは、人類の未来を切り拓き、人類が持続発展していく上で不可欠です。

本研究領域では、情報学における研究開発によって未来を切り拓く気概を持つ若手研究者を支援するとともに、新しい価値の創造につながる研究開発を推進します。具体的には、人工知能、ビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティ等を含む、情報学に関わる幅広い専門分野において、新しい発想に基づいた挑戦的な研究構想を求めます。今後の学術・産業・社会・文化を変えていくような多種多様な研究開発を、独創的な発想によっていかに推進するかが重要だと考えています。

研究推進においては、未来開拓型の研究開発、価値創造型の研究開発を募り、本研究領域で若手研究者同士がお互いに切磋琢磨し相互触発する場を設けることで、未来社会に貢献する先端研究を推進する研究人材の育成や、将来の連携につながる研究者のヒューマンネットワーク構築を促していきます。それによって、ひときわ輝き存在感のある研究者がより一層増え、ひいてはより良い未来社会が切り拓かれることを期待します。

なお、本研究領域は文部科学省の人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（AIP プロジェクト）の一環として運営していきます。

募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針

(1) 研究領域の背景

情報学における独創的な研究開発を推進する上で最も大切なことの一つは、個を確立した研究者が既成概念にとらわれない自由な発想で未来を切り拓く多種多様な成果を創出することです。その上で、研究者が互いの専門性を活かして連携し、さらにはさまざまな専門家・組織等とも連携することで、学術・産業・社会・文化的なインパクトがより一層大きい貢献をすることが可能になります。

そこで、若手個人研究の支援プログラムに位置付けられる ACT-I（Advanced Information and Communication Technology for Innovation）の本「情報と未来」領域では、若手研究者が個を確立し、自由な発想で主導権を握りながら挑戦的な研究開発を推進する支援をするとともに、将来の連携の土台となる人的交流の機会を提供します。それにより、未来を開拓し、新たな価値を創造することを目指します。

なお、本研究領域で応募対象とする「若手研究者」とは「募集を行った年の 4 月 1 日時点において 35 歳未満の研究者」とします。学生は大学院生に限り応募が可能です。大学院生や企業の若手研究者からの積極的な応募も期待しています。ACT-I は、「さきがけ」より若年層の研究者に向けて JST が新設した制度であるため、年齢制限が設けられています。制限を超える場合には「さきがけ」等への応募をご検討ください。

(2) 募集・選考にあたっての方針

応募にあたっては、提案する研究開発の着想や独創性のほか、１年４ヶ月の研究開発で取り組む目標と研究開発内容を記入してください。特に、現在あるいは未来におけるどのような問題をどう解決しようと考えているのか、どのような新たな価値を創造することを狙っているのか、それによってどのような未来を切り拓きたいのか、が伝わるように具体的に記入してください。研究開発に成功すればすぐにでもインパクトを与え始められるような挑戦や、将来に注目される技術の種を育てる挑戦など、貢献の仕方は違っても本気で情熱をもって取り組みたい研究開発内容の提案を求めます。

研究開発は１年４ヶ月という短い期間ではありますが、若手研究者が自らの発想で未来に向けて果敢に挑戦することを本研究領域は期待しています。その過程で、同時期に採択となった本研究領域の若手研究者との交流はもちろん、情報学に関わる幅広い専門分野において活躍している領域アドバイザー等との議論を通じて、研究領域に参加した若手研究者が個を確立して存在感を増すための礎を築き、飛躍するきっかけとしていただきたいと考えています。

そのため、提案者が自己の信念に基づいて推進したい個人研究テーマであることを、選考では重視します。また、どのような未来開拓型・価値創造型の研究開発に挑み、どのように現在あるいは未来の世の中に貢献しようとしているのかも重要な選考の観点とします。

(3) 本研究領域で募集するテーマの方向性

情報学に関わる幅広い専門分野において、新しい発想に基づいた挑戦的な研究構想を募集します。現在着目されているキーワードにこだわらず、例えば、ポスト・人工知能、ポスト・ビッグデータ、ポスト・IoT、ポスト・サイバーセキュリティに位置付けられうるような、次世代のキーワードを生み出す独創的な提案も期待します。本研究領域全体としては学術・産業・社会・文化的に新たな価値を生み出すことを狙っていますが、個々の提案がそれらすべてをカバーする必要はなく、ある観点から大きなインパクトをもたらしうるテーマを構想いただければと思います。

(4) 研究開発期間と研究費

研究開発期間は、ACT-I が新設された平成 28 年度の募集においては、契約締結日より 1 年 4 ヶ月（平成 28 年度の採択者は原則として平成 30 年 3 月 31 日まで）です。研究費は総額で 300 万円（直接経費）を標準とし、最大で 500 万円程度とします。この研究開発期間・研究費を前提に研究提案を頂くようお願いします。特に、研究費総額が 300 万円を越える必要がある場合には、その理由を提案書に明記していただくようお願いします。

採択者は研究開始 1 年後を目処に進捗評価を受けます。その際、研究を引き続き支援することでより一層大きな成果になることが期待される研究課題については、加速フェーズとして年間最大 1,000 万円程度（直接経費）の研究費を最長 2 年間支援します。加速フェーズの支援を受けられる課題数の目安としては、採択時の課題数の 3 分の 1 程度を想定しています。なお加速フェーズについては、研究開発期間終了日翌日より最長 2 年の契約を新たに締結する形となります。

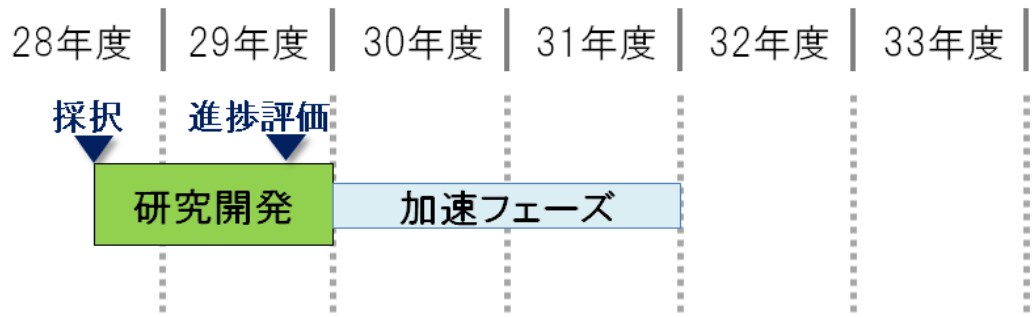

(5) 採択後の研究領域運営方針

本研究領域では採択後の早い時期に、研究総括もしくは領域アドバイザーとの会合を設け、研究開発計画について議論を行います。これにより、研究開発における道筋を明確にし、効果的な成果の創出を目指します。その後、担当の領域アドバイザーが採択者の要望に応じて研究開発について助言できる体制で推進します。さらに、研究総括・領域アドバイザーや同時期に採択となった研究者が一堂に会する領域会議も実施し、研究者同士の交流も促進していきます。

また、本研究領域は文部科学省の人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（AIP プロジェクト）を構成する「AIP ネットワークラボ」の 1 研究領域として、理化学研究所革新知能統合研究センターをはじめとした関係研究機関等と連携しつつ研究課題に取り組むなど、AIP プロジェクトの一体的な運営にも貢献していきます。

※本研究領域に応募される場合は、提案書様式が他の研究領域と異なるため、本研究領域用の提案書様式を e-Rad もしくは JST の提案募集ホームページからダウンロードしてください。

※ 本研究領域の募集説明会を下記日程で開催いたします。ご関心のある多くの方々の参加をお待ちしております。なお、募集説明会はいずれも ACT-I 研究領域「情報と未来」、さきがけ研究領域「新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出」、CREST 研究領域「イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化」、CREST 研究領域「人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築」が合同で開催します。

	日時	場所
東京	6 月 10 日（金）14:00～16:30	JST 東京本部　B1 大会議室（地階） （東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ）
京都	6 月 22 日（水）14:00～16:30	TKP ガーデンシティ京都　7 階会議室「橘」 （京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 721-1 京都タワーホテル）

詳細については、http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html をご覧ください。

5.2 さきがけ

○ 戦略目標「急速に高度化・複雑化が進む人工知能基盤技術を用いて多種膨大な情報の利活用を可能とする統合化技術の創出」(160 ページ)の下の研究領域

5.2.1 新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出

研究総括：黒橋　禎夫（京都大学大学院 情報学研究科 知能情報学専攻 教授）

研究領域の概要

情報技術の急速な進展により、莫大な数のセンサやデバイスがインターネットにつながるようになってきました。また、医療・健康、材料・物性、都市インフラや地球環境など、あらゆる場所で多種多様のビッグデータが蓄積され、応用されてきています。さらに、自然言語処理やディープラーニング等を駆使した人工知能技術にも大きな関心が集まり、これらの各分野における活用が急速に進みつつあります。

本研究領域では、この様な情報技術に基づいた社会変革の時代に対応し、これからの新しい社会システムのデザインを可能にするための情報基盤技術の創出を目指します。モビリティなどを含めた社会基盤、介護を含むヘルスケア、防災・減災、ロボティクスなど、あらゆる分野において、情報を知的・統合的に解析・処理・制御し、新しいサービスや社会構造の構築に貢献する基盤技術を創出します。

具体的には、多種・膨大な情報を収集・取得するための高度なセンシング技術、リアルタイム処理のためのデータ処理技術およびシステム最適化技術、知的メディアを使ったコミュニケーション支援や、人工知能などを含むデータ処理と知識処理の技術、多種多様な機器やシステムに対応可能なセキュリティ・プライバシーエンハンスメント技術などを対象とします。

なお、本研究領域は文部科学省の人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（AIP プロジェクト）の一環として運営します。

募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針

（1）背景

近年、情報技術が世界的に大きく発展し、家電製品や自動車、機械等、様々なものに通信機能を持たせ、インターネットに接続し、それらの制御や周囲の状況の計測等を行う高度な情報環境が急速に普及してきています。また、世界に先駆けた「超スマート社会」の構築が我が国における重要な課題とされ

ており、コホートデータ等の医療・健康関連のデータや材料・物性に関するデータ、都市のインフラや地球環境に関するデータ等、多種多様なビッグデータが社会の様々な場面で生み出され集積されつつあります。さらに、近年の大きな技術的ブレークスルーと言われるディープラーニングに代表される人工知能技術の進展に対する関心が高まり、各分野における活用も急速に進みつつあります。

これらの様々な情報技術の発展は、今後膨大なデータのリアルタイム処理を可能にし、知的メディア、自然言語処理に基づく新しいコミュニケーションや、革新的な人工知能技術による新たなサービスの創出を期待させるとともに、従来の産業、社会構造を大きく変容させる可能性があります。このような情報技術に基づいた社会変革の時代にあっては、これまでにない新しい社会構造と、そのための新しい基盤技術の創出が必要です。

（2）募集する提案

このような状況を踏まえ、本研究領域では、これからの新しい社会システムデザインを可能とするための情報基盤技術の創出を目指します。産業、社会構造が劇的に変化する時代に向けて、新たな価値創造の実現につながる新しい基盤技術を提案してください。応募にあたっては、情報技術分野における技術的な課題への貢献とともに、将来の新しい社会構造にどのように貢献できるのかという視点を含めた提案を期待します。研究成果の社会実装を実現するところまでは求めませんが、提案する基盤技術の開発が今後どのように社会を変革していく可能性があるのかというシナリオを自らが考え、将来の社会実装を見据えながら基礎研究を実施していくことを期待します。

対象となる応用分野としては、自動車や鉄道などのモビリティなどを含めた社会基盤、超高齢化社会を見据えた介護や健康維持・予防を含むヘルスケア、近年の異常気象などによる自然災害に対する防災・減災や、それらを横断的にサポートするロボティクスの技術、多言語自動翻訳や高度な自然言語処理に基づく情報の組織化・編集などがあげられますが、特にこれに限定するものではありません。将来の大きな社会的インパクトが期待できる技術、および応用分野での応募を検討してください。

具体的な研究内容としては、以下のようなものがあげられますが、これらに限定することなく、既存の概念にとらわれない新しい技術分野についての応募も歓迎します。

1）多種・膨大な情報を状況に応じて収集・取得するための高度かつ効率的なセンシング技術
2）多様なデータの意味を多様な状況に応じて高度に理解し、データの統合分析を可能とする異種データ統合技術
3）時系列データをリアルタイムで処理するための、データ処理技術やシステム最適化技術
4）人工知能などを含む洗練されたデータ処理技術・知識処理技術を駆使して、インテリジェントシステムを構築するための知のアクチュエーション技術
5）人間ユーザの感情を含む外界情報を既存知識のもとで適切に解釈するとともに、新たな知識の蓄積を行いながら、必要・適切な情報をユーザに提供する知的メディア技術
6）多種多様な機器やシステムに対応可能なセキュリティ・プライバシーエンハンスメント技術

（3）研究の推進と連携

研究推進にあたっては、多様な応用分野への展開を想定して先端的な情報科学技術の研究開発に取り組む研究者が、互いに触発しながらシナジー効果を得ていく場を設定し、先進的な研究成果の創出と将来の世界レベルの若手研究リーダーの輩出を目指していきます。

さきがけ個人研究としての良さを生かしつつ、異分野の研究者との交流を通じた研究の幅の広がりと将来に渡る研究者ネットワークを本研究領域で構築していくことを期待します。

なお、本研究領域は文部科学省の人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（AIP プロジェクト）を構成する「AIP ネットワークラボ」の 1 研究領域として、理化学研究所革新知能統合研究センターをはじめとした関係研究機関等と連携しつつ研究課題に取り組むなど、AIP プロジェクトの一体的な運営にも貢献していきます。

※ 本研究領域の募集説明会を下記日程で開催いたします。ご関心のある多くの方々の参加をお待ちしております。なお、募集説明会はいずれも ACT-I 研究領域「情報と未来」、さきがけ研究領域「新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出」、CREST 研究領域「イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化」、CREST 研究領域「人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築」が合同で開催します。

	日時	場所
東京	6 月 10 日（金）14:00～16:30	JST 東京本部　B1 大会議室（地階） （東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ）
京都	6 月 22 日（水）14:00～16:30	TKP ガーデンシティ京都　7 階会議室「橘」 （京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 721-1 京都タワーホテル ）

詳細については、http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html をご覧ください。

○ 戦略目標「人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発」(165 ページ)、「分野を超えたビッグデータ利活用により新たな知識や洞察を得るための革新的な情報技術及びそれらを支える数理的手法の創出・高度化・体系化」(168 ページ)の下の研究領域

5.2.2 社会と調和した情報基盤技術の構築

研究総括：安浦　寛人(九州大学　理事・副学長)

研究領域の概要

情報技術は、社会の神経系としてあらゆる社会活動の基盤であり、現実の社会において、価値創造や問題解決をするための最も重要な手段となっています。新しい人工物システムは、各社会がこれまでに構築してきた文化や規範と調和ある発展が可能であるとき、その社会に受容され、そのシステムによって社会に変革(イノベーション)が生まれます。

本研究領域では、より良い社会の実現を目的とする情報基盤の要素技術の研究と、それらの技術を対象とする社会と調和させるために必要な制度や運用体制、ビジネスモデルまでも含めた総合的な議論と実践を行う場を提供します。

例えば、全世界的な気候変動への対応を目的とするような大規模な情報システムから、特定の地域(国内外)の社会問題を解決するための情報技術まで、社会的に解決すべき新しい課題を研究者自らが設定し、知的情報処理、計算機科学、センサー技術、ネットワーク技術、シミュレーション技術、ロボティクス、知的インタフェースなどあらゆる情報技術分野の要素技術の基礎研究による課題解決の手段の提供とそれを社会に受容させるまでのシナリオの構築を、具体的な現場の実問題と取り組みながら進めていく形でのフィールド型研究を実施します。

研究の推進方法としては、情報技術分野の研究者が自然科学、工学、生命科学、社会科学の研究者と連携すること、または諸分野の研究者が情報技術分野に参入することを重視します。それにより、様々な分野の研究者が相互に影響し合い、異分野横断・融合的な視点で問題解決に取り組むことで、社会と調和した革新的な情報基盤技術を創出することを目指します。さらに、研究のみならず政策立案者や産業界のメンバーとの交流の場を設定する等を通じ、情報技術による社会変革の牽引役となる将来の世界レベルの若手研究リーダーの輩出を目指します。

募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針

(1) 背景

近年、コンピュータや半導体の急速な進歩によって情報技術分野は飛躍的な発展を遂げており、行政、金融、教育、通信、交通など社会基盤のシステム構築や、様々なサービスの高度化と効率化に大きく貢献しています。これらの情報技術は歴史や文化、地域が異なる社会と調和しながら発展することで人々に受け入れられ、私たちの生活の基盤(社会情報基盤)として必要不可欠なものとなっています。

しかしながら、科学技術が進展してきた現在においても、高齢化への対応(労働力人口の減少、社会保障)、国際化／グローバル化への対応、地球環境問題(CO_2、森林減少、生物多様性の維持)、エネルギー供給、食料や水の供給、産業構造の変化への対応など様々な解決すべき社会的課題が山積しています。

(2) 提案募集する研究

このような状況を踏まえ、本研究領域では社会と調和した情報基盤技術の構築を目指し、情報技術により社会的課題の解決に挑む研究提案を募集します。現在の情報技術分野における科学的・技術的な貢献はもちろんのこと、その研究成果が現在の社会問題に対し、どのように役立つのかという視点を含めた提案を求めます。さきがけの提案書の「研究課題要旨」には、上記の 2 つの観点を説明し、「研究構想」の「5. 研究の将来展望」ではどのような社会問題の解決に提案する研究が貢献するかを、できるだけ具体的に記述してください。また、領域の概要でも述べたとおり、研究分野は知的情報処理、計算機科学、センサー技術、ネットワーク技術、シミュレーション技術、ロボティクス、知的インターフェイスなどあらゆる情報技術分野を対象としますが、情報技術分野の研究者からの研究提案だけでなく、自然科学、工学、生命科学、社会科学などの諸分野の研究者が情報技術分野に参入し、学際的な視点で課題解決に取り組むことも歓迎します。

以下に解決すべき課題例を挙げますが、これに限定されるものではありません。

(例 1) 国際化･グローバル化への対応

(例 2) 社会の高齢化への対応

(3) 採択後に研究領域でおこなう取組み

研究の推進にあたっては、研究者が自ら現場に入り込んで実社会の問題を認識し、基礎研究による課題解決の手段の提供とそれを社会に受容させるまでのシナリオの構築を含めた研究に取り組んでいただきます。このため本研究領域では、課題解決の視点に留まらず、さらにその 1 歩先を見据えて、「情報技術をベースに、将来どのような社会を構築すべきか」ということを議論する場を設けます。また、研究者の考える社会像と研究アプローチを経済界のリーダーや政策立案者へ向けてプレゼンする機会を設定します。さらには、企業の若手研究者等との議論の場を用意し、さきがけ研究の成果を将来に社会実装するための人的ネットワークの構築を促していきます。以上のような取り組みにより、さきがけ研究における自身のシナリオをより深掘りできるよう、研究領域として支援していきます。

以下に社会的課題および解決のためのシナリオの例を挙げますが、これに限定されるものではありません。例 1 では、「地域固有の文化の良さを維持しつつ、国際的な多様性を受容する社会の構築」を将来

あるべき社会像と想定しています。その社会像を実現するためのサービスは「言語や生活習慣を維持しつつ、異なる文化的背景を持つ人々とスムーズなコミュニケーションを実現するサービス」および「生活習慣の違いに違和感を持たない教育」であり、さらにそのサービスを提供するためには「自動言語翻訳」や「文化の違いを見える化する技術」および「異文化を受容する意識を醸成する教育プログラムとそのための教材」等の技術や製品を開発する必要があるという例です。

(例 1) 国際化･グローバル化への対応

1. 目指すべき社会像
   - 地域固有の文化の良さを維持しつつ、国際的な多様性を受容する社会の構築
2. 必要なサービス
   - 言語や生活習慣を維持しつつ、異なる文化的背景を持つ人々とスムーズなコミュニケーションを実現するサービス
   - 生活習慣の違いに違和感を持たない教育(経験)
3. 必要な技術や製品
   - 自動言語翻訳
   - 文化の違いを見える化する技術
   - 異文化を受容する意識を醸成する教育プログラムとそのための教材
4. 自身の研究の貢献

例 2 では、「社会の高齢化への対応」という観点で「高齢者が QOL を維持しつつ、できるだけ社会への負担を軽減しながら長寿を全うできる社会」という目指すべき社会像を設定した場合、「予防医学による現役年齢の延長」「高齢者の社会貢献の場の実現」等のサービスが必要と考えます。そのためには、「ビッグデータ解析を用いた疫学的な研究とその成果の社会への迅速なフィードバック」、「経験を活かした各分野のアドバイザー制度（ICT の活用によるクラウドソーシングサービスなど)」の技術が求められるという例です。

(例 2) 社会の高齢化への対応

1. 目指すべき社会像
   - 高齢者が QOL を維持しつつ、できるだけ社会への負担を軽減しながら長寿を全うできる社会
2. 必要なサービス
   - 予防医学による現役年齢の延長
   - 高齢者の社会貢献の場の実現
3. 必要な技術や製品
   - ビッグデータ解析を用いた疫学的な研究とその成果の社会への迅速なフィードバック

- 経験を活かした各分野のアドバイザー制度(ICT の活用によるクラウドソーシングサービスなど)

4. 自分の研究の貢献

なお、本研究領域では、研究終了時点で研究成果の実用化や社会へのサービスの実装を目指しているわけではありません。さきがけ研究の中で社会シナリオを自ら考え、構築する力を養い、その社会の実現を見据えながら基礎研究を推進する姿勢を身につけていくことを狙いとしています。研究を推進する中で、問題が存在する現場へ自ら赴くフィールド型の研究経験や、さきがけの研究者領域内および政策立案者や企業等の社会のステークホルダとの対話・議論等を通じて、個々の研究者が将来の情報技術分野を担うリーダーとして成長することを強く期待しています。

※ 本研究領域の募集説明会を下記日程で開催いたします。ご関心のある多くの方々の参加をお待ちしております。

◆日時：6 月 16 日（木）14:30～15:45

◆場所：JST 東京本部別館 2 階 A-2 会議室

（東京都千代田区五番町７　K’s 五番町）

詳細については、http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html をご覧ください。

5.3 CREST

○ 戦略目標「急速に高度化・複雑化が進む人工知能基盤技術を用いて多種膨大な情報の利活用を可能とする統合化技術の創出」(160 ページ)の下の研究領域

5.3.1 イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化

研究総括：栄藤　稔(株式会社 NTT ドコモ 執行役員 イノベーション統括部長)

研究領域の概要

21 世紀に入り通信ネットワークの発展と通信・センサーデバイスの低廉化によりこれまでの情報通信産業だけでなく、農業や製造業など第一次、第二次産業においても、大規模データを利活用するデータベース技術とそのデータを基にした機械学習によりこれまで不可能であった産業の自動化と最適化が可能になりつつあります。今後、量・種類ともに爆発的に増大する情報を最大限に活用するためのディープラーニング、強化学習等の機械学習を例とする革新的な人工知能基盤技術が広く利用され、様々な分野において将来にわたり効果的に情報が活用される社会の実現が期待されています。今後、データ利活用により、全ての産業においてその構造を変革するような新たなサービス、イノベーションが社会に要請されています。

本研究領域では、実社会の膨大なデータを知的・統合的かつセキュアに収集・処理・学習・制御するための人工知能基盤技術と、その成果を組み合わせることにより社会問題の解決と産業の自動化・最適化に貢献するイノベーション創発に資する技術の確立を目指します。

具体的には、以下の研究開発に取り組みます。

１）社会・経済等に貢献するため、多種・膨大な情報を組み合わせ解析する技術開発

２）多種・膨大な情報に基づき、状況に応じ最適化されるシステムのための技術開発

３）多種多様な要素で構成される複雑なシステムに適用可能なセキュリティ技術開発

膨大な情報の利活用がさらに高度かつ広範に浸透した将来社会を念頭に、実社会の様々な分野への適用を見据えて、センサー技術、実時間ビッグデータを扱うデータベース技術、システムセキュリティ技術、機械学習を核とするシステム最適化技術等の高度化を進めます。さらに、それらを組み合わせて実世界データを総合的に実時間で処理し理解する情報処理システムを構築するための統合化技術の研究開発を推進します。

本研究領域による研究成果が、モビリティ、ロボティクス、健康・医療・介護、防災・減災、農業、ものづくり等における自動化・最適化を進める際のイノベーション創発の核となることを目指します。

これらに取り組むにあたっては、効果的な産学連携体制を構築しつつ、社会の実問題に取り組むために、基盤研究と統合化研究が互いの課題と成果を共有しながら進展する研究開発に挑みます。すなわち人工知能基盤技術という要素技術を揃えることと、イノベーション創発のために実際にそれを組み合わせて統合化していくことの両面を考慮した研究開発を行います。

なお、本研究領域は文部科学省の人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（AIP プロジェクト）の一環として運営します。

募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針

〇背景と基本的方針

「第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定)」に掲げられている、世界に先駆けた「超スマート社会」の実現には、サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）を統合することが重要であり、両者をつなぐ様々なデータとして、コホートデータ等の医療・健康関連のデータや材料・物性に関するデータ、都市のインフラや地球環境に関するデータ等、多種多様なビッグデータが社会の様々な場面で生み出され集積されてきています。

このようなデータを多様な状況や要求に応じて実時間で知的・統合的に解析・処理・制御する必要がありますが、現時点ではそのための統合化技術が確立できていません。また、将来において社会がこれらの基盤技術を最大限活用できるようにするために、将来的な拡大を踏まえたセキュアな情報技術についても早急に構築・実装される必要があります。

本研究領域では、社会貢献を見据えた時代の要請に応え、以下のような研究開発に取り組んでいきます。

「研究開発の例」

・多様な解析情報を自律的に整理し組み合わせることで、絶えず変化する環境やニーズに応じた適切なサービスの構築や提供につながる技術
・個別の状況や環境に応じ、知的かつ自律的に最適なデータ取得を可能にする技術
・最先端の機械学習アルゴリズムにより多種・大容量の情報の超高速な解析を行い最適化した制御を行うための技術
・実時間ビッグデータを扱うデータベース技術に基づいた「異常性」検知技術
・データの処理をシステム本体周辺やクラウドサーバで分散し、システムの安定性やデータ処理遅延抑制等を実現する技術
・多様なデータの意味を高度に理解してデータの統合分析を可能とするオントロジー技術等を多様に組み合わせた異種データ統合技術
・個人情報を秘匿しつつ解析を行うセキュアなデータ処理技術

・革新的人工知能技術等を活用した予測型セキュリティ技術
・上記の技術等を組み合わせ、実世界データを総合的に実時間で処理し理解する情報処理システムを構築するための統合化技術

これらの研究開発においては、社会実装を具体的に見通した上で実課題に取り組むこと、研究成果が国内外に広く展開されることを期待しており、以下のような研究開発手法を想定しています。実施に当たっては、研究推進からベンチャー起業に向けた種々の取り組みまで、領域アドバイザーの協力を得ながら研究領域として積極的に要素技術のサーベイ、ビジネスモデル設計、クラウドを利用した統合化、国際展開等の支援を行う方針です。

・イノベーション創出型
　－社会問題の解決あるいは産業からの要望について十分な理解があり、ビジネスモデル設計と同時にベストプラクティスの最新技術を組み合わせた統合システムを構築。
　解くべき課題、ソリューション、その優位性、価値提案が具体的な提案。
・基盤研究実証型
　－解決すべき社会・産業問題が具体化されているイノベーション創出型とは異なり、より広範な課題解決につながる汎用的機能を提供。例えば、動画像認識、自然言語処理、ディープラーニング、IoT データ解析、異常予測、セキュリティ等の要素技術を実時間データベース、大規模データ同期、データ統合処理、クラウド技術等と統合し、イノベーション創発につながる高度な人工知能基盤を構築。

提案にあたっては、出口として描く将来社会の姿を明確に提示するとともに、それを実現するための課題を解決する研究開発の特長と、社会実装へつながるシステムを構築する統合化の計画を示してください。研究開発の特長は、イノベーション創出型であれ基盤研究実証型であれ、提案される価値の大きさと他者にはできない統合化の先進性あるいは要素技術の新規性で評価します。

課題解決のために必須となる産学連携体制を構築しつつ、要素技術の導入・新規開発とその統合化の間で互いの課題と成果を共有しながら進展する研究開発が実施されることを期待しています。基盤研究実証型では、従来の新規性を追う要素技術研究だけでは不十分で、社会実装につながる統合化が必要となります。またイノベーション創出型では、個々の利用技術への新規性は問わず、課題発見から価値提案に「デザイン思考」を持った設計としての先進性や創造的な R&D&I（Research, Development and Innovation）に取り組む研究提案を歓迎します。データの活用については、たとえば COI（センター・オブ・イノベーションプログラム）等の事業で集積・開発されたデータを効果的に利用することを推奨します。

○対象とする研究テーマの例

本研究領域では、社会実装を見据え、解決すべき問題と必要な基盤技術を理解した研究提案に期待します。具体的な研究テーマとして例を示しますが、募集対象はこれらの研究テーマに限りません。斬新かつ挑戦的な提案を歓迎します。

■産業応用のための汎用人工知能基盤技術

・ロボティクスの自動学習に供する動画像認識基盤技術

・実時間の自然言語理解・音声対話基盤技術

・各種センサーを統合した環境認識技術

・汎化性能の高いオンラインディープラーニング技術

・異常性検出技術

■モビリティ・ロボティクス

・動画像認識と各種センサー認識を統合した自動走行ロボット

・自動走行を可能とする高性能車椅子

・自律飛行し、構造物の危険箇所を自動判別するドローン

・自律行動中のサイバー攻撃を検知し、最適な対処を導く技術

・健常者とスポーツができるようなロボット義足

■健康・医療・介護

・診断・治療用カプセル内視鏡ロボット

・疾患の早期発見のための高速医療画像処理

・医療データを取り込んだ電子カルテの高精度処理による治療計画最適化

・高齢者見守り介護とプライバシー保護を高度にバランスさせるデータ処理技術

■食品・農業・漁業・製造・運輸・建設

・これまで情報通信技術の利用が進んでいなかった産業の生産者業務のスマート化

・食品の配膳を可能とするロボット制御技術

・畜舎の維持管理を行うロボット制御技術

・農地の乾燥状況をモニタリングした灌漑の最適制御技術

・産業用機器から取得したデータを分析、機器の運用状態の最適化、故障予知

■防災・減災

・災害や異常気象を予測し、自律的に最適な対応を構築する技術

・平時には他用途で収集されるデータを用いて最適な避難誘導を行うシステム

■セキュリティ・認証

・システムに対するサイバー攻撃の自動検出

・ネットワークのトラヒックを分析。未知のマルウェア等による攻撃への対応

・生体認証等の Multi-Factor Authentication 機能

■フィンテック・マーケティングオートメーション

・潜在顧客（リード）の Web アクセスやメール開封、流入元等の行動履歴を分析・スコアリングして潜在的ニーズ分析や購買意欲の可視化

・Twitter や投稿、レビューやスコア付け、コメント等の Public データから顧客パターン分析

・顧客ごとにパーソナライズされたメッセージ配信の実施やキャンペーン配信を実施

・気象データと衛星データから販売量予測

○研究期間と研究費

本研究領域では、技術サイクルの早い ICT 分野において研究成果のスピーディな応用展開を目指すため、融合加速方式を採用します。本年度の公募においては、研究期間 2 年 4 ヶ月（2016 年 12 月から 2019 年 3 月末まで）のスモールフェーズに参加するスモールチームを募集します。募集においては、国内外の企業や自治体との協働を含む提案、起業を目指した提案を歓迎します。この期間の研究費は総額 7.5 千万円以内／2 年 4 ヶ月とします。スモールフェーズにおいては、研究進捗に応じて、応用展開に向けた応用 FS（フィージビリティスタディ）を 1 千万円程度で追加支援します。応用 FS においては、社会実装に向けたプロトタイプ開発や知財戦略・ビジネスモデルの検討に取り組んでいただきます。この段階で特に国内外の企業等との協働を積極的に検討してください。そのための支援も行います。スモールチームによる研究開始 2 年後を目処に、研究成果をベースにした研究計画の再提案をしていただき、スモールチームの一部（1/3～1/2 程度を想定）について追加で 3 年間の加速フェーズに進むことができます。加速フェーズにおいては社会実装に向けた統合化研究に比重を移していただきます。スモールチームでの要素技術の開発が優れていても、応用に向けた展開が弱い提案は加速フェーズに進むことができない場合があります。なお、研究推進においては、社会の実問題に取り組むために、基盤研究と統合化研究が互いの課題と成果を共有しながら進展する研究開発を進めてください。加速フェーズの研究費は 3 億円以内／3 年とします。

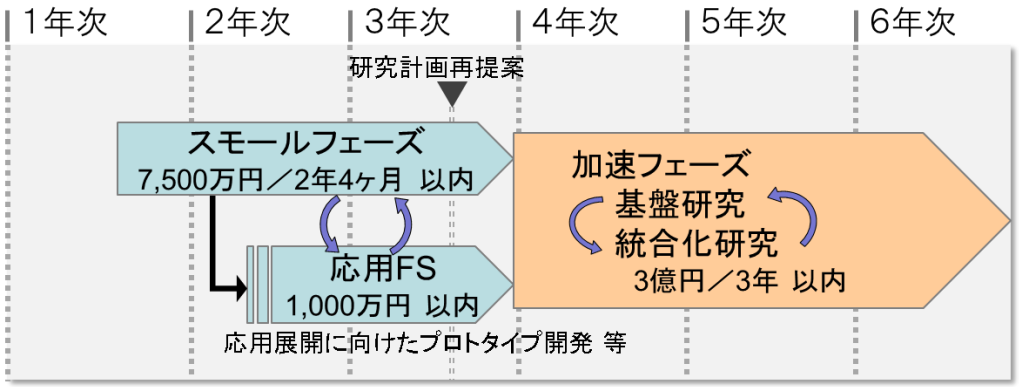

○応募にあたっての留意点

応募にあたっては、提案書に下記の点を明示してください。

・加速フェーズまで含めた 5 年 4 ヶ月で達成する具体的な目標

・スモールフェーズ 2 年 4 ヶ月で達成する具体的な目標

提案時の予算計画はスモールフェーズの 7.5 千万円以内／2 年 4 ヶ月について記載してください。

応募にあたっては、企業・自治体等との連携やベンチャー起業について積極的に検討してください。企業・自治体等との連携のない提案も、スモールフェーズ 2 年 4 ヶ月のうちに連携できる企業・自治体等を主体的に探すことやベンチャー起業について検討することを前提とします。加速フェーズにおいては企業・自治体等との連携や起業を前提とする予定です。研究内容については、社会実装を見据えて実課題から研究テーマを見つけることに留意してください。提案書の様式 3 別紙(155 ページに掲載)には、提案する研究内容が将来的に社会実装あるいは起業される場合に、社会に与える価値について記載してください。

また、研究チームにおける若手研究者の参画を積極的に検討して下さい。若手研究者育成の観点から、大学等の研究者に限らず、企業の研究者や卓越した社会人博士課程の学生が研究チームに参加し、活躍されることを期待しています。

また、研究データの管理・共有に関する国際動向や国の方針を踏まえ、データの積極的な共有・利活用により研究成果の効果的な創出や新しい製品、サービス（市場）の創出につながることを期待して、今年度新規に発足した研究領域では、公募採択後にデータマネジメントプランを作成していただくことになります。データマネジメントプランに基づき、データの保存・管理・可能な範囲での公開を実施していただきます。

本領域の枠組みは従来の CREST 研究領域とは異なる点もありますが、革新的な人工知能基盤技術が幅広く利活用される将来の社会へ貢献することを目指して、柔軟な発想と意欲的な姿勢を持った研究者の参加を強く期待しています。なお、本研究領域は文部科学省の人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト（AIP プロジェクト）を構成する「AIP ネットワークラボ」の 1 研究領域として、理化学研究所革新知能統合研究センターをはじめとした関係研究機関等と連携しつつ研究課題に取り組むなど、AIP プロジェクトの一体的な運営にも貢献していきます。

※ 本研究領域に応募される場合は、提案書様式が他の研究領域と異なるため、本研究領域用の提案書様式を e-Rad もしくは JST の提案募集ホームページからダウンロードしてください。

※ 本研究領域の募集説明会を下記日程で開催いたします。ご関心のある多くの方々の参加をお待ちしております。なお、募集説明会はいずれも ACT-I 研究領域「情報と未来」、さきがけ研究領域「新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出」、CREST 研究領域「イノベーション創発に資す

る人工知能基盤技術の創出と統合化」、CREST 研究領域「人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築」が合同で開催します。

	日時	場所
東京	6 月 10 日（金）14:00～16:30	JST 東京本部　B1 大会議室（地階） （東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ）
京都	6 月 22 日（水）14:00～16:30	TKP ガーデンシティ京都　7 階会議室「橘」 （京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 721-1 京都タワーホテル）

詳細については、http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html をご覧ください。

研究提案書様式 3（研究構想）別紙　　（CREST － 様式 3 別紙）

提案する研究内容が将来的に社会実装／起業される場合、社会に与える価値を想定して、項目に従って箇条書きで記入してください。
いずれの項目も、明確かつ簡潔な内容とすることに留意してください。

※ 1 ページ以内に収まるよう記載してください。説明文の記載されたテキストボックスは最終的に研究提案者が削除してください。

課題	解決策	価値提案	圧倒的な優位性	ユーザー
社会やユーザーの抱えている、解決すべき課題を記載してください。	*課題解決のために提供する、価値を生み出すための機能を記載してください。 新しい技術や、技術の組み合わせによる新しいサービスなど。*	*社会やユーザーに与える価値を記載してください。 （ユーザーが解決策を選択する理由としてください。）*	*研究成果が社会実装／起業された際、サービスや製品が持つ、他者が簡単に真似することができない優位性を記載してください。*	*研究成果が価値を提供する対象（対価を払ってくれる相手）を記載してください。 業種、職種、地域等の属性を組み合わせて絞り込んでください。*

○ 戦略目標「人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発」(165 ページ)の下の研究領域

5.3.2 人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築

研究総括：萩田　紀博(株式会社国際電気通信基礎技術研究所　取締役／知能ロボティクス研究所　所長)

研究領域の概要

本研究領域では、人間と機械の協働により新たな知を創出し、人・集団の知的活動の質向上を実現する知的情報処理システムを目指した研究開発を推進します。

具体的には、

① 個人・集団の特徴や逐次変化する実環境・ネットワーク情報環境をシステムが高度なレベルで把握し、その時、その場所、その人・集団に合わせた最適なサービス群を提供できる技術

② 機械が提供するサービスについて人・集団が意思決定しやすいように、対話や作業を通じてサービス内容や利用者への恩恵、リスクを分かりやすく説明・表現できる技術

③ 人・集団と機械が調和して協働することにより生まれた新たな知を共有するための技術

④ 上記の研究開発を推進するために必要な知的情報処理メカニズムの解明

などに関する研究を対象とします。

これらの研究を推進するにあたり、情報処理、認知科学、社会科学、自然言語、計算機科学、計算科学、ロボティクス等における要素技術の進化と、それらのシステムインテグレーションによる知的情報処理システムの構築を目指し、人間と機械が調和したアンビエントな情報社会の実現に向けた異分野融合・連携に取り組みます。

募集・選考・研究領域運営にあたっての研究総括の方針

（1）背 景

情報通信技術(ICT)は人々の暮らしや企業活動に変革をもたらし、ソーシャルメディアやスマートシティのように新しい社会の仕組みや人間の生活様式・知的活動環境を変えつつあります。同時に、ICT が社会に浸透すればするほどインターネットやモバイル端末、センサー等などから発生する情報は増え続けるために、我々がそこから得られる知識をうまく活用できないという問題や新たに生み出された知識の倫理的・法的・社会的受容性などの新たな問題を引き起こします。センシング技術も、これまでのよう

に人がキーワードを入力してインターネットを検索するだけでなく、我々が街中で行動するだけで、または機械にジェスチャ動作や対話をするだけで、機械と情報をやりとりできるようになってきています。機械自身も膨大な情報量を高速に処理する技術や、膨大な知識から質問応答が出来るほど知的処理能力が向上しています。そこで、これからの知的情報処理は、人間と機械が協働することによって、増え続ける大量の知識の新しい活用方法やこの協働過程から得られる新たな知識(体験共有知など)の活用方法を研究開発することによって、個人や集団の知的活動が飛躍的に向上することが期待されます。

（2）求められる研究

本研究領域では、個々の要素技術の研究・発展ではなく、社会が受け容れる知的情報処理という視点にも着目して、情報科学や認知科学、社会科学、ロボティクスなどの関連分野の研究を融合すること、および人（々）と機械の協働過程を通じて得られる体験共有知を持つことを前提として、人間社会と調和のとれた知的情報処理システムを研究開発し、インターネット環境を含む実環境で実証することを目指します。

知的情報処理システムが適用される対象として、次のようなサービスを想定しますが、必ずしも、これらに限定されることはありません。

- 高齢者／障害者の生活支援、個別教育・学習支援、医療診断支援、生活習慣指導、専門家の議論支援、政策・制度設計支援　等

知的情報処理システムの構築に求められる要件と関連技術・分野の具体例を以下に示しますが、これに限定されることなく様々な分野からの革新的･挑戦的な研究開発の提案を期待します。提案内容には、なぜその研究が必要なのか、社会へのインパクト、人間社会と調和するために倫理的・法的・社会的な視点で考慮した点、中間・最終目標で実現するシステムのイメージや数値的な目標などを含むことが望まれます。

- 個人・集団の特徴や、逐次変化する実環境・ネットワーク情報環境をシステムが自律的・半自律的に把握し、その時・その場所、その人・集団に合わせた最適なサービス群を提供できる技術：
  メディア認識・理解、自然言語理解、マルチモーダルインタフェース、空間状況認識、センサーネットワーク、環境知能　等
- 単なる知識の検索や提示ではなく、機械が提供するサービスを個人・集団が意思決定しやすいように、対話や作業などの協働過程を通じて、サービスの内容や利用者への恩恵やリスクを分かりやすく見える化する技術：
  ビッグデータ分析、可視化、人・機械インタラクション、社会行動モデル、シミュレーション、機械学習、推論、予測　等
- 自然言語処理やロボティクスを利用した人と機械の協働過程を通じて、コミュニティ等で個人や集団の意見を尊重した合意形成を促進する技術：

自然言語処理、口コミ分析、意志決定、合意形成、マルチエージェント協調・連携　等

・ 個人・集団と機械が調和的に協働することによって、ビッグデータやセンシングデータから認識・理解される情報に応じて、必要な知識を柔軟に構築・再利用・更新できるシステムアーキテクチャ、それに基づくオープンプラットフォーム構築に関する技術、および現在の Web サービスでは利用できないような人と機械の新たな体験共有知を創出し、それらを情報共有する技術：

知識処理、動的オントロジー、システムアーキテクチャ、オープンプラットフォーム、オープンソース、意味ネットワーク、ソーシャルマイニング、クラウドソーシング　等

・ 研究に必要となる知的情報処理メカニズムの解明

認知科学、社会科学、脳・神経科学、数理科学　等

（3）研究実施体制

本研究領域はチーム型研究である CREST で実施し、インターネット環境を含む実環境での実証を視野に入れて総合的に取り組みます。領域アドバイザーには、情報科学、認知科学、ロボティクス等に関わる研究者や産業界有識者を中心に人文社会科学系の専門家等も加えた体制を想定しています。

研究期間は原則 5.5 年、予算規模は 3 億円を上限とし、以下のような研究チームからの応募を期待します。選考時に知的情報処理システムの構築という観点からバランスや組合せを考慮する可能性があります。

・ 実環境での実証を踏まえた統合研究チーム体制

・ 研究成果の価値具現化や実社会への普及加速に向けた産業界との共同研究チーム体制

なお、この分野で魅力的な成果や実績を出しつつある若手研究者の応募も大いに歓迎します。

（4）他の研究領域との連携・協働

分野横断のワークショップ開催や、海外研究者・プロジェクトとの国際シンポジウム開催など、国内外の様々な関連分野の研究およびグローバルイノベーション活動との連携・協働を積極的に促進します。関連する CREST やさきがけ研究領域との連携を図っていきます。倫理的・法的・社会的問題への配慮から、人文社会科学分野の専門家も含めたワークショップなども開催していきます。

※ 本研究領域の募集説明会を下記日程で開催いたします。ご関心のある多くの方々の参加をお待ちしております。なお、募集説明会はいずれも ACT-I 研究領域「情報と未来」、さきがけ研究領域「新しい社会システムデザインに向けた情報基盤技術の創出」、CREST 研究領域「イノベーション創発に資する人工知能基盤技術の創出と統合化」、CREST 研究領域「人間と調和した創造的協働を実現する知的情報処理システムの構築」が合同で開催します。

	日時	場所
東京	6 月 10 日（金）14:00～16:30	JST 東京本部　B1 大会議室（地階） （東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ）
京都	6 月 22 日（水）14:00～16:30	TKP ガーデンシティ京都　7 階会議室「橘」 （京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 721-1 京都タワーホテル）

詳細については、http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html をご覧ください。

第 6 章 戦略目標

6.1 急速に高度化・複雑化が進む人工知能基盤技術を用いて多種膨大な情報の利活用を可能とする統合化技術の創出

1. 戦略目標名

急速に高度化・複雑化が進む人工知能基盤技術を用いて多種膨大な情報の利活用を可能とする統合化技術の創出

2. 概要

情報技術が世界的に発展し、50 年来の大きな技術的ブレークスルーと言われるディープラーニングに代表される人工知能技術の進展に対する関心が高まり、各分野における活用も急速に進みつつある。文部科学省では「AIP：人工知能／ビッグデータ／IoT／サイバーセキュリティ統合プロジェクト」が実施され、世界的に優れた競争力を持つ研究者の力を結集させるための、革新的人工知能技術を中核とした統合研究開発拠点が理化学研究所に新たに設置されており、一体的な事業実施が、本戦略目標の下でなされることとなっている。

「第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）」においても、世界に先駆けた「超スマート社会」の構築が重要な課題とされており、コホートデータ等の医療・健康関連のデータや材料・物性に関するデータ、都市のインフラや地球環境に関するデータ等、多種多様なビッグデータが社会の様々な場面で生み出され集積されつつある。

このような、実社会で用いられているデータについて多様な状況や要求に応じ、知的・統合的に解析・処理・制御を行う必要があるが、現時点ではそのための基盤技術が確立できていない。また、将来において社会がこれらの技術基盤を最大限活用できるようにするために、将来的な拡大を踏まえたセキュアな情報技術についても早急に構築・実装される必要がある。

このため、本戦略目標では、膨大なデータを知的・統合的かつセキュアに収集・処理・制御するための基盤技術を確立し、その成果を組み合わせることにより、膨大な情報の利活用が更に高度かつ広範に浸透した将来社会を念頭に、モビリティ、介護・ヘルスケア、防災・減災、ロボティクス等、実社会の様々な分野に適用可能な、既存サービスのさらなる効率化や新サービスの創出等に資する技術の確立を目指す。

3. 達成目標

本戦略目標では、世界的に発展しつつある革新的な人工知能技術の成果や国内で研究開発が進展している新たなアルゴリズム等を更に発展させ、社会の様々な分野における多種・膨大な情報をもとに状況に応じ、知的で統合的な解析・処理・制御を行うことのできる情報基盤技術を確立することを目的とする。具体的には、以下の達成を目指す。

(1) 社会・経済等に貢献するため、多種・膨大な情報を組み合わせ解析する技術開発
(2) 多種・膨大な情報に基づき、状況に応じ最適化されるシステムのための技術開発
(3) 多種多様な要素で構成される複雑なシステムに適用可能なセキュリティ技術開発

4. 研究推進の際に見据えるべき将来の社会像

3.「達成目標」に記載した事項の達成を通じ、以下に挙げるような社会の実現に貢献する。

・今後、量・種類ともに爆発的に増大する情報を最大限に活用するための革新的人工知能技術が広く利用され、様々な分野において将来にわたる効果的な情報活用が実現された社会。
・急激に進化する情報技術・環境を有効に活用し、ネットワークにつながった人々に最適なサービス等を提供する、一人一人に優しい社会。（例：平常時には、混雑のない都市交通や、地域・個人ごとのニーズにきめ細かく応える介護・ヘルスケアサービスを提供するが、一方で災害時には発災直後の情報

が入らない混乱期を短縮する等の目的で、平常時と異なるデータを結びつけたサービスを迅速に構築・提供できる社会。）
・産業界で分野横断的に活用される情報基盤技術が確立され、その成果を通じて交通・物流や人々の暮らしに関わるシステムが業種等の垣根を越えて最適化されることにより、社会コストの大幅な削減や、これまでにないビジネスやサービスの創出が可能となる社会。
・あらゆるモノがネットワークに接続される多様な状況において、セキュアな情報環境が適切に埋め込まれることにより、高度で多彩なサービスをストレスなく享受できる社会。

5. 具体的な研究例

(1) 社会・経済等に貢献するため、多種・膨大な情報を組み合わせ解析する技術開発

新たな革新的人工知能基盤技術等を活用して、多様な解析情報を自律的に整理し組み合わせることで、絶えず変化する環境やニーズに応じた適切なサービスの構築や提供につながる技術の研究開発、複数の要素技術を統合的に取り扱うための研究開発等を推進する。

具体例としては、カプセル内視鏡や CT などから取得される膨大な医療画像を診断において高速処理する技術や電子カルテの高度解析による投薬や治療計画最適化をサポートする技術、及びこれらの技術から得られる解析情報を整理し組み合わせることにより病気の予兆を発見する技術等の研究開発や、個別の機能・サービスを統合するために必要なソフトウェア技術、これらの技術に基づくサービスプラットフォーム構築技術の研究開発等を推進する。

(2) 多種・膨大な情報に基づき、状況に応じ最適化されるシステムのための技術開発

個別の状況や環境に応じ、知的かつ自律的に最適なデータ取得を可能にする技術や、多様な機器等が存在する中できめ細かなニーズに応じた配置・構成を可能にする制御技術の開発、最先端の機械学習アルゴリズムにより多種・大容量の情報の超高速な解析を行い最適化した制御を行うための技術、状況・環境等の変化に応じてオンデマンドで最適な処理を実現するための技術の研究開発等を行う。

具体例としては、自動運転において車載カメラやミリ波センサ等から連続して生み出される膨大な情報から安全走行に必要な情報のみを高度な知的情報処理を行い取捨選択しストリーム処理にかかる計算負荷を大幅に低減するデータ処理技術、災害発生時に現場の情報を迅速に把握するため平常時は他の目的に利用している街頭のカメラ・モバイル機器・医療用機器・自動車等から必要なデータを取得できるネットワークを状況に応じ自律的に構成する技術、多様なデータの意味を高度に理解してデータの統合分析を可能とするオントロジー等を多様に組み合わせた異種データ統合技術、時系列データをリアルタイムで分析するための各種の機械学習の活用技術、介護等で利用されるシステムにおいて被介護者の生体情報や環境データ等連続的に大量に発生する時系列データの処理をシステム本体周辺やクラウドサーバで分散しシステムの安定性やデータ処理遅延抑制等を実現する技術等の研究開発を推進する。

(3) 多種多様な要素で構成される複雑なシステムに適用可能なセキュリティ技術開発

多様な機器で実現可能な高機能かつ軽量な暗号化技術や、複雑多様な状況に対応するセキュリティ技術の研究開発等を行う。

具体例としては、革新的人工知能技術等を活用した予測型セキュリティ技術や、高機能な軽量暗号化アルゴリズムの開発・実装、多種膨大な情報を扱うネットワークシステム等に実装可能なセキュリティ・バイ・デザイン、来歴等のエビデンス情報（プロヴェナンス）によるデータ信頼性検証技術等の研究開発を推進する。

6. 国内外の研究動向

（国内動向）

平成 26 年度戦略目標「人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発」、平成 25 年度戦略目標「分野を超えたビッグデータ利活用により新たな知識や洞察を得るための革新的な情報技術及びそれらを支える数理的手法の創出・高度化・体系化」等の下で、デバイス・ハードウェアから人工知能（知的情報処理）、ビッグデータ（基盤・応用）といったミドルウェアに係る研究開発が進められている。また、コンピュータとモノを対象としてサービス提供まで見据えた研究開発が新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「IT 融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト」（平成 24 年度～平成

25 年度）等において実施されている。これらに加え、状況により変容する多種多様なデータについて、コンピュータとモノ、更にヒトまで対象として、オンデマンドでサービスを提供可能なプラットフォームやその社会実装に向けた研究開発が期待されている。
セキュリティ関連では、現実の脅威への対応を主眼として、ネットワークセキュリティに関する研究開発が情報通信研究機構（NICT）等において、クラウドでの秘匿計算等の研究開発が産業技術総合研究所（AIST）等において推進されている。今後の情報社会の特徴でもある、仕様や運用が統一的に管理されないシステムにおけるセキュリティについては取り組みの初期的段階であり、アカデミア、企業からなる「重要生活機器連携セキュリティ協議会（CCDS)」が 2014 年に設立され、セキュリティの研究開発・人材育成が開始される等、我が国においても機運が盛り上がってきている。

（国外動向）
米国においては、米国国立科学財団（NSF）が 2006 年から多種・大容量のデータ処理等関連技術の基盤となる研究開発を継続的に支援しており、2015 年からの新たなプログラムでは、基礎研究（3 年)、学際研究（3～4 年)、大規模研究（4～5 年）の募集が数十万～100 万ドル規模で実施されている。民間企業においても、GE 社が「インダストリアル・インターネット」構想を掲げ、産業用機器のデータ集約、分析による多様なサービスの展開を推進している。欧州では、「Horizon 2020」(2012 年 1 月～)において 2016、2017 年を対象としたプログラムとして関連研究開発に約 1 億 3,900 万ユーロが配分されるほか、特にドイツでは製造業の産業競争力強化を目指して「Industrie 4.0」が推進され、関連したシステム研究開発等を実施している。
セキュリティ関連では、EU においては Horizon 2020 で「Secure societies」としてセキュリティ関連の課題が挙げられ、総額約 17 億ユーロの研究予算を計上している。米国ではセキュリティ研究開発予算が大幅に増額されている（2014 年度には 8 億ドル規模)。

7. 検討の経緯
「戦略目標等策定指針」(平成 27 年 6 月 8 日科学技術・学術審議会戦略的基礎研究部会決定）に基づき、以下の通り検討を行った。

（科学研究費助成事業データベース等を用いた科学計量学的手法による国内外の研究動向に関する分析資料の作成）
科学研究費助成事業データベース等を用いて、研究論文の共引用関係又は直接引用関係の分析等の科学計量学的手法を活用することにより、国内外の研究動向に関する分析資料を作成した。

（分析資料を用いた専門家へのアンケートの実施及び注目すべき研究動向の作成）
「科学技術振興機構研究開発戦略センターの各分野ユニット」、「日本医療研究開発機構のプログラムディレクター等」及び「科学技術･学術政策研究所科学技術動向研究センターの専門家ネットワークに参画している専門家」に対し、作成した分析資料を用いて今後注目すべき研究動向に関するアンケートを実施した。その後、アンケートの結果の分析等を行い、注目すべき研究動向として「人工知能・ビッグデータ・IoT の融合による将来の社会システム技術の構築」及び「IoT 時代に向けたセキュアなサイバー社会を実現するための研究開発」を特定した。

（ワークショップの開催及び戦略目標の作成）
注目すべき研究動向「人工知能・ビッグデータ・IoT の融合による将来の社会システム技術の構築」及び「IoT 時代に向けたセキュアなサイバー社会を実現するための研究開発」に関係する産学の有識者が一堂に会するワークショップを開催し、特に注目すべき国内外の動向、研究や技術開発の進展が社会的･経済的に与え得るインパクトやその結果実現し得る将来の社会像、研究期間中に達成すべき目標などについて議論を行い、ワークショップにおける議論等を踏まえ、戦略目標を作成した。

8. 閣議決定文書等における関係記載
「『日本再興戦略』改訂 2015－未来への投資・生産性革命－」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）
第二　一. 1. (3) v) ＜4＞

人工知能や情報処理技術、高性能デバイス、ネットワーク技術、電波利用技術等については、世界最先端の技術・知見を我が国に集積するためのコアテクノロジーの確立及び社会実装を推進する。また、同様に IoT・ビッグデータ・人工知能に関し、分野を超えて融合・活用する次世代プラットフォームの整備に必要となる研究開発や制度整備改革等を行う

「科学技術イノベーション総合戦略 2015」(平成 27 年 6 月 19 日閣議決定)
第 1 部 第 1 章 2.
「システム化」が進むとともに、より大量なデータをリアルタイムで取得し、高度かつ大規模なデータ処理等を行うことが求められる。このため、将来を見据え、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ解析、数理科学、計算科学技術、AI (Artificial Intelligence)、サイバーセキュリティ等の先導的な基盤技術の強化が必須である。
第 2 部 第 2 章
統合的なシステムを支える IoT、ビッグデータ解析、AI、サイバーセキュリティ等の基盤技術について、各政策課題の解決に横断的に活用できる観点も踏まえて、研究開発を推進する。

「第 5 期科学技術基本計画」(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)
第 2 章 (2) ＜2＞
複数のシステム間の連携協調を可能とし、現在では想定されないような新しいサービスも含め、様々なサービスに活用できる共通のプラットフォームを段階的に構築していく。(中略) システム全体の企画・設計段階からセキュリティの確保を盛り込むセキュリティ・バイ・デザインの考え方に基づき推進することが必要である。(中略) 産学官・関係府省連携の下で、超スマート社会の実現に向けて IoT を有効活用した共通のプラットフォーム (以下「超スマート社会サービスプラットフォーム」という。) の構築に必要となる取組を推進する。
第 2 章 (3) ＜2＞1)
特に以下の基盤技術について速やかな強化を図る。
・設計から廃棄までのライフサイクルが長いといった IoT の特徴も踏まえた、安全な情報通信を支える「サイバーセキュリティ技術」
・非構造データを含む多種多様で大規模なデータから知識・価値を導出する「ビッグデータ解析技術」
・IoT やビッグデータ解析、高度なコミュニケーションを支える「AI 技術」
・大規模データの高速・リアルタイム処理を低消費電力で実現するための「デバイス技術」
・大規模化するデータを大容量・高速で流通するための「ネットワーク技術」
・IoT の高度化に必要となる現場システムでのリアルタイム処理の高速化や多様化を実現する「エッジコンピューティング」
また、これらの基盤技術を支える横断的な科学技術として数理科学が挙げられ、各技術の研究開発との連携強化や人材育成の強化に留意しつつ、その振興を図る。

9. その他
○現在、情報分野においては平成 26 年度戦略目標「人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発」、平成 25 年度戦略目標「分野を超えたビッグデータ利活用により新たな知識や洞察を得るための革新的な情報技術及びそれらを支える数理的手法の創出・高度化・体系化」が設定されているが、これらの研究開発とも連携しつつ、異種データをオンデマンドでリアルタイムに収集・処理し、多様な場面で安全に活用する等、技術的特性を踏まえて社会における活用を具体的に見通した研究開発を実施することが重要である。
○「社会システム・サービス最適化のためのサイバーフィジカル IT 統合基盤の研究」(平成 24 年度より開始) においては、ビル、大学キャンパス、自治体といった規模を対象として実社会とサイバー空間とを有機的に連携させフィードバックを行う「ソーシャル CPS」を研究対象としている。同事業は、人工知能、IoT、セキュリティ等の研究開発を統合的に推進する「AIP: 人工知能／ビッグデータ／IoT／サイバーセキュリティ統合プロジェクト」(平成 28 年度より開始) と一体的に実施される予定であり、本戦略目標下で実施される研究開発においても、関連分野を含めた密接な一体的推進による研究開発の加速が期待される。

○本戦略目標下における情報セキュリティ分野に関する研究では、将来の実装を見越し、システム全体の設計・構築方法やソフトウェア工学など学術的な基礎にまで踏み込んだ実証的な基礎研究の実施が期待される。研究の推進に当たっては、情報通信や情報処理分野における現実の脅威に対応することを主目的とした研究開発等とも連携することが重要である。新たなセキュリティ技術等を各産業ドメインに閉じずに、多種多様な機器が接続する社会において横展開する上では、アカデミアが重要な役割を担うことが期待される。

6.2 人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発

1. 戦略目標名
人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理技術の開発

2. 達成目標
情報科学技術(知的情報処理技術関連)を中心に、認知科学、ロボティクス(知能・制御系)の学問分野と融合した新たな領域を構築し、人間と機械の創造的協働を実現する統合的な知的情報処理技術を開発するため、以下の目標の達成を目指す。

○場の状況と話の流れに応じた対話の実現に向けた知的情報処理技術の開発
○人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理システムの開発に向けた対話、作業等のメカニズムの解明と技術開発

3. 将来実現し得る重要課題の達成ビジョン
本戦略目標下において、「2. 達成目標」に記載した研究成果を得られることにより、現在の知的情報処理技術では解明できていない、場の状況と話の流れに応じた対話の実現に向けた知的情報処理技術や、人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理システムの開発に向けた対話、作業等のメカニズム解明と技術開発を行い、それらの技術を統合して新たな知的情報処理技術を創出することを目指す。
本事業終了後に、これらの研究成果を実証的に展開・発展させることで、2025 年頃には、

・高度な質問応答・助言システム(高齢者支援、個別教育、医師の診断支援　等)
・高度な意思決定支援システム(専門家の議論支援、政策・制度設計支援　等)
・自律的ロボット(人間が行う作業の模倣、災害救助、介護者の支援　等)

等の知的情報処理システムを開発することにより、アンビエントな情報社会が構築され、我が国の重要課題である安全かつ豊かで質の高い生活の実現や新たな知の創造、イノベーションによる新産業・新サービスの創出等に貢献することを目指す。

4. 具体的内容
(背景)
複雑化した社会において、人間は多様な情報や価値判断から適切な問題解決や創造活動を行う等、多様な知的活動を行っている。また、認知科学の分野では、人間の知的処理の原理解明が進められており、ロボティクス分野では、課題達成型ロボットの開発・実用化が行われている。
現在の知的情報処理技術の開発では、人間の知的活動を工学的に実現するために、音声認識、自然言語処理等、個別タスクごとに研究開発や音声対話等の研究開発が進んでおり、このアプローチに認知科学やロボティクス(知能・制御系)のアプローチを追加することで、相乗効果を発揮するような協働研究体制が構築できる。また、異分野の研究を融合することにより、イノベーションの創出の期待が高まる。

(研究内容)
本戦略目標では、上記達成目標を実現するため、情報科学技術(知的情報処理技術)の研究者を中心に、認知科学、ロボティクス(知能・制御系)の研究者と協働研究体制を構築し、人間と機械の創造的協働を実現する統合的な知的情報処理技術の開発を目指す。具体的には以下の研究を想定する。

1)場の状況と話の流れに応じた対話の実現に向けた知的情報処理技術の開発
・特定の人間の周辺環境や、対話する人間の行動(相手の態度、声の抑揚、言葉使い等)把握等、非言語の情報により状況を把握する技術の開発
・人間が発した言語から多様な意味や解釈を生成し、場の状況や話の流れに基づく推論を加えて理解する技術の開発
・対話する人間の特性(性格や習慣等)に基づき、適切な対話を実現するための情報表現生成技術、タイミング制御技術の開発　等

2)人間と機械の創造的協働を実現する知的情報処理システムの開発に向けた対話、作業等のメカニズムの解明と技術開発
・対話を通じて曖昧性を減少させ、解決すべき課題を定義する技術の開発
・機械が対話で得た情報や Web に存在する情報等に基づき、人間に対し効果的に回答、提案、助言等の解決策を提示する技術の開発
・人間と機械の対話プロセスも含めた意味レベルで適応的な振る舞いをする情報システムの開発　等

なお、統合的な知的情報処理技術の開発に当たっては、倫理的・法的・社会的課題に配慮するために、関連する人文社会系の研究者の助言・提案を研究開発段階から取り入れておくことが求められる。

5. 政策上の位置付け(政策体系における位置付け，政策上の必要性・緊急性等)

第 4 期科学技術基本計画(平成 23 年 8 月 19 日閣議決定)では、「安全かつ豊かで質の高い国民生活の実現」において、「国民生活の豊かさの向上」として、人々の生活における真の豊かさの実現に向けて、最新の情報通信技術等の科学技術を活用した公共、民間のサービスの改善・充実、人々のつながりの充実・深化等、科学技術による生活の質と豊かさの向上に資する取組を推進すると掲げている。さらに、「科学技術の共通基盤の充実、強化」として、複数領域に横断的に活用することが可能な科学技術や融合領域の科学技術に関する研究開発を推進すると掲げている。

科学技術イノベーション総合戦略(平成 25 年 6 月 7 日閣議決定)では、「世界に先駆けた次世代インフラの整備」において、「次世代インフラ基盤の実現」として、インフラが有機的・効率的に構築され、データや情報が流通・循環し、生活者や企業の潜在的なニーズを取り込むことで、生活者の QOL が向上するほか、企業の経済活動の支援等、生活の豊かさと安全・安心を実感できる社会を目指すと掲げている。

日本再興戦略－JAPAN is BACK－(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)では、「IT を利用した安全・便利な生活環境実現」において、ビッグデータ等を活用して、安全・便利な生活が可能となる社会を実現するため、関係各府省が連携し、重点課題について、IT を活用分野複合的な解決に取り組むと掲げている。

世界最先端 IT 国家創造宣言～第二次安部内閣の新たな IT 戦略～(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)では、「研究開発の推進・研究開発成果との連携」において、情報通信社会の今後の動向を見据えた研究開発を推進するとともに、イノベーションにつながる様々な先端技術を迅速かつ的確に IT 戦略と連携させるため、研究開発を推進すると掲げている。

6. 他の関連施策との連携及び役割分担・政策効果の違い

独立行政法人科学技術振興機構(JST)CRSET「共生社会に向けた人間調和型情報環境の構築」(平成 21 年度開始)は、実空間コミュニケーション、ヒューマンインタフェース、メディア処理などの要素技術を融合・統合し、「人間と情報環境の調和」を実現する基盤技術を構築することを目的としている。また、JST さきがけ「情報環境と人」(平成 21 年度開始)は、ユビキタスコンピューティングや、ユーザビリティテスト、統計分析など利用現場における知的機能の評価研究、知的機能のネットワーキング等を目的としている。一方、本戦略目標は、人間と機械とのインタフェースにとどまらず、人間の知的活動の質向上や人間と機械の創造的協働を実現することや、情報から「知」を取り出し、人間の知的活動を支援するツールや共通的基盤技術の構築することを目指しているものであり、他の関連施策と連携して取り組むことにより、相乗的な効果が期待される。

7. 科学的裏付け(国内外の研究動向を踏まえた必要性・緊急性・実現可能性等)

欧州では、EU の第 7 次研究枠組み計画(FP7)において自然言語解析技術が Work Program の一つにあげられ、関連した取組として言語解析ツールの相互運用や機械翻訳のプロジェクトに年間 5000 万ユーロ(約 65 億円)の予算が割り当てられている。

また、米国では、DARPA において、自然言語処理や画像の深い意味理解技術が重要な目標に位置づけられており、Machine Reading Program(年間 2000 万ドル：約 20 億円)等、大規模な予算が割り当てられている。また、Google、Amazon、Apple、IBM 等の巨大 IT 企業は、世界を IT ビジネスで圧巻しているだけでなく、情報通信技術においても最先端の研究開発を進め、世界をリードしている状況である。特に、知的情報処理技術の関連では、IBM は質疑応答システム「ワトソン」を開発し、1997 年に、当時のチェス世界チャンピオンに勝利し、2011 年にはクイズ番組「ジェパディ!」で人間との対戦による総合優勝等の成果を上げている。さらに、IBM は平成 26 年 1 月、「ワトソン」の本格的な事業化に向け、10 億ドルを投資すると発表した。現在、医師の診断支援システムだけでなく、金融、小売、官公庁等、幅広い業界に応用することを進めようとしている。

我が国においては、知的な ICT を実現するための分野融合的な取組として、国立情報学研究所の「ロボットは東大に入れるか」プロジェクトがある。これは人とは独立に機械のみによって東大入試レベルの統合的な AI を実現しようとする試みである。我が国の現在の知的情報処理技術の開発は、人間の知的活動を工学的に実現するために、音声認識、自然言語処理など個別タスクごとの研究開発が進んでおり、知的な ICT 技術を社会へ適用していくためには、人と機械の創造的協働を実現する人間参加型の枠組みでの研究開発の取組が今後重要である。

知的情報処理技術の研究開発においてこのまま米国や欧州に大きくリードを許し続ければ、あらゆる科学技術分野において研究開発スピードに後れを取ることになり、我が国の国力にも影響を及ぼすことから、研究開発は一刻の猶予も許されない状況である。

8. 検討の経緯

JST 研究開発戦略センター(CRDS)情報科学技術分野の俯瞰活動において、新しい社会的価値を創造するために出現しつつある重要な技術開発として、知的情報処理技術、サイバーフィジカルシステム、ビッグデータの 3 項目を抽出した。その後、知的情報処理技術について、核となる有識者によるコアメンバー会議の開催(平成 25 年 4 月)等、本戦略目標において取り組むべき内容について議論を進めた。

平成 25 年 7 月には、CRDS が国内外からの有識者を集めて本戦略目標に関する科学技術未来戦略ワークショップを開催して、取組内容の詳細化と異分野連携や研究者コミュニティの醸成を図った。本ワークショップにおいて、知的情報処理システム作成、人間と機械の協働、知的活動に関わる人を増やすための人間を刺激するための知のシステムの構築等、複数の提案があった。

本戦略目標は、これらの検討の結果を踏まえて策定したものである。

9. 留意点

本研究開発の実施に当たっては、個々の研究チームが独立した要素技術の開発に終始することのないよう、統合的な研究体制を形成することが必要である。

また、本事業では開発した技術を統合して新たな知的情報処理技術を創出し、本事業終了後に知的情報処理システムの開発を目指していることから、研究開発の成果として、特定分野でのサービスをデモンストレーションできるよう、研究領域を推進していくことが重要である。

6.3 分野を超えたビッグデータ利活用により新たな知識や洞察を得るための革新的な情報技術及びそれらを支える数理的手法の創出・高度化・体系化

1. 戦略目標名

分野を超えたビッグデータ利活用により新たな知識や洞察を得るための革新的な情報技術及びそれらを支える数理的手法の創出・高度化・体系化

2. 達成目標

情報科学･数理科学分野とビッグデータの利活用により大きな社会的インパクトを生むような様々な研究分野(アプリケーション分野)との協働により研究を進め，アプリケーション分野での課題解決を通じてビッグデータから新たな知識や洞察を得ることを可能とする次世代アプリケーション技術を創出し，高度化すると同時に，様々な分野のビッグデータを統合解析することを可能とする共通基盤技術の構築を目指す。そのため，以下の目標の達成を目指す。

○ 各アプリケーション分野においてビッグデータの利活用を推進しつつ様々な分野に展開することを想定した次世代アプリケーション基盤技術の創出・高度化
○ 様々な分野のビッグデータの統合解析を行うための次世代基盤技術の創出・高度化・体系化

3. 将来実現し得る重要課題の達成ビジョン

本戦略目標を実施し，「2. 達成目標」に記載した研究成果が得られることで，様々な分野のビッグデータを統合解析するための共通基盤技術を構築することができ，分野を超えたビッグデータの利活用を実現することができる。構築された技術を用いることで，ビッグデータの利活用が有効な研究分野の論文データ，実験・シミュレーションデータ，観測データ等の高度利用が可能となり，社会科学・人文科学等を含む複数の分野が連携した異分野融合領域のイノベーション創出を加速させることができる。

本事業終了後，アカデミア・企業等が様々な分野のビッグデータを統合解析できる共通基盤技術を利活用して，研究開発や実用化を推進することで，例えば

・ライフサイエンス分野では，診療情報と関連づけられた 10 万人規模の全ゲノムデータ(30 億塩基対)を活用した，疾患関連遺伝子の効率的な探索技術等による，オーダーメード医療や早期診断，効果的治療法の確立
・地球環境分野では，様々な要因が複雑に絡み合う地球規模課題の解決に貢献し持続可能な社会を構築するため，地球温暖化，森林や水などの自然循環，生態系，地理空間等の異なるデータ間の関係性を高度につなぎ合わせる基盤的情報技術の確立
・防災分野では，災害・事故から得られた気象，地理空間等のデータを容易に分析可能な形に蓄積・構造化する技術等による精緻な災害の予測や防災機能強化の推進，都市の最適設計手法の高度化　等

の実現を目指す。これらの実現によって，イノベーションによる新産業・新市場の創出や，国際競争力の強化を推進し，第 4 期科学技術基本計画(平成 23 年 8 月 19 日閣議決定)の「我が国の産業競争力の強化」，「研究情報基盤の整備」の達成に貢献することを目指す。

4. 具体的内容

(背景)

高度情報化社会の進展に伴い，デジタルデータが爆発的に増大するビッグデータ(情報爆発)時代が到来した。世界のデジタルデータの量は，民間調査機関の推計[※1]によれば，2020 年には，約 40 ゼタバイト(2010 年度時の約 50 倍)へ拡大する見込みである。また，情報通信政策研究所の調査[※2]によると，日本における平成 21 年度の流通情報量は 7.61E21 ビット(一日あたり DVD 約 2.9 億枚相当。例えば，E18 ビットは 10 の 18 乗であることを示している。)であるが，消費情報量は 2.87E17 ビット(一日あたり DVD 約 1.1 万枚相当)であり，流通に対して消費された情報量は 0.004%にしかすぎない，と言われている。

その質的・量的に膨大なデータ(ビッグデータ)には新たな知識や洞察を得られる可能性があるが，様々なデータ(バイオ，天体観測等の自然科学のデータから社会科学的な人の観測データまで多様)を組み合わせて，大規模な処理を実行しようとすると，想定外のデータや正常に分析できないデータが大きくなることが多く，現況においてはその多くのデータが整理・構造化されておらず，有効に活用できていない状況である。

このため，ビッグデータを効果的・効率的に収集・集約し，革新的な科学的手法により知識発見や新たな価値を創造することの重要性が，国際的に認識されてきている。第一の科学的手法である経験科学(実験)，第二の科学的手法である理論科学，第三の科学的手法である計算科学(シミュレーション)と並び，データ科学(data centric science =e-サイエンス)は第四の科学的手法と言われ※3，ビッグデータ時代における科学の新たな地平を拓(ひら)く方法論として注目されている。

(研究内容)

本戦略目標では，ビッグデータの解析を円滑に実行するための革新的な方法論等の創出等のため，2 つの達成目標の実現を目指す。具体的には以下の研究を想定する。

① 各アプリケーション分野においてビッグデータの利活用を推進しつつ様々な分野 に展開することを想定した次世代アプリケーション基盤技術の創出・高度化

個別のアプリケーション分野の課題解決とともに,固有技術の他分野展開や新規基盤要素技術の導入を強力に推進する。このため，情報科学・数理科学分野とアプリケーション分野の研究者等による協働研究チーム体制を構築することが期待される。具体的には,以下の研究を推進する。

・多様かつ大量のアプリケーションデータ(健康・医療データ，地球観測データ，防災関連データ，ソーシャルデータ等)の転送，圧縮，保管等を容易に実現するための研究
・画像データや 3 次元データ等の多様なデータを検索，比較，解析等することで有意な情報を抽出するための研究
・アプリケーションデータから新たな課題の発見や洞察をより正確に行うための研究(疾患要因の解明，気候変動予測，リアルタイム解析による減災，人のニーズの予測等)
・定量データから生体，自然現象等に係る多様な数理モデルを構築し，実測データと組み合わせることで新たな知見を得るような，発見的探索スタイルの研究アプローチ推進のための研究基盤創出

② 様々な分野のビッグデータの統合解析を行うための次世代基盤技術の創出・高度化・体系化

情報科学・数理科学分野や人文科学の研究者による，独自の新規基盤要素技術の創出や複数のアプリケーション分野に展開する新規要素技術の創出を行う。具体的には，以下の研究を推進する。

・データクレンジング技術(ノイズ除去，データの正規化，不要なデータ変動の吸収等)やデータに対して自動的に意味や内容に係る注釈を付与する技術
・高度な圧縮技術，圧縮したままで検索する技術，秘密性や匿名性を損なわないままマイニングする技術
・データマイニング技術や機械学習の高度化(大量・多様なデータからのモデリング技術，異種データから関連性を探索する技術等)
・多様なアプリケーションデータの相関や関係性から新たな洞察を導くための可視化技術
・ビッグデータを共有･流通するためのシステム技術(データの加工，メタデータ管理，トレーサビリティ，匿名化，セキュリティ，課金等)
・課題の本質やビッグデータの構造を見いだすための数理的手法

なお，①の次世代アプリケーション基盤技術の創出・高度化に当たっては，②の研究で得られる次世代基盤技術を取り込みながら推進することが効果的であり，また，②の次世代基盤技術の創出・高度化・体系化に当たっては，①の研究で得られる次世代アプリケーション基盤技術やデータを共有，活用しながら研究を進めることが効果的であることから，①と②の研究が相互に連携することが求められる。

※1 IDC, “Big Data, Bigger Digital Shadows, and Biggest Growth in the Far East”, 2012.12

※2 情報通信政策研究所調査部「我が国の情報通信市場の実態と情報流通量の計量に関する調査研究結果(平成 21 年度)-情報インデックスの計量-」，平成 23 年 8 月

※3 Tony Hey, Stwart Tansley, and Kristin Tolle, *The Fourth Paradigm: Data-intensive Scientific Discovery,* (Microsoft Research 2009)

5. 政策上の位置付け(政策体系における位置付け，政策上の必要性・緊急性等)

第 4 期科学技術基本計画では，「我が国が直面する重要課題への対応」において，「我が国の産業競争力の強化」として，電子デバイスや情報通信の利用，活用を支える基盤技術等，革新的な共通基盤技術に関する研究開発を推進するとともに，これらの技術の適切なオープン化戦略を促進すると掲げている。また，「科学技術の共通基盤の充実，強化」として，シミュレーションや e-サイエンス等の高度情報通信技術，数理科学等，複数領域に横断的に活用することが可能な科学技術や融合領域の科学技術に関する研究開発を推進すると掲

げている。さらに，「国際水準の研究環境及び基盤の形成」において，「研究情報基盤の整備」として，研究情報基盤の強化に向けた取組を推進するため，研究情報全体を統合して検索，抽出することが可能な「知識インフラ」としてのシステムを構築し，展開すると掲げている。

文部科学省では，全国の大学等の研究者が，サイエンスに活用できる多分野にわたるデータ，情報，研究資料等を，オンラインにより，手軽に利用でき，最新の「データ科学」の手法を用いて，科学的あるいは社会的意義のある研究成果を得ることのできる「アカデミッククラウド環境」について，必要な議論，検討等を進めるため，研究振興局長の下に「アカデミッククラウドに関する検討会」を設置し，平成 24 年 4 月から 6 月に，「データベース等の連携」，「システム環境の構築」，「データ科学の高度化に資する研究開発」の 3 点を検討課題として議論を行い，7 月に提言「ビッグデータ時代におけるアカデミアの挑戦」において，ビッグデータに関する共通基盤技術の研究開発として，ビッグデータ処理の各段階(データ収集，蓄積・構造化，分析・処理，可視化)における基盤技術の研究開発等が必要との方向性を取りまとめた。

6. 他の関連施策との連携及び役割分担・政策効果の違い

平成 24 年 10 月に科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員による「平成 25 年度科学技術関連予算重点施策パッケージ」の選定が行われ，総務省，文部科学省，経済産業省の 3 省合同で提案した「ビッグデータによる新産業・イノベーションの創出に向けた基盤整備」が資源配分の重点化を行うべき重点施策パッケージとして特定された。この重点施策パッケージでは，3 省が連携して平成 28 年頃までの実現を目指したある一定の分野におけるビッグデータの収集・伝送，処理，利活用・分析に関する基盤技術の研究開発及び人材育成を一体的に進めることとしている。

このうち，文部科学省は「次世代 IT 基盤構築のための研究開発」の一プログラム「ビッグデータ利活用のためのシステム研究等」を，重点施策パッケージの個別施策として位置付け，異分野融合型研究拠点によるデータサイエンティスト等の人材育成や国際連携を進めるとともに，データ連携技術等の技術開発課題やアカデミッククラウド環境(大学等間でクラウド基盤を連携・共有するための環境)構築の在り方に関する検討を行うこととしている。また，科学技術振興機構はビッグデータ活用モデルの構築のため，死蔵されている膨大なデータの掘り起こしやルールの整備を行い，研究機関のデータベース連携や民間等での利活用を推進することとしている。上記施策に加え，分野を超えたビッグデータの利活用を可能にするため，本戦略目標では，中長期的な視野で次世代の課題解決に向けた共通基盤技術の高度化・体系化のための研究を行う。

また，総務省では，平成 24 年 5 月に情報通信審議会 ICT 基本戦略ボードにおいて，「ビッグデータの活用の在り方について」を取りまとめ，情報通信インフラの構築を進めているため，本戦略目標下の研究を推進する際には，当該インフラ(独立行政法人情報通信研究機構(NICT)が構築・運用するテストベッド(JGN-X))も必要に応じて活用する。

7. 科学的裏付け(国内外の研究動向を踏まえた必要性・緊急性・実現可能性等)

米国においては，2011 年に科学技術に関する大統領諮問委員会(PCAST)が，連邦政府はビッグデータ技術への投資が少ないと結論づけたことに対応し，科学技術政策局(OSTP)が 2012 年 3 月 29 日にビッグデータイニシアチブに関する公告を発表した。このイニシアチブには 6 機関(NSF，NIH，DOD，DARPA，DOE，USGS)が総額 2 億ドルを投資し，データへのアクセス，体系化，知見を集める技術を改善，強化するとしている。欧州，アジアにおいても，ビッグデータに対する研究投資を実施しており，今後，激しい国際競争が予想される。具体的には，欧州では 2020 年までに ICT における研究開発への公共支出を 55 億ユーロから 110 億ユーロへと倍増させ，大規模なパイロットプロジェクトを実施し，公共に利益のある分野における革新的かつ相互運用可能なソリューション(エネルギーや資源を節約するための ICT，持続可能な保険医療，電子政府，インテリジェント輸送システム等)を開発することとしている。また，中国では情報資源を共有するためのセンターを設置し，収集したデータの相互の関係付けのためにメタデータの付与や自動分類等の技術開発を行っている。さらに，韓国ではビッグデータを含む研究データの共有とデータ科学を推進する National Scientific Data Center を 2013 年から構築することとなっている。このことから，官民の役割分担と省庁の枠を越えた連携のもと，科学技術分野におけるイノベーションの推進等に向け，分野を超えたビッグデータの利活用を促進するための研究開発が急務となっている。

我が国は，各種センサー情報が発達していること，ハイパフォーマンスコンピューティング，自然言語処理等，世界的に高い研究水準を有する関連研究領域があることや，遺伝子情報等の地域単位での研究が必要な大規模データを扱う領域にも取り組んでいる。このことから，大規模データの活用において，これらの強みが幅広い分野・領域に展開することで，科学技術における共通基盤の強化や産業競争力の強化が可能な環境である。

8. 検討の経緯

文部科学省の研究振興局長の下に設置したアカデミッククラウドに関する検討会においては，平成 24 年 7 月 4 日に提言「ビッグデータ時代におけるアカデミアの挑戦」を取りまとめ，ビッグデータに関する共通基盤技術の研究開発として，ビッグデータ処理の各段階(データ収集，蓄積・構造化，分析・処理，可視化)における基盤技術の研究開発等が必要との方向性や具体的な研究開発事項について取りまとめた。

これを踏まえ，科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会情報科学技術委員会(第 77 回，第 78 回)(平成 24 年 7 月 5 日，8 月 2 日)においても，様々な分野における知的活動の成果として生み出されている大量データを効果的・効率的に収集・集約し，革新的な科学的手法により情報処理を行うことにより，新たな知的価値を創造する「データ科学」が重要との共通認識のもと，ビッグデータを利活用するための共通基盤技術の研究開発が必要との見解が示された。

また，科学技術・学術審議会先端研究基盤部会(第 5 回)(平成 24 年 8 月 7 日)で取りまとめられた「数学イノベーション戦略(中間報告)」においては，ビッグデータを有効に活用するための革新的な手法や技術を開発するには，数学研究者は情報科学分野の研究者や各アプリケーション側の研究者と積極的に連携を図るとともに，数学研究者の多様な知見とポテンシャルを最大限活用し，ビッグデータの有効活用において本質や構造を見いだすための共通基盤的技術の構築に向けて取り組むことが重要と述べられている。

本戦略目標は，これらの検討の結果を踏まえて作成したものである。

9. その他

本戦略目標を推進するに当たっては，情報科学・数理科学分野とビッグデータの利活用が有効な様々な研究分野の融合により，ビッグデータに関係する研究者に流動的なネットワークを生み出し，新たな人材育成スキームや，イノベーション創出サイクル(常にイノベーションを創出し続ける環境)の構築も目指すことを期待する。

第 7 章 応募に際しての注意事項

○ 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

○ 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。(CREST の場合、主たる共同研究者については、申請時の受講・修了は必須とはしません。)

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 9 章　府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」(192 ページ)をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案募集ウェブサイトをご参照ください。

(研究提案募集ウェブサイト　http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html)

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号(修了年月日の右隣にある Ref #)を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査･法務部 研究公正課

E-mail： ken_kan@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略研究推進部

E-mail： rp-info@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

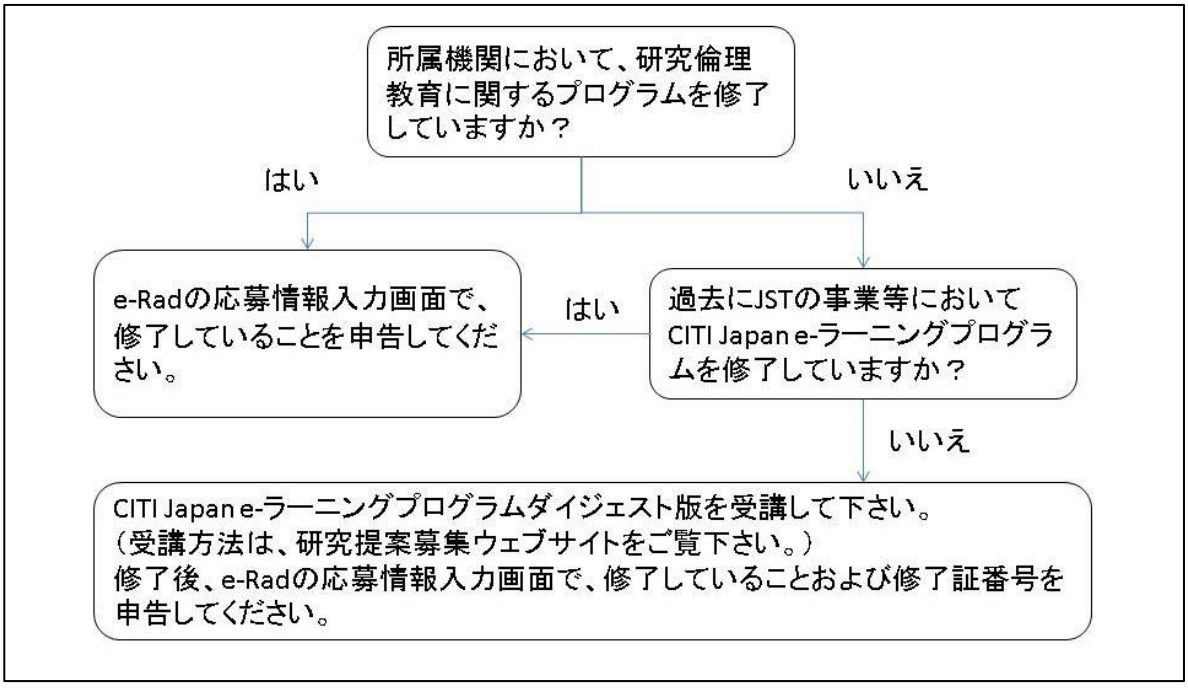

なお、JST では、CREST・さきがけ・ACT-I に参画する研究者等について「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定 7 単元を受講・修了していただくことを義務づけております。平成 28 年度においても同様の対応を予定しておりますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者(CREST 主たる共同研究者を含む)に「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定 7 単元を受講・修了していただきます。(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に CITI Japan e-ラーニングプログラムの指定 7 単元を修了している場合を除きます。)

7.2 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

○ 研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html

○ 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額および実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究課題名、および研究課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

○ 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

7.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○ 不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

【不合理な重複・過度の集中に対する措置について】

(ア)「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称およびその内容をいう。以下同じ。)に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額(以下、「採択の決定の取消し等」という。)

を行うことがあります。

1) 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

4) その他これらに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先(rp-info@jst.go.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(イ)「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の取消し等を行うことがあります。

1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

2) 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間*9)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合

3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

4) その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末のお問い合わせ先(rp-info@jst.go.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○ 科学研究費補助金等、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます(ACT-I - 様式5、さきがけ - 様式5、CREST - 様式10)。

*9 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

これらの研究提案内容やエフォート(研究充当率)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は研究費の減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は研究費の減額配分とすることがあります。

○ 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

○ 研究提案者が平成 28 年度および平成 29 年度に他の制度・研究助成等で 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、巻末のお問合せ先(rp-info@jst.go.jp)まで速やかに連絡してください。

7.4 研究費の不正な使用等に関する措置

○ 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究課題に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還を求めます。

○本事業の研究費の不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者*10に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請および参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降 1 年から 10 年間とします。ただし、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

*10 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

○ 文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度*11、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募および新たな参加が制限されます。（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）

○ 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度において申請および参加が制限される場合があります。

○ 本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。
また「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

研究費等の使用の内容等	応募制限期間 （不正が認定された年度の翌年度から *12）
1　研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2　研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3　1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4 年

*11 他の具体的な対象制度については下記URLの競争的資金制度一覧をご参照ください。
http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/
その他、平成 27 年度以前に終了した制度および平成 28 年度に公募を開始する制度も含みます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。
*12 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

4　1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5　偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6　研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

7.5　「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

○ 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）*13の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

○「体制整備等自己評価チェックリスト」について

各研究機関*14 は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

新規採択により本事業を開始する研究機関および新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までに、下記ウェブサイトの様式に基づいて、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。なお、平成27年9月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

*13 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

*14 「CREST」では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご参照ください。

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

※ チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Rad に「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

※ チェックリストは、文部科学省の案内・ＨＰで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

・「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について(通知)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、平成 26 年 2 月 18 日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

○ 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減(段階に応じ最大15%)、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

7.6 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日　文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。)を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制の未整備、規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

7.7 研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為(捏造、改ざん、盗用)があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

○ 本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。制限の期間は、原則として、1 年から 10 年間とします。なお、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

<table>
<tr><th colspan="3">不正行為に係る応募制限の対象者</th><th>不正行為の程度</th><th>応募制限期間(不正が認定された年度の翌年度から*15)</th></tr>
<tr><td rowspan="5">不正行為に関与した者</td><td colspan="2">１．　研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>１０年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２．　不正行為があった研究に係る論文等の著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>５～７年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>３～５年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td colspan="2">３．　１及び２を除く不正行為に関与した者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td colspan="3">不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高</td><td>２～３年</td></tr>
</table>

*15 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

等の責任を負うと認定された者)	いと判断されるもの	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	１～２年

○ 本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、および他府省の競争的資金制度(177 ページ脚注*11 を参照)、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。(研究活動の不正行為等が認定された当該年度についても参加が制限されます。)

○ 本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、文部科学省関連の競争的資金制度等および他府省の競争的資金制度(177 ページ脚注*11 を参照)において申請および参加が制限される場合があります。

○ 本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。また、ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

7.8 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです(改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください)。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- 特定胚の取扱いに関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ヒトＥＳ細胞の樹立及び分配に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 156 号)
- ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針(平成 21 年文部科学省告示第 157 号)
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
- 疫学研究に関する倫理指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- 臨床研究に関する倫理指針(平成 15 年厚生労働省告示第 255 号)
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成 10 年厚生科学審議会答申)
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)
- 遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る各国の法律

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

- ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

  http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

7.9 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

○ 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリ

スト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

○ 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

○ 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

○ 経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
  http://www.meti.go.jp/policy/anpo/
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
  http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
  http://www.cistec.or.jp/index.html
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
  http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

7.10 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)*16では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベースアーカイブ」(http://dbarchive.biosciencedbc.jp/)を提供しております。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」(http://humandbs.biosciencedbc.jp/)では、ヒトに関するデータを提供しております。

生命科学分野の皆様の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDC の「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるようご協力をお願いします。

＜お問い合わせ先＞

科学技術振興機構　バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）

アーカイブについては... dbarchive@biosciencedbc.jp

ヒトデータベースについては... humandbs@biosciencedbc.jp

生命科学分野のデータベースの利用・公開などについてもお気軽にご相談ください

7.11 researchmap への登録について

researchmap（旧称 ReaD&Researchmap　http://researchmap.jp/）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、平成 28 年 2 月現在、約 24.7 万人の研究者が登録しています。登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。研究者人材データベース(JREC-IN Portal https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop)の履歴書作成機能ともシングルサインオンで連携し、さらに便利にご利用いただけます。

researchmap に登録いただいた公開データは、J-GLOBAL(http://jglobal.jst.go.jp/)からも公開されます。researchmap、J-GLOBAL の利用者は国内外の大学・企業等、幅広く、将来の共同研究等のアプローチが期待できます。また、JST でも研究者の業績情報を確認する際に researchmap を使用しています。

戦略的創造研究推進事業(ACT-I・さきがけ・CREST)では、researchmap を業績情報のマスタデータベースとして、今後、実績報告等の様々な場面で活用していくことを予定しています。

*16 バイオサイエンスデータベースセンター(http://biosciencedbc.jp/)では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

7.12 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成 6 年法律第 78 号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・国立研究開発法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

また、大学等においては、競争的研究費による研究課題において、研究設備・機器の共用を積極的に推進することが求められています。詳しくは、4.3.9.(3)（103 ページ -）及び 3.3.10.（69 ページ -）を参照してください。

＜参考：主な共用施設・設備等の事例＞

「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設 (課題申請スケジュール等、利用に関する情報は各施設のご案内をご参照ください。) 大型放射光施設「SPring-8」　(毎年 5 月頃、11 月頃に公募) http://user.spring8.or.jp/ X 線自由電子レーザー施設「SACLA」　(毎年 5 月頃、11 月頃に公募) http://sacla.xfel.jp/ 大強度陽子加速器施設「J-PARC」　(毎年 5 月頃、10 月頃に公募) http://is.j-parc.jp/uo/index.html 「京」を含むハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)システム http://www.hpci-office.jp/
先端研究基盤共用促進事業 ※平成 28 年度より開始される本事業における情報については、下記 URL をご参照ください。なお、平成 27 年度で終了した「先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業」における情報についても、下記 URL をご参照ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/shisetsu/index.htm
ナノテクノロジープラットフォーム http://nanonet.mext.go.jp/

つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点(TIA-nano) http://tia-nano.jp/
創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4 拠点) http://pford.jp/
ナショナルバイオリソースプロジェクト http://www.nbrp.jp/
「きぼう」日本実験棟／国際宇宙ステーション http://iss.jaxa.jp/kiboexp/participation/

7.13 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

○ JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。

○ そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。

○ 研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは　先端計測のウェブサイト http://www.jst.go.jp/sentan/　をご参照ください。

実用化された研究開発ツールを検索できます

第 8 章 戦略的創造研究推進事業内における重複応募の制限について

戦略的創造研究推進事業 平成 28 年度の「ACT-I」、「さきがけ」、「CREST」の研究提案募集に関して、同事業内の他制度との間で、運営方針に基づき、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本章において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「7.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」(174 ページ~)をご参照ください。

(1) 第 2 期の「CREST」、「さきがけ」、「ACT-I」の全ての研究領域の中から、研究提案者として 1 件のみ応募できます。

(2) 現在、次の立場にある方は、「CREST」、「さきがけ」、「ACT-I」に応募できません(当該研究課題等の研究期間が、平成 28 年度内に終了する場合を除きます)。なお「応募」とは、「CREST 研究代表者」、「さきがけ個人研究者」、「ACT-I 個人研究者」という提案代表者として課題提案を行うことを指します。

a. 戦略的創造研究推進事業 ERATO の研究総括

b. 戦略的創造研究推進事業 CREST の研究代表者

c. 戦略的創造研究推進事業 さきがけの個人研究者

d. 戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発(ALCA)の研究開発代表者

(3) CREST では、主たる共同研究者や研究参加者としての応募について以下の制限があります。

a. 研究代表者と主たる共同研究者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。

b. 研究代表者または主たる共同研究者あるいは研究参加者として応募し、かつ、他の研究提案において主たる共同研究者または研究参加者として応募し、その両方が今回同時に採択候補となった場合は、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。

c. 現在、CREST 研究課題の主たる共同研究者または研究参加者の立場にある方が、今回新たに研究提案者または主たる共同研究者あるいは研究参加者として応募し採択候補となった際は、上記 b. と同様の調整を行う場合があります。

(4) さきがけ個人研究者または ACT-I 個人研究者と CREST 研究課題の主たる共同研究者を同時に実施することはできません(既存課題の研究課題の研究期間が、平成 28 年度内に終了する場合を除きます)。

a. CREST に応募する際には、現在さきがけの研究者である方を主たる共同研究者とすることはできません(さきがけの研究期間が、平成 28 年度内に終了する場合を除きます)。

b. 既存 CREST 研究課題もしくは新たに応募する CREST 研究課題の主たる共同研究者である方が「さきがけ」または「ACT-I」へ応募することは可能ですが、採択候補となった際には、さきがけまたは ACT-I への応募を取下げる、あるいは CREST 研究課題の主たる共同研究者を変更するかの調整を行います。(さきがけ個人研究者または ACT-I 個人研究者が CREST 研究課題に研究参加者として加わることは可能です)。

(5) 今回の研究提案募集「CREST」、「さきがけ」、「ACT-I」に研究提案者として応募しており、かつ、先端的低炭素化技術開発(ALCA)に研究開発代表者として応募している場合は、両方が採択候補となった際は調整の上、いずれか 1 件のみを採択します。

(6) 平成 28 年度の「CREST」、「さきがけ」、「ACT-I」への応募が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります(研究期間が、平成 28 年度内に終了する場合を除きます)。調整対象となるのは研究提案者本人に加え、CREST への応募の場合は主たる共同研究者や研究参加者も含まれます。

【参考】

表：CREST・さきがけ・ACT-I への応募・参画の可否

（現在、CREST もしくはさきがけの研究に従事されている方）

応募先の研究課題の立場 ＼ 現在の研究課題の立場	CREST 研究代表者として応募	CREST 主たる共同研究者として参画	CREST 研究参加者として参画	さきがけ 個人研究者として応募	ACT-I 個人研究者として応募
CREST 研究代表者	不可（p.188(2) 参照）	可（p.188(3)a,b 参照）注１	可（p.188(3)b 参照）注１	不可（p.188(2)参照）	不可（p.188(2)参照）
CREST 主たる共同研究者	可（p.188(3)c 参照）注１	可（p.188(3)c 参照）注１	可（p.188(3)c 参照）注１	可（p.188(4)b 参照）注２	可（p.188(4)b 参照）注２
CREST 研究参加者	可（p.188(3)b 参照）注１	可（p.188(3)b 参照）注１	可（p.188(3)b 参照）注１	可（p.188(4)b 参照）注１	可（p.188(4)b 参照）注１
さきがけ 個人研究者	不可（p.188 (2) 参照）	不可（p.188(4)参照）	可（p.188(4)b 参照）注１	不可（p.188(2)参照）	不可（p.188(2)参照）

注１）　応募先採択時には、過度の集中、不合理な重複(p.174)を考慮し、採択先の研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります。

注２）　さきがけまたは ACT-I 採択時には、CREST 課題の主たる共同研究者の変更を行うこととなります。

表：CREST・さきがけ・ACT-I 間の同時応募・参画の可否
（現在、CREST・さきがけのいずれの研究にも従事されていない方）

応募先２の立場 ＼ 応募先１の立場	CREST 研究代表者として応募	CREST 主たる共同研究者として参画	CREST 研究参加者として参画	さきがけ 個人研究者として応募	ACT-I 個人研究者として応募
CREST 研究代表者として応募	不可（p.188(1) 参照）	可（p.188(3)a,b 参照）注１	可（p.188(3)b 参照）注１	不可（p.188(1)参照）	不可（p.188(1)参照）
CREST 主たる共同研究者として参画	可（p.188(3)a,b 参照）注１	可（p.188(3)b 参照）注１	可（p.188(3)b 参照）注１	可（p.188(4)b 参照）注２	可（p.188(4)b 参照）注２
CREST 研究参加者として参画	可（p.188(3)b 参照）注１	可（p.188(3)b 参照）注１	可（p.188(3)b 参照）注１	可（p.188(4)b 参照）注１	可（p.188(4)b 参照）注１
さきがけ 個人研究者として応募	不可（p.188 (1) 参照）	可（p.188(4)b 参照）注２	可（p.188(4)b 参照）注１	不可（p.188(1)参照）	不可（p.188(1)参照）
ACT-I 個人研究者として応募	不可（p.188(1)参照）	可（p.188(4)b 参照）注２	可（p.188(4)b 参照）注１	不可（p.188(1)参照）	不可（p.188(1)参照）

注１） 両者採択候補時には、過度の集中、不合理な重複(p.174)を考慮し、研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります。
注２） 両者採択候補時には、さきがけまたは ACT-I への応募を取り下げる、あるいは主たる共同研究者を変更するかの調整を行うこととなります。

【補足】
※ここでいう「応募」とは、CREST 研究代表者またはさきがけ個人研究者あるいは ACT-I 個人研究者という研究提案者として課題提案を行うことを指します。「参画」とは、それ以外の立場で新規提案研究に従事することを指します。
※ 現在、CREST 研究参加者（研究代表者・主たる共同研究者以外）として研究に参画している方は、CREST 研究代表者・さきがけ個人研究者・ACT-I 個人研究者のいずれか一つとして課題提案をすること、または CREST 応募課題において主たる共同研究者・研究参加者として参画することが可能です。但し、CREST 応募・参画課題の採択時には過度の集中、不合理な重複(p.174)を考慮し、採択先の研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります（p.188(3)c)。
他方、現在 CREST・さきがけ研究のいずれにも従事していない方で、今回 CREST 研究参加者として応募課題に参画される方は、他の CREST 応募課題の研究代表者・さきがけ個人研究者・ACT-I 個人研究者のいずれか一つとして課題提案をすること、または他の CREST 応募課題において主たる共同研究者・研究参加者として参画することが可能です。但し、CREST 応募・参画課題の採択時には過度の集中、不合理な重複(p.174)を考慮し、採択先の研究費を減額する、もしくは自身が実施する研究をいずれか一方にする等の調整をすることがあります（p.188(3)b)。
※ なお、平成 28 年度に終了する CREST・さきがけ課題研究を実施している研究者（CREST 研究代表者・主たる共同研究者・研究参加者、さきがけ個人研究者）はいずれも、今回募集している CREST 研究代表者・さきがけ個人研究者・ACT-I 個人研究者としての応募、または CREST 主たる共同研究者としての研究参画が可能です。

第 9 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について

9.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募に当たっての注意事項

研究提案の応募は、以下の通り e-Rad(http://www.e-rad.go.jp/)*17を通じて行います。
特に以下の点にご留意ください。

○ 事前に研究者登録が必要です。

詳細は「9.4.1 研究機関、研究者情報の登録」(195 ページ)をご参照ください。

○ e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

○ 入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「9.4.4 e-Rad への必要項目入力」の「■応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(http://faq.e-rad.go.jp/)をご参照ください。

○ 研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。

<u>募集締切前日までは</u>、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。詳細は「9.4.4 e-Rad への必要項目入力」の「■提出した応募情報の修正「引き戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。

<u>募集締切当日は「引き戻し」を行わないでください。</u>募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

*17 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス((応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等))をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development((科学技術のための研究開発))の頭文字に、Electric((電子))の頭文字を冠したものです。

9.2 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。

※詳細は 9.4.1 (195 ページ)

↓

(2) 募集要項および研究提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、募集要項と研究提案書様式をダウンロードします。 ※詳細は 9.4.2 (195 ページ)

↓

(3) 研究提案書の作成(3 MB 以内を目途) ※詳細は 9.4.3 (198 ページ)

↓

(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間は 60 分程度です。※詳細は 9.4.4 (199 ページ)

↓

(5) 研究提案の提出

研究提案書をアップロードし、提出します。 ※詳細は 9.4.5 (207 ページ)

9.3 利用可能時間帯、問い合わせ先

9.3.1 e-Rad の操作方法

一般的な操作方法は、ポータルサイトで配布されているマニュアルをご参照ください。

※ e-Rad の利用規約等に同意の上、応募してください。

※ 推奨動作環境(https://www.e-rad.go.jp/terms/requirement/index.html)を、あらかじめご確認ください。

9.3.2 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問い合わせは JST にて、e-Rad の一般的な操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本章および e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、お問い合わせください。

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST戦略研究推進部(公募担当)	＜お問い合わせはかならず電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除きます)＞ E-mail： rp-info@jst.go.jp ［募集専用］ 電話番号： 03-3512-3530 ［募集専用］ 受付時間： 10:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く [電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります]
e-Rad の操作に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	電話番号： 0570-066-877(ナビダイヤル) 03-6631-9595(直通) 注) 直通はナビダイヤルをご利用になれない場合 受付時間： 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

○ 本事業の公募のウェブサイト(http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html)

○ e-Rad ポータルサイト(http://www.e-rad.go.jp/)

9.3.3 e-Rad の利用可能時間帯

平日、休日ともに 0:00～24:00

※ 上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせされます。

9.4 具体的な操作方法と注意事項

9.4.1 研究機関、研究者情報の登録

応募者は、「CREST」では研究代表者および全ての共同研究者が、「さきがけ」「ACT-I」では研究代表者が、e-Rad に研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを事前に取得する必要があります(既に他の公募への応募の際に登録済みの場合、再登録は不要です)。

取得手続きは以下の通りです。<u>2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください</u>。詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等をご参照ください。

1) 国内の研究機関に所属する研究者

作業者：研究機関の事務担当者

登録内容：研究機関および研究者情報

2) 国外の研究機関に所属する研究者、もしくは研究機関に所属していない研究者

作業者：提案者本人

登録内容：研究者情報

9.4.2 募集要項および研究提案書の様式の取得

(1) ポータルサイトの「e-Rad へのログイン」をクリック。

(2) 提案者のログイン ID、パスワードでログイン。

※ 以降、ログインした研究者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。

＊本年度より、e-Rad の一部に英訳が併記されておりますが、本要項では見やすさを優先し、英訳併記前の画像を利用しております。
ご注意ください。

・ 初回ログイン時、初回設定が求められます。
・ 普段使用する PC 以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。その際に設定した質問の回答を求められることがあります。

(参考)初回ログイン画面

(3) 左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「公開中の公募一覧」をクリック。

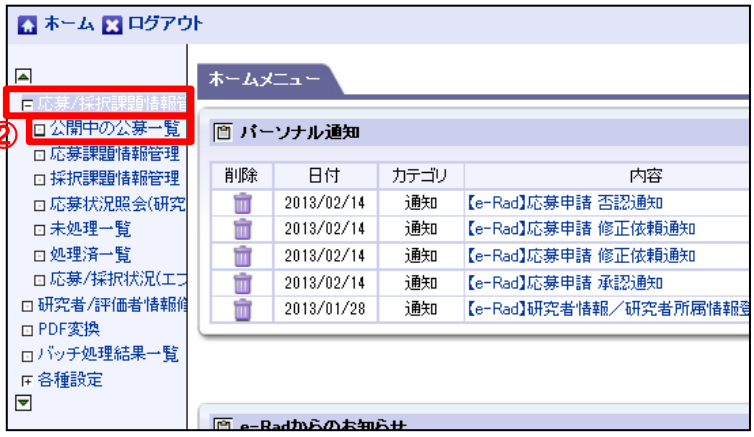

(4) 提案をしたい公募名の「詳細」をクリック。

※ 公募名、CREST・さきがけ・ACT-I の区分、研究領域名をご確認ください。

【検索条件】をクリックすると、簡易検索が可能です(制度名、研究領域名や研究総括名等で検索してください)。

(5) 公募名、CREST・さきがけ・ACT-I の区分、研究領域名を確認の上、下記の通りダウンロード。

研究提案書様式：

「申請様式ファイル」の

「Word(Win)」をクリック。

※<u>必ず応募する研究領域の様式を使用してください。</u>

募集要項：

「応募要領ファイル」の「ダウンロード」をクリック。

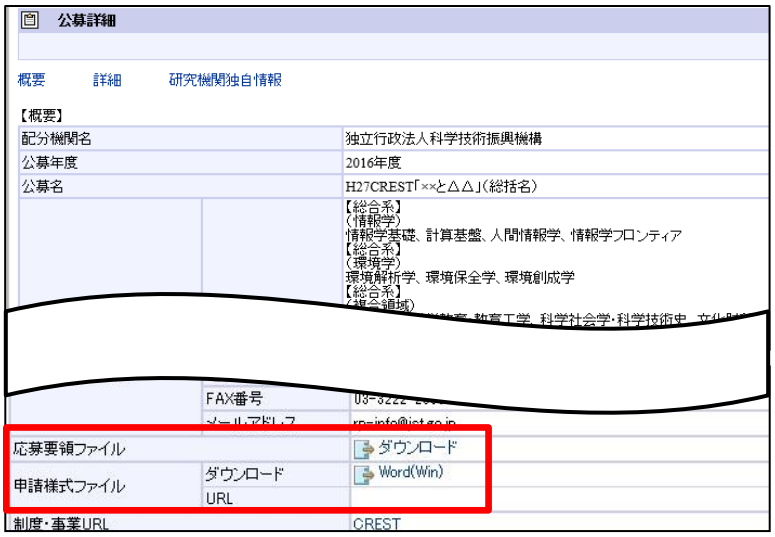

9.4.3 研究提案書の作成

- 研究提案書の作成に際しては、本募集要項をよくご確認ください。
- 研究提案書は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。

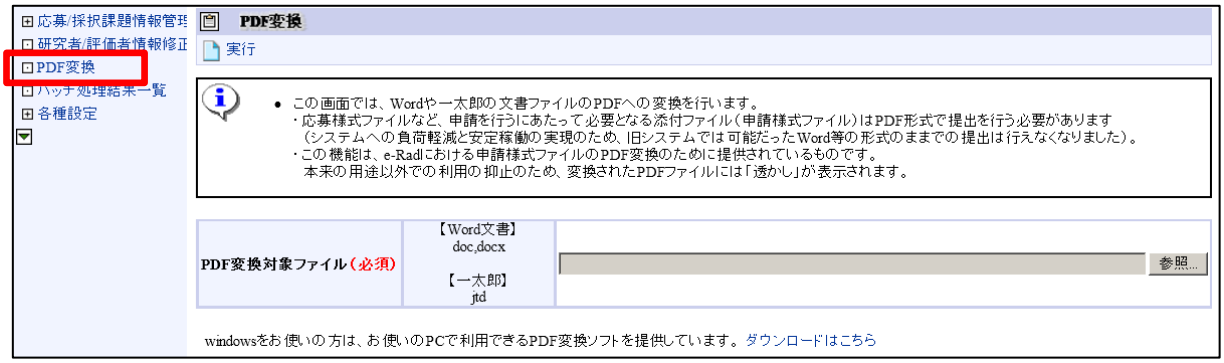

作成にあたっての注意点

- e-Rad にログインする際に推奨動作環境をご確認ください。e-Rad の推奨動作環境は IE、Firefox、Safari です。
- PDF に変換した研究提案書の容量は、【3 MB 以内を目途】としてください(なお 10 MB を超えるファイルは、アップロードできません)。
- PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
- 研究提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
- PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- 変換後の PDF ファイルは、必ず確認してください。次のような可能性があります。

※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります(利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」(e-Rad ポータルサイトからダウンロード)を参照)。

9.4.4 e-Rad への必要項目入力

ログイン方法、公募の検索方法は、9.4.2をご参照ください。

(1) 公募の検索

応募をしたい公募の「応募情報入力」をクリック。

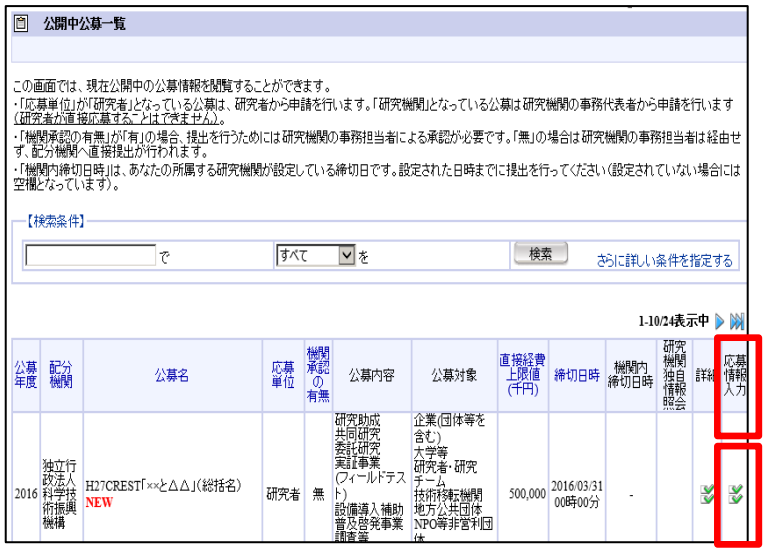

(2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面左上の「承諾」をクリック。

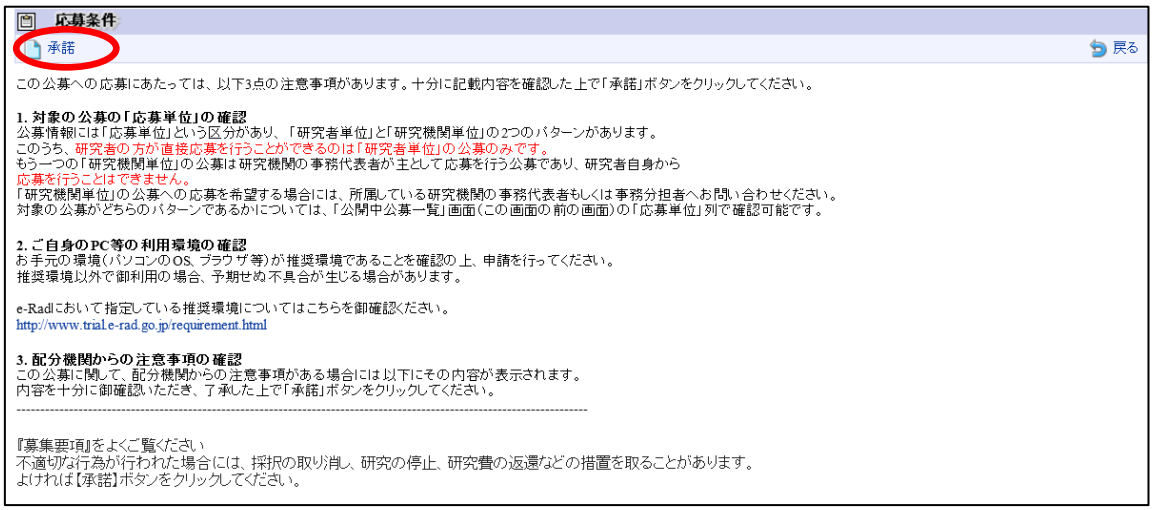

■ 応募情報の一時保存・入力の再開について

1．一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面左上の「一時保存」をクリック。

＊9.4.4（3）に記載されている①～⑧をすべて入力しないと、一時保存はできません。

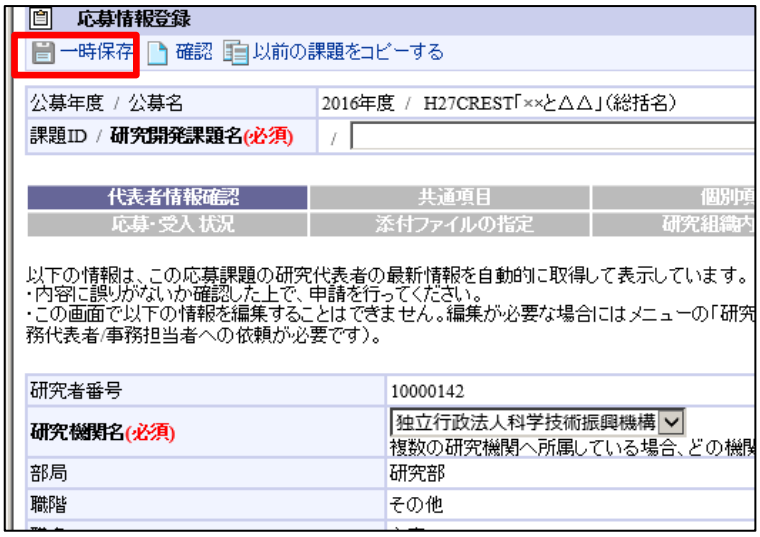

2．再開

左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「応募課題情報管理」をクリック。

【検索条件】に公募年度(2016)や研究領域名を入力して検索。

「編集」をクリックすると応募情報登録(修正)画面が表示されます。

(3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、下記①～⑧のタブ名称をクリックすることでタブ間を移動します。　＊①～⑧をすべて入力しないと、一時保存はできません。

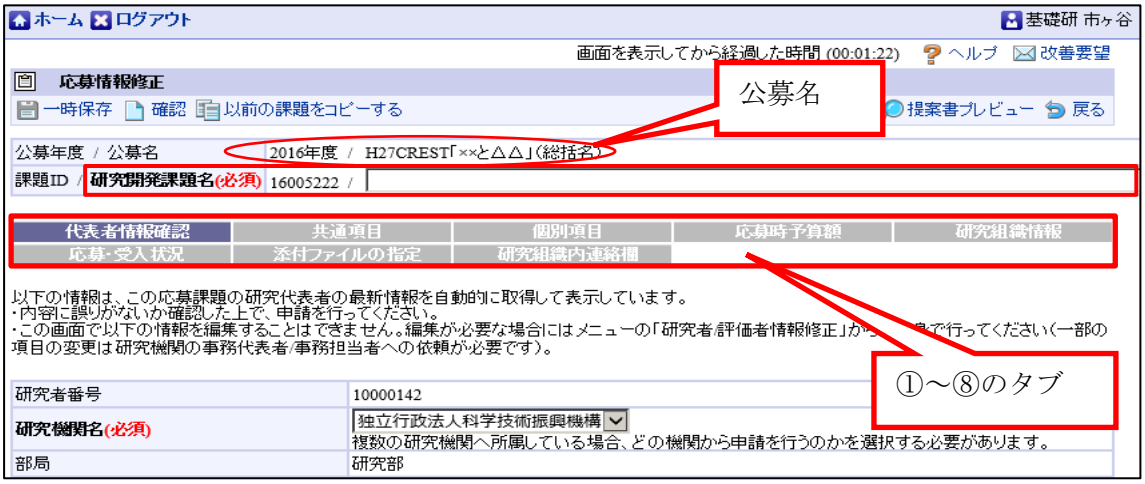

・　「研究開発課題名」に「研究提案書(様式 1)」の「研究課題名」を入力してください。

※公募名、CREST・さきがけ・ACT-I の区分、研究領域名をよくご確認ください。

①「代表者情報確認」タブ

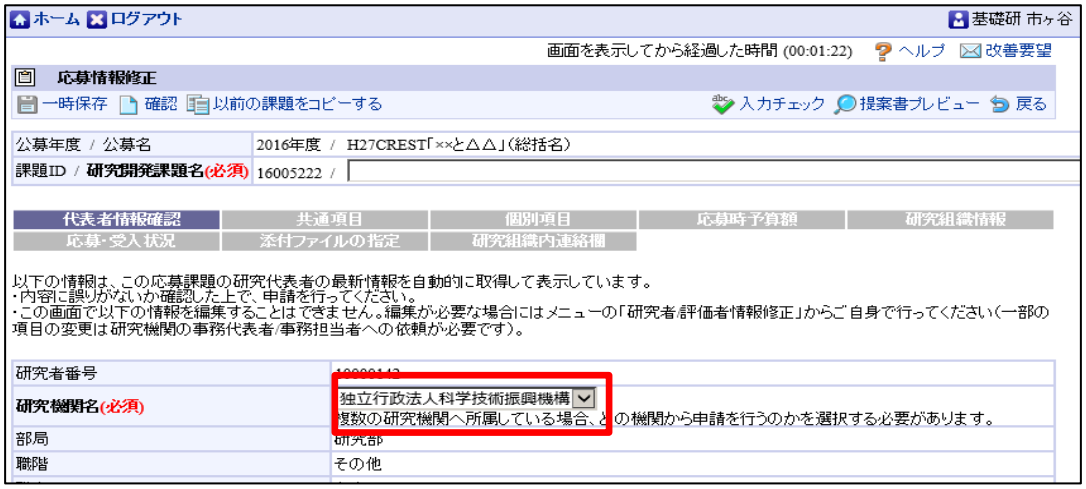

・　研究代表者の情報を確認してください(e-Rad 登録情報から自動入力)。

・　複数の研究機関に所属している場合、本タブでどの研究機関から提出するか選択します。

研究者情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルをご参照ください。

②「共通項目」タブ

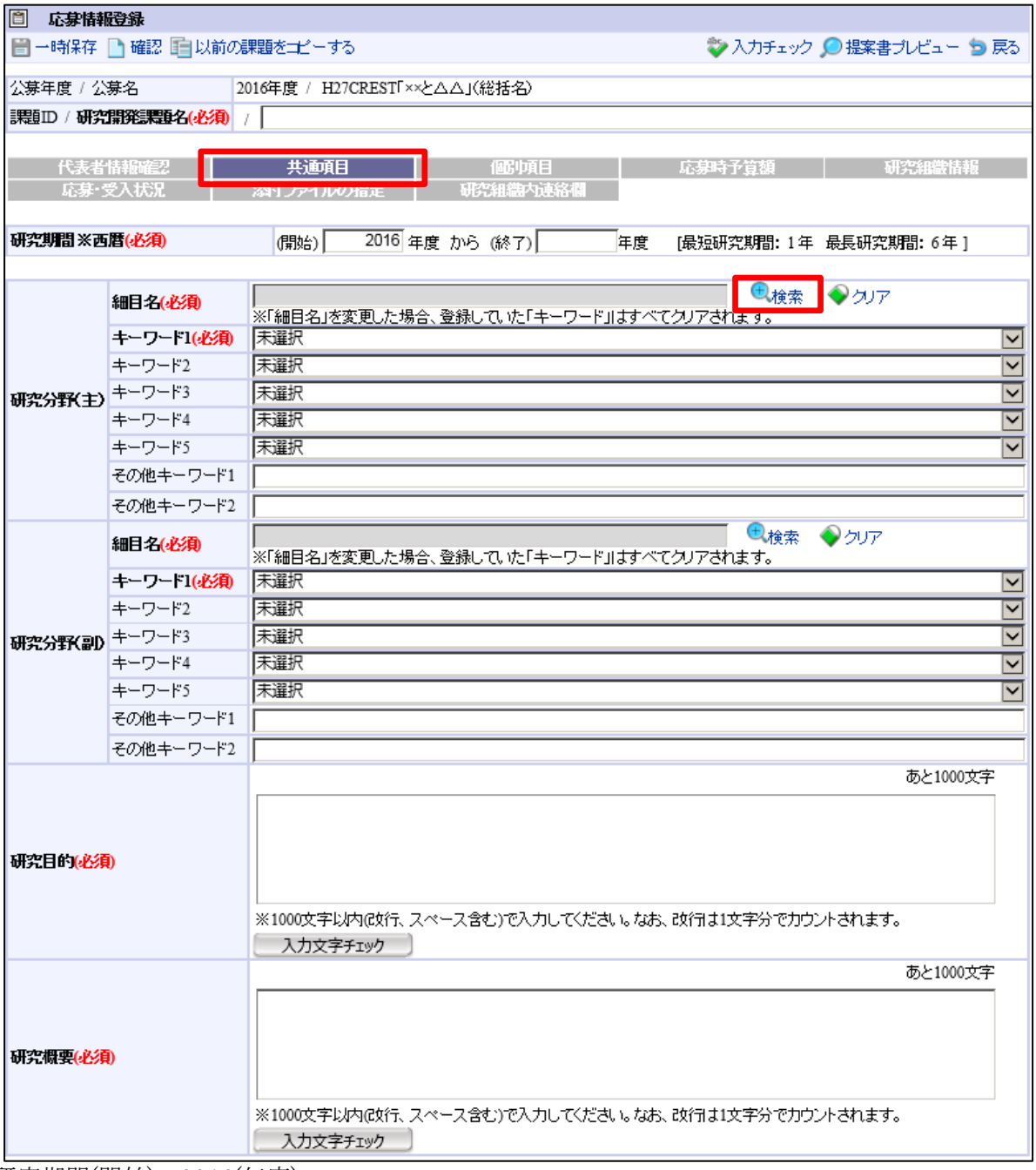

研究期間(開始)：2016(年度)

研究期間(終了)：(1 年 4 ヶ月の場合) 2017(年度)、(2 年 4 ヶ月の場合) 2018(年度)、
(3 年 4 ヶ月の場合) 2019 (年度)、(5 年 4 ヶ月の場合) 2021(年度)

研究分野(主・副)/細目名：「検索」をクリックし、別画面の細目検索から応募する提案に該当する研究分野/細目名を一覧から選択。

研究分野(主・副)/キーワード：細目名の選択後、リストから選択。

研究目的：研究提案書の該当箇所からのコピー可。

研究概要：研究提案書の該当箇所からのコピー可。

③「個別項目」タブ

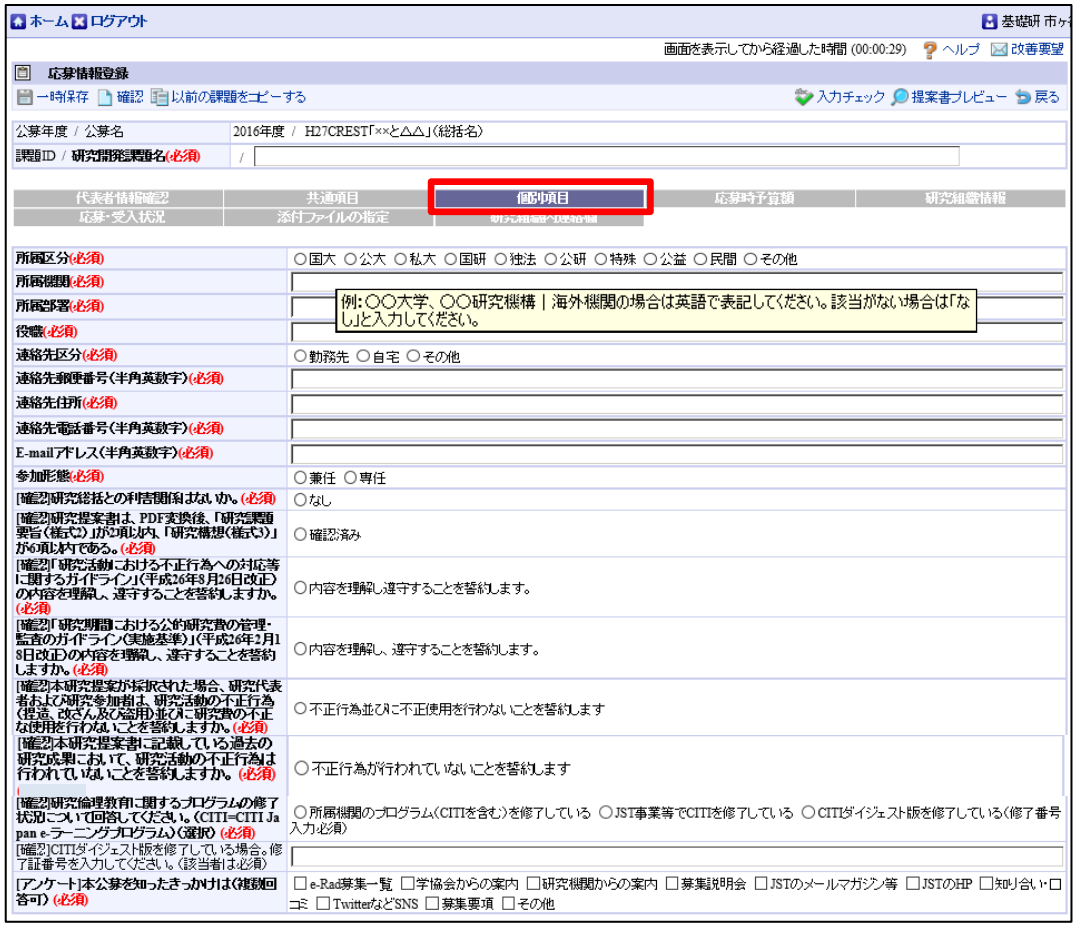

画面に従って入力。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

※（CREST、さきがけ、ACT-I）研究代表者の情報を入力してください。

※（さきがけ）参加形態について

(兼任)大学、国公立試験研究機関、国立研究開発法人、財団法人、企業等に所属している方

(専任)採択時に研究機関、企業等に所属されていない、あるいは所属機関の都合により退職せざるを得ない方を JST が雇用して参加する場合。

※ 詳細は「3.3.3　兼任と専任について」参照。

※（ACT-I）参加形態について

＜採択時に学生である場合＞

（学生）　採択時に修士課程・博士課程学生である方

（JST が雇用する専任研究者としての参加はできません）

＜それ以外の場合＞

（専任）採択時に研究機関、企業等に所属されていない、或いは所属機関の都合により退職せざるを得ない方を JST が雇用して参加する場合。

（委託予定先機関に所属）採択時に研究機関、企業等に所属して ACT-I 研究に参加する場合

■ 個別項目タブ入力にあたっての注意点

・【確認】と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。

・研究倫理教育に関するプログラムについては「7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(172 ページ)をご参照ください。

・CITI ダイジェスト版を修了している場合は、必ず修了証番号を入力してください。

④「応募時予算額」タブ

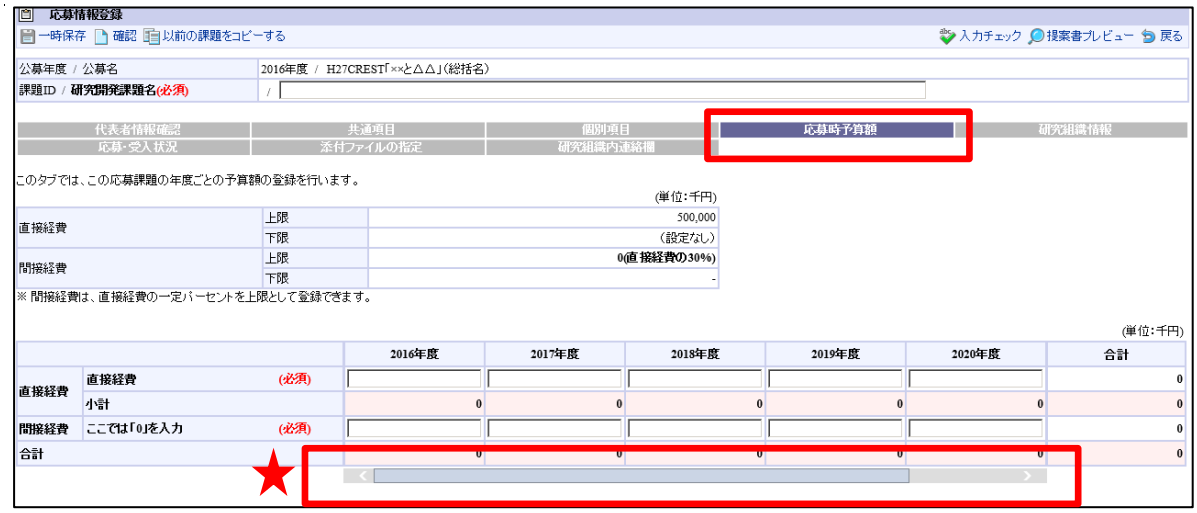

直接経費： (CREST)「研究提案書」の「研究費計画」(様式 6)の「費目別の研究費計画(チーム全体)」の<u>チーム全体</u>の合計額(年度毎に<u>千円単位</u>)。

※(CREST のみ)本タブの初年度(2016 年度)の額と、⑤「研究組織情報」タブの研究代表者とすべての主たる共同研究者の合計額の不一致は、エラーになります。

(さきがけ、ACT-I)「研究提案書」(様式 1)の「希望する研究費」(年度毎に<u>千円単位</u>)。

※ 直接経費の費目内訳は不要。

間接経費：全年度“0”(千円)。

※システムの都合上 0 円にしてください。実際には委託研究契約に基づき、研究費(直接経費)に加え、原則として直接経費の 30%を上限とする間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。

★ 年度の枠は、②「共通項目」タブで入力した研究期間に応じて表示されます。6 年度目以降の枠は、横スクロールバーを移動させてください。

⑤「研究組織情報」タブ

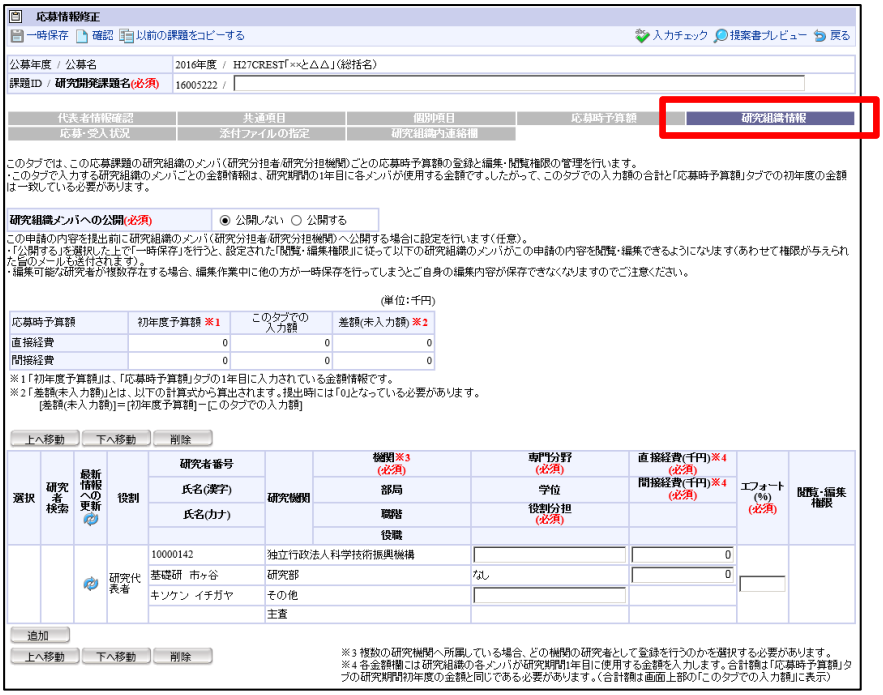

直接経費：(CREST)「研究提案書」の「研究費計画」(様式 6)の「研究グループ別の研究費計画」の<u>“研究代表者グループにおける初年度(2016 年度)の研究費”(千円単位)</u>。

(さきがけ、ACT-I)<u>初年度(2016 年度)の希望額(千円単位)</u>。※ 直接経費の費目内訳は不要。

間接経費：“0”(千円)を入力。

研究機関：複数機関に所属している場合は研究を行う機関を選んでください。

専門分野：ごく簡単に入力してください。

役割分担：「研究代表者」もしくは「主たる共同研究者」を入力。

エフォート：提案が採択されると想定した場合の 2016 年度のエフォートを入力。

(CREST では「研究提案書」の「研究実施体制」(様式 4(主たる共同研究者は 5))」と同値

さきがけ、ACT-I では「研究提案書」の「他制度での助成等の有無」(様式 5)」と同値)

※ (CREST のみ)

- 主たる共同研究者がいる場合は、画面下方の「追加」をクリックして現れる欄に入力。
- ④「応募時予算額」タブの初年度(2016 年度)の額と、本タブの研究代表者とすべての主たる共同研究者の合計額が同じでないとエラーとなります。

・ 主たる共同研究者の e-Rad への登録が募集締切までに間に合わない場合は、暫定的に研究代表者に合算してください。応募完了後、入力のできなかった主たる共同研究者の研究者情報を速やかにお問い合わせ先(rp-info@jst.go.jp)までご連絡ください。

⑥「応募・受入れ状況」タブ

作業不要。

※「他制度での助成等の有無」((CREST)「研究提案書」(様式 10)、(さきがけ、ACT-I)「研究提案書」(様式 5))に記載してください。

⑦「添付ファイルの指定」タブ

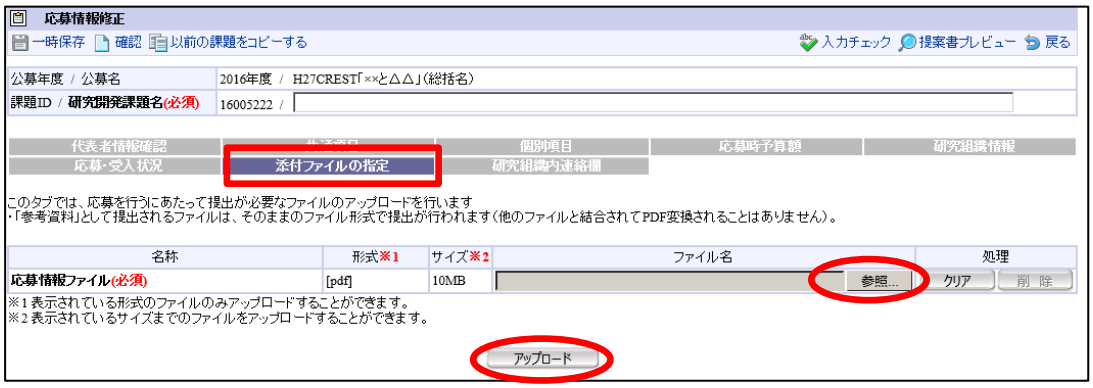

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択し、「アップロード」をクリック。

※ (ACT-I のみ) 学生が研究提案者となる場合は、応募情報ファイルに加え、画面中の「参考資料」より、確認書をアップロードしてください。なお、確認書は、学生・指導教員の双方が署名の上、PDF 化したものをご準備ください。

⑧「研究組織内連絡欄」タブ

作業不要。CREST・さきがけ・ACT-I の選考過程では使用しません。

9.4.5 研究提案の提出

画面左上の「確認」をクリック。

> e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが黄色表示されます。メッセージに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面左上「実行」をクリック(実行が完了するまでに時間がかかる場合があります)。

提出が完了すると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示されます。これで研究提案書は JST へ提出されたことになります。なお、CREST、さきがけ、ACT-I では、e-Rad による所属機関の承認は必要としません。

■ 提出した応募情報の修正「引き戻し」について

募集締切前日までは、研究提案を引き戻して修正することができます。

※ 募集締切当日は「引き戻し」を行わないようにしてください

1)左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「処理済一覧」をクリック。

2)「引戻」をクリック。

3)引戻し画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、本項 9.4.4 の「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

■ 応募情報状況の確認

メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックして表示される②「応募課題情報管理」をクリック。

正常に提出されていれば、状態が「配分機関処理中」と表示されます(e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります)。

募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにも関わらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

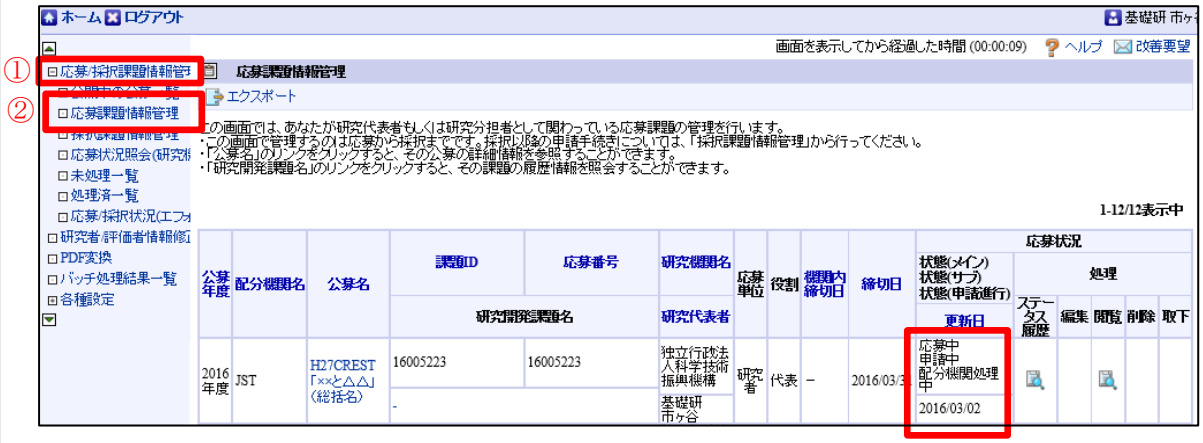

■ 研究提案の JST による受理

募集締切後、研究提案を JST が受理すると、応募課題情報の状況が「応募済」「受理済」に変わります。「応募済」、「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。

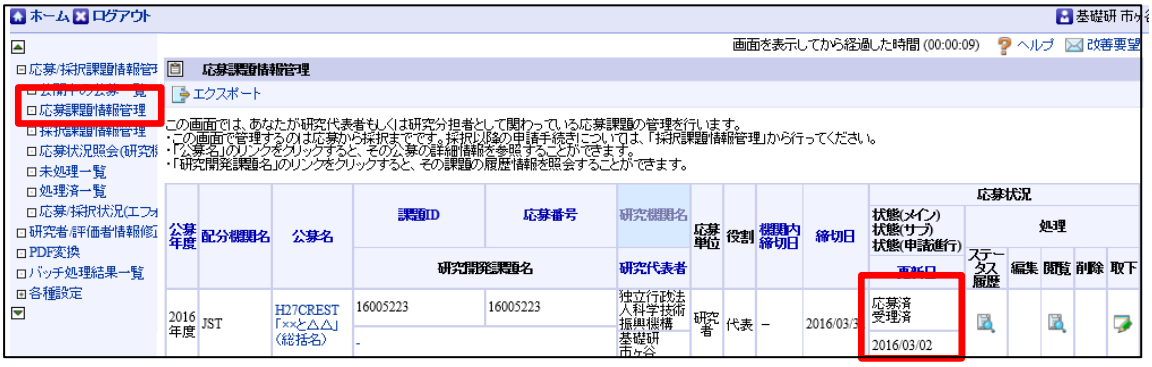

Ｑ＆Ａ

Ｑ＆Ａについては、以下の研究提案募集ウェブサイトもご参照ください。問い合わせが多い内容については、随時更新していく予定です。

http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の運用、所属研究機関・研究者の登録およびe-Radの操作等に関しては、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.e-rad.go.jp/

○ 研究倫理教育に関するプログラムの受講について

研究倫理教育に関するプログラムの内容について

Q　所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A　研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JSTは教材の内容を指定いたしません。

(参考)平成27年4月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日　文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置などにより体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することとが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がありましたら、JST研究公正室に問い合わせてください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査･法務部研究公正課
E-mail：　ken_kan@jst.go.jp

プログラムの修了証明について

Q　研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A　提出の必要はありません。

修了証番号の申告について

Q　CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了しましたが、修了証番号はどのように確認すればよいですか。

A　メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref #が修了証番号です。

↑CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー

CITI JAPAN
COMPLETION REPORT
JST さきがけ申請用　カリキュラム　修了証

所属機関: 国立研究開発法人科学技術振興機構（申請用）
INSTITUTION: Japan Science and Technology Agency(apply)
受講者名: [redacted] (ユーザID: [redacted])
(LEARNER) Email: [redacted]@[redacted]

責任ある研究行為ダイジェスト:
修了年月日(Passed on) 2015/05/16 (Ref #5114472)　←修了証番号

単　元　名 (REQUIRED MODULES) *単元名に英語表記のあるものは英語教材が提供されている単元です。	完了日 (DATE COMPLETED)
責任ある研究行為ダイジェスト／< Digest Version > Responsible Conduct of Research	2015/05/16

上記のとおり、CITI Japan 教材の履修を修了したことを証明します。

CITI Japan プロジェクト

CITI JAPAN PROGRAM

発行月日(Printed on): 2015/05/16

↑修了証見本

CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版について

Q　機関の教育プログラムを履修していないため、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合など、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A　CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものが用意されていますので、研究提案募集ウェブサイトから受講をお願いします。

研究倫理教育に関するプログラムの受講期限について

Q　応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A　研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。今年度以降は応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。

○ ACT-I、さきがけ、CREST 共通事項

平成28年度研究提案募集への応募について

Q　応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

A　必要ありません。ただし、研究機関に求められる責務（CREST:「4.3.5　研究機関の責務等」(100 ページ /さきがけ：「3.3.6　研究機関の責務等」(66 ページ)／ACT-I：「2.3.5　研究機関の責務等」（27 ページ)）が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

研究提案書の色について

Q　研究提案書中の文字や図表はカラーでも大丈夫ですか。評価者は、カラーの状態で提案書を見ますか。

A　評価者は、カラーの状態で提案書を評価します。ただし、PDF の状態から印刷出力を行うこともあり、低解像度でも見やすい図表を使うなどの配慮をお願いします。

応募者の要件について

Q　女性研究者の応募状況はどの程度ですか。

A　女性研究者は、応募者、採択者ともにCRESTでは5～10％程度、さきがけでは全体の10～20％です。JSTでは、性別、研究経歴等を問わず、多様な層の研究者からの積極的な応募を期待しており、研究者が存分に力を発揮できる環境の整備に努めています。その一環として、CREST、さきがけではダイバーシ

ティ推進の取り組みに関する特設サイトを設けており、女性研究者の採択についてのデータも公開しております。是非ご参照ください。

CREST・さきがけにおけるダイバーシティ推進に向けた取り組み

http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html

JST では、研究を推進される研究者の皆さん一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、これからも制度の改善に努め、充実した研究環境の整備に取り組んで参ります。

JST ダイバーシティ推進ページ

http://www.jst.go.jp/diversity/

直接経費について

Q　費目間流用はできますか。

A　一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

・JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

・JST（研究総括）の確認が必要な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%および 500 万円を超えるときは JST（研究総括）の事前承認が必要

間接経費について

Q　間接経費は、研究契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。

A　委託研究契約を締結する全ての研究機関に対して、間接経費として、原則、研究費（直接経費）の 30％に当たる額を上限として別途お支払いします。

Q　間接経費は、どのような使途に支出するのですか。

A　間接経費は、本事業に採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ／平成 26 年 5 月 29 日改正）では、以下のように例示されています。

1）管理部門に係る経費

－ 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－ 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

等

2)研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費

  備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

  研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費

等

3)その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費

等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類(※)を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託研究機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりJSTに報告が必要となります。

(※)証拠書類は他の競争的資金等の間接経費と合算したもので構いません(契約単位毎の区分経理は必要ありません)。

詳しくは、JSTが別途定める委託研究契約事務処理説明書をご参照ください。

研究費の使途について

Q　プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A　研究を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

採択後の異動について

Q　研究実施中に研究代表者(CREST)・個人研究者(さきがけ)・個人研究者（ACT-I）の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究を継続できますか。

A　異動先において、当該研究が支障なく継続できるという条件で研究の継続は可能です。異動に伴って、研究代表者(CREST)・個人研究者(さきがけ)・個人研究者（ACT-I）の交替はできません。

Q　研究実施中に移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、研究費で取得した設備等を変更後の研究機関に移動することはできますか。

A　研究費(直接経費)により取得した物品については、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動する必要がある旨、研究契約に規定しております。

年度末日までの研究実施対応について

Q　研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A　年度末日まで研究を実施することができるよう、以下の対応としています。

・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5月31日】

・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」の提出期限を、翌事業年度の【5月31日】

※各研究機関は、上記対応が、年度末までの研究期間（研究実施）の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

その他

Q　本事業のプログラムオフィサー(PO)は誰ですか。また、どのような役割を果たすのですか。

A　本事業の「CREST」、「さきがけ」、「ACT-I」では、研究総括が、競争的資金制度に設置されるプログラムオフィサー(PO)となっています。研究総括の役割については、「4.1.1　CRESTの概要」(87 ページ ~)、「3.1.1　さきがけの概要」 (52 ページ ~)、「2.1.1　ACT-Iの概要」(16ページ ~)をご参照ください。

Q　昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A　JSTのウェブサイト

第1期：http://www.jst.go.jp/pr/info/info1128/index.html

第2期：http://www.jst.go.jp/pr/info/info1150/index.html

をご参照ください。

Q　様式1の研究者番号とは何ですか。

A　e-Rad(府省共通研究開発管理システム〔http://www.e-rad.go.jp/〕)へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を指します。研究者情報の登録については、9.3.1をお読みください。

Q　現在、海外研究機関に所属しており研究者番号を持っていません。どうしたらよいでしょうか。

A　研究者登録申請書、本人確認用証明書のコピーなどを直接e-Radのシステム運用担当に郵送し、ご本人による研究者の登録申請を行ってください。詳しくはe-Radポータルサイトより「研究者向けページ」にある「システム利用に当たっての事前準備」の「研究機関に所属していない研究者」の項目をご参照ください。

Q　e-Radにて研究提案書の一時保存ができません。

A　9.4.4 (3) に記載されている①～⑧をすべて入力しないと、一時保存ができません。一時保存した後も入力内容の変更は可能ですので、必要に応じて仮の情報を入れることで一時保存できるようになります。

Q　面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。

A　面接選考時の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。「第1章　1.3　募集・選考（第2期）スケジュールについて」(13ページ)に示してある面接選考期間をご確認いただくと共に、各研究領域の面接選考の実施日程については、研究提案募集ウェブサイト(http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html)によりお知らせしますので、そちらをご確認ください。

○ CRESTに関する事項

研究費の記載について

Q　研究提案書に、研究費の積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要はありますか。

A　研究費の積算根拠は必要ありませんが、費目ごとの研究費計画や研究グループごとの研究費計画を研究提案書の様式6に記載してください。また、面接選考の対象となった方には、研究費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途お願いする予定です。

研究実施体制・予算配分について

Q　研究実施体制の共同研究グループの編成および共同研究グループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。

A　提案されている研究構想に対する実施体制において研究代表者が担う役割が中心的ではない、研究の多くの部分を外注する、研究構想における共同研究グループの役割・位置づけが不明、共同研究グループの役割･位置づけを勘案することなく研究費が均等割にされている予算計画､等が考えられます。

Q　研究提案書に記載した研究実施体制および予算総額を、面接時に変更することはできますか。

A　研究提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう研究提案時に慎重に検討ください。なお、採択時に研究総括からの指示により変更を依頼することはあります。

応募者の要件について

Q　非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。また、研究期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

A　研究期間中、国内の研究機関において自らが研究実施体制をとることができ、かつ、JSTが研究機関と委託研究契約を締結することができるのであれば可能です。

研究チーム編成について

Q　「CREST」に応募するにあたって、研究実施中のさきがけ個人研究者を「主たる共同研究者」として研究実施体制に入れることは可能ですか。

A　研究実施中のさきがけ個人研究者(平成28年度に終了する場合を除く)は、CRESTの主たる共同研究者として参加することはできません。

Q　複数の組織が、１つのグループに入っても良いですか。必ず組織ごとにグループをわける必要がありますか。

A　同じ研究実施項目を複数の組織(研究室、部局、研究機関等)で取り組む必要があれば、これらが１つのグループに入っても構いません。ただし、採択後に委託研究契約を締結する際に、個別に経費執行する必要がある場合は、グループをわける必要があります。詳細は、採択後にご相談ください。

研究実施場所について

Q　海外の機関でなければ研究実施が困難であるという判断基準とはどのようなものですか。

A　海外での実施を必要とする基準は以下のような場合が想定されます。

1. 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
2. 海外でしか実施できないフィールド調査が必要である。
3. 研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

研究費について

Q　研究提案書に記載する「研究費総額」(CREST - 様式1)や「研究費計画」(CREST　- 様式6)には、委託研究契約を締結した場合に研究機関に支払われる間接経費も加えた金額を記載するのですか。

A　間接経費は含めません。直接経費のみを記載してください。

Q　採択後、チーム内での研究費の配分はどのように決めるのですか。

A　チーム内での研究費の配分は、採択後に毎年度策定する研究計画書によって決定します。研究計画については、「4.3.1　研究計画の作成」(95 ページ)をご参照ください。

Q　RA(リサーチアシスタント)の政策的な背景について教えてください。

A　CRESTでは次のような政策的な背景の下、RAの給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

(1)第5期科学技術基本計画(H28.1.22 閣議決定)

優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実する。大学及び公的研究機関等においては、ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）等としての博士課程（後期）学生の雇用の拡大と処遇の改善を進めることが求められる。国は、各機関の取組を促進するとともに、フェローシップの充実等を図る。これにより、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」との第3期及び第4期基本計画が掲げた目標についての早期達成に努める。(103 ページ抜粋)

「第5期科学技術基本計画」

（概要）

http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5gaiyo.pdf

（本文）

http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf

「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会）

（概要）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2015/09/29/1362371_3_2_2.pdf

（本文）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2015/09/29/1362371_3_1_2.pdf

研究契約について

Q 「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」*18の形式をとるのですか。

A 本事業では、研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JSTは、研究代表者および主たる共同研究者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。

研究の評価について

Q 採択された研究の評価はどのように行い、それをどのように活かしていますか。

A CREST研究課題の評価としては、原則として、

1)研究開始3年後程度を目安として行われる中間評価

2)研究期間終了後に行われる事後評価

があります。詳しくは「4.3.6 研究課題評価」(102 ページ)をご参照ください。また、研究領域の評価(「4.3.7 研究領域評価」(103 ページ))、および研究終了後一定期間を経過した後に行う追跡評価があります。全ての評価結果は、ウェブサイトにて公表しています。

重複応募について

Q CRESTにおいて、「研究代表者」として提案し、かつ他の研究提案に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。

A 提案は可能ですが、それらの提案が採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案した上で、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を1件選択する等の調整を行うことがあります。ただし、研究代表者と主たる共同研究者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。詳しくは「第8章 JST事業における重複応募の制限について」(188 ページ ~)をご参照ください。

○ さきがけに関する事項

応募者の要件について

Q さきがけでは、年齢制限はありますか。

*18 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が研究契約を締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです。

A　さきがけの募集については特に年齢制限は設けておりませんが、30 歳代の若手研究者を中心に研究が行われており、研究者がこの制度により飛躍することを期待するものです。

Q　学生は応募できますか。

A　応募は可能です。ただし、採用された場合には、翌年3月までにさきがけに専念(学生の身分を終える)していただくことが条件です。

Q　非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。

A　さきがけでは、応募者の所属、役職に関する制限はありません。所属機関における常勤、非常勤あるいは有給、無給の別は問いません。

Q　「さきがけ」に研究者として応募し、かつ、「CREST」に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。

A　「さきがけ」への応募は可能です。ただし、既に「CREST」に「主たる共同研究者」として参加されていて今回「さきがけ」の提案が採択候補となった場合、または、ご自身が応募している「さきがけ」と「主たる共同研究者」として参加を予定されている「CREST」の両方が今回同時に採択候補となった場合には、CREST での役割を見直すことや、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことになります(平成 28 年度に終了する場合を除きます)。よって、事前に CREST 研究代表者とよく相談の上、応募を検討してください。

Q　日本学術振興会特別研究員はさきがけに応募できますか。

A　応募時の身分については規定しません。JST 以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれから申請される場合、JST 以外の機関の制度におけるさきがけとの重複の適否については、それぞれの機関にお尋ねください。

Q　「3.2.4　応募要件」(54 ページ)で「海外の研究機関での研究実施を提案される場合は、当該研究機関とJSTとの間で、研究契約の締結が可能であることが要件」とありますが、どのような内容の研究契約が締結される必要がありますか。

A　JST所定の研究契約書様式を以下よりダウンロードの上、契約書の内容に問題がないか、研究機関の契約担当者に事前に確認を行ってください。

http://www.jst.go.jp/kisoken/presto/en/2016presto/index.html

特に以下の 3 点が事前確認のポイントになります。

ア．当該の海外研究機関への間接経費の支払いが、直接経費(研究費)の30%を超えないこと。

イ．当該の海外研究機関からJSTへ、さきがけ研究に関する知的財産権を無償譲渡すること。

ウ．研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合は収支簿に相当)を英文で作成の上、JSTへ提出できること。

Ｑ＆Ａ

研究期間について

Q　5年型の募集はありますか。

A　今年度は5年型の募集はありません。来年度以降については、当該年度の募集要項をご参照ください。

研究費の記載について

Q　研究提案書に、研究費の積算根拠や年度毎の予算を記載する必要はありますか。

A　必要ありません。また、面接選考の対象となった方には、研究費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

兼任・専任について

Q　研究者が兼任になる条件はありますか。

A　研究機関で兼業許可申請が受理されることが条件となります。兼業時間等については、機関の規定に従ってください。

海外の研究機関での研究実施について

Q　海外の研究機関等で研究を行う場合、どのような要件がありますか。

A　研究総括の承認(様式7)やJSTが提示する内容で研究契約を締結するなどの要件があります。詳しくは、「3.2.4　応募要件　(3) 海外の研究機関での研究実施に関する要件」(56ページ)で確認ください。

博士号取得の研究者の雇用について

Q　さきがけタイプでは、博士号を取得した研究者(ポスドク)を雇用することはできますか。

A　さきがけでは、ポスドクと研究チームを作ることはできません。個人研究者のさきがけ研究をサポートする者(研究補助員)としてのポスドクの雇用は可能です。

その他

Q　さきがけ研究の実施中にライフイベント(出産、育児、介護)による研究の中断・再開は可能ですか。

A　さきがけ個人研究者に、研究期間中にライフイベントが発生した場合、研究総括と相談の上、ライフイベントごとに定める一定の期間まで研究を中断し、再開することができます。この場合、JST は研究中断により未使用となった研究費と同額を、再開後に措置します。

Q　さきがけ専任研究者本人の人件費は研究費から出すのでしょうか。その目安はいくらくらいですか。

A　研究費とは別に JST が支出します。さきがけ専任研究者の人件費は年齢に応じて変動しますが、年間 6 ~ 700 万円程度を目安とお考えください。

Q　研究費の一部を必要に応じてJSTで執行するとはどういうことでしょうか。

A　JST職員であるさきがけ専任研究者の旅費等、委託することがなじまない費目や、研究機関や研究者の事情により研究機関での執行が難しい費目がある場合には、JSTが直接研究費の執行を行います。

○ ACT-I に関する事項

応募者の要件について

Q　ACT-Iでは、年齢制限はありますか。

A　「平成28年4月1日時点で35歳未満の方」という年齢制限を設けています。

Q　学生は応募できますか。

A　学生は大学院生に限り応募が可能です。但し、前述の対象年齢に合致することが必要です。

Q　非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。

A　ACT-I では、応募者の所属、役職に関する制限はありません。所属機関における常勤、非常勤あるいは有給、無給の別は問いません。

Q　社会人博士課程の学生です。学生と企業研究者のいずれの立場で応募すればよろしいでしょうか。

A　いずれの立場でも応募は可能です。ただし、研究実施場所が大学等の場合、JST との委託研究契約は原則として研究実施場所である大学等と締結します。

Q　「ACT-I」に研究者として応募し、かつ、「CREST」に「主たる共同研究者」として参加することは可能ですか。

A　「ACT-I」への応募は可能です。ただし、既に「CREST」に「主たる共同研究者」として参加されていて今回「ACT-I」の提案が採択候補となった場合、または、ご自身が応募している「ACT-I」と「主たる共同研究者」として参加を予定されている「CREST」の両方が今回同時に採択候補となった場合には、CREST での役割を見直すことや、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことになります(平成 28 年度に終了する場合を除きます)。よって、事前に CREST 研究代表者とよく相談の上、応募を検討してください。

Q　現在「さきがけ研究者」ですが、ACT-Iに応募することは可能ですか。

A　ACT-I への応募はできません。ただし、さきがけ研究が平成 28 年度に終了する場合を除きます。

Q　日本学術振興会特別研究員（PD）はACT-Iに応募できますか。

A　応募時の身分については規定しません。JST 以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれから申請される場合、JST 以外の機関の制度における ACT-I との重複の適否については、それぞれの機関にお尋ねください。

海外の研究機関での研究実施について

Q　海外の研究機関等で研究を行う場合、どのような要件がありますか。

A　研究総括の承認(様式7)やJSTが提示する内容で研究契約を締結するなどの要件があります。詳しくは、「2.2.4　応募要件　(3) 海外の研究機関での研究実施に関する要件」(21ページ)で確認ください。

研究費の記載について

Q　研究提案書に、研究費の積算根拠や年度毎の予算を記載する必要はありますか。

A　必要ありません。また、面接選考の対象となった方には、研究費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

研究構想に記載すべき内容について

Q　研究提案書に、加速フェーズの研究構想を記載する必要はありますか。

A　必要ありません。１年４ヶ月の研究構想を研究提案書に記載してください。

研究費の執行について

Q　研究者の人件費をACT-Iの研究費から支出することはできますか。

A　研究において主たる役割を担う研究代表者（提案者）の人件費はACT-I研究費から支出することはできません。補助的な役割を担う研究補助者に限り人件費を計上することができます。

博士号取得の研究者の雇用について

Q　ACT-Iでは、博士号を取得した研究者(ポスドク)を雇用することはできますか。

A　ACT-Iでは、ポスドクと研究チームを作ることはできません。個人研究者の研究をサポートする者(研究補助員)としてのポスドクの雇用は可能です。

他制度における従事制限について

Q　ACT-Iの提案を検討しています。現在、別機関より受給している研究費は、JSTをはじめとした他機関の研究費を受給できないという制限があります。別機関の研究費による研究は今年度末に終了します

が、それまでACT-Iの研究開始を待っていただくことは可能でしょうか。あるいは本年12月から来年3月までは「委託研究費はなし」としてJSTと委託研究契約を締結して、本年12月よりACT-I研究を行い、次年度に研究費を追加した変更契約を締結していただくことは可能でしょうか。

A　研究総括の判断により、ACT-Iの研究開始を遅らせることができる可能性があります。他方、「委託研究費なし」として委託研究契約を締結する妥当性については選考の過程で確認をさせていただきます。また、「委託研究費なし」として委託研究契約を締結できるかについては別機関の制限によっても対応が異なりますので、応募前に必ず別機関へご確認ください。それでも不明な場合はJSTの募集問合せ担当（rp-info@jst.go.jp）までお問い合わせください。

（学生の応募に関すること）e-Radの研究者IDの取得について

Q　私は学生です。e-Radの研究者IDを取得するためにはどうすればよろしいでしょうか。

A　まずは、在籍機関がJSTと委託研究契約を締結できることを確認してください。在籍機関所属としてe-Rad 研究者IDの取得が可能かどうか、在籍機関事務局に確認をいただき、在籍機関でe-Radの研究者IDを取得できない場合は、指導教員のIDよりご応募いただくか、もしくは以下URLの「b. 研究機関に所属していない研究者」としてID取得手続きを進めていただき、個別にご応募をいただくこととなります。在籍機関として可能な方法にてご応募ください。

【登録申請の方法について】http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/system/#b

（学生の応募に関すること）事前に在籍機関と協議すべきことについて

Q　私は学生です。応募にあたって、在籍先の大学と協議しなければならないことはありますか。

A　まずは、在籍機関がJSTと委託研究契約を締結できることが必要です。委託契約研究書の雛形については以下URLをご参照ください。

http://www.jst.go.jp/kisoken/contract/h28/h28s203keiya160601.pdf

また上記の委託研究契約書（別記５：特別条項第４条）で明記している通り、在籍機関と学生の間で発明等の取扱についてあらかじめ取決めを行うことが必要です。さらに、委託研究契約では学生のみならず、指導教員も研究費の管理や不正行為等について責任を負うものと定めています。指導教員がこれらの内容について同意した書面を「確認書」として提案書と併せてご提出をいただきます。

確認書の様式は以下URLより入手いただき、研究提案者・指導教員の双方が署名したものをPDF化し、研究提案書と併せてe-Radよりご提出ください。

http://senryaku.jst.go.jp/teian/koubo/act-i_confirm.pdf

（学生の応募に関すること）就職後のACT-I研究の継続について

Q　私は学生です。研究の途中で企業等に就職した場合、ACT-I研究は続けることはできますか。

A　ACT-I研究を継続するためには、就職先での業務とACT-I研究を兼ねることについて就職先の承認が得られることが必要です。また、研究実施場所が就職先となる場合、就職先がJSTと委託研究契約を締結できることも必要です。双方について就職先の承諾が得られた場合、ACT-I研究を続けることができます。

（学生の応募に関すること）他制度との重複について

Q　日本学術振興会特別研究員（DC）はACT-Iに応募できますか。

A　応募時の身分については規定しません。JST 以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれから申請される場合、JST 以外の機関の制度における ACT-I との重複の適否については、それぞれの機関にお尋ねください。JST の研究費を受給できない可能性もありますので、必ず各機関にお尋ねのうえ、ご提案をお願いします。

（学生の応募に関すること）指導教員の責任について

Q　私は指導教員です。研究室の学生が応募を検討していますが、指導教員はどのような責任を負わなければならないのでしょうか。

A　指導教員の方は、JSTと学生の在籍機関との委託研究契約書における「研究実施責任者」として、委託研究費の管理責任及び不正行為等にかかる責任を負っていただきます。

その他

Q　ACT-I専任研究者本人の人件費は研究費から出すのでしょうか。

A　研究費とは別に JST が支出します。なお、学生は ACT-I 専任研究者として JST が雇用することはありませんのでご注意ください。

Q　研究費の一部を必要に応じてJSTで執行するとはどういうことでしょうか。

A　JST職員であるACT-I専任研究者の旅費等、委託することがなじまない費目や、研究機関や研究者の事情により研究機関での執行が難しい費目がある場合には、JSTが直接研究費の執行を行います。

Q　私は日本国内で研究を実施する外国人研究者ですが、ACT-Iでは日本語コミュニケーション能力が必要でしょうか。

A　ACT-I では制度の趣旨から採択後の領域会議等を日本語で実施しますので、日本語でのコミュニケーション能力が必要です。書類選考における研究提案書と、面接選考におけるスライドは英語で記載可能ですが、面接選考時の口頭発表は日本語を必須とし、質疑応答も日本語コミュニケーション能力を確認するために敢えて日本語で行います。

コード表(領域・分科・細目)

※府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募時に表示される分野・分科・細目を正とします。

分野	分科	細目	細目番号
情報学	情報学基礎	情報学基礎理論	1001
		数理情報学	1002
		統計科学	1003
	計算基盤	計算機システム	1101
		ソフトウェア	1102
		情報ネットワーク	1103
		マルチメディア・データベース	1104
		高性能計算	1105
		情報セキュリティ	1106
	人間情報学	認知科学	1201
		知覚情報処理	1202
		ヒューマンインタフェース・インタラクション	1203
		知能情報学	1204
		ソフトコンピューティング	1205
		知能ロボティクス	1206
		感性情報学	1207
	情報学フロンティア	生命・健康・医療情報学	1301
		ウェブ情報学・サービス情報学	1302
		図書館情報学・人文社会情報学	1303
		学習支援システム	1304
		エンタテインメント・ゲーム情報学	1305
環境学	環境解析学	環境動態解析	1401
		放射線・化学物質影響科学	1402
		環境影響評価	1403
	環境保全学	環境技術・環境負荷低減	1501
		環境モデリング・保全修復技術	1502
		環境材料・リサイクル	1503
		環境リスク制御・評価	1504
	環境創成学	自然共生システム	1601
		持続可能システム	1602
		環境政策・環境社会システム	1603
複合領域	デザイン学	デザイン学	1651
	生活科学	家政・生活学一般	1701
		衣・住生活学	1702
		食生活学	1703
	科学教育・教育工学	科学教育	1801
		教育工学	1802
	科学社会学・科学技術史	科学社会学・科学技術史	1901
	文化財科学・博物館学	文化財科学・博物館学	2001
	地理学	地理学	2101
	社会・安全システム科学	社会システム工学・安全システム	2201
		自然災害科学・防災学	2202
	人間医工学	生体医工学・生体材料学	2301
		医用システム	2302
		医療技術評価学	2303
		リハビリテーション科学・福祉工学	2304
	健康・スポーツ科学	身体教育学	2401
		スポーツ科学	2402
		応用健康科学	2403
	子ども学	子ども学(子ども環境学)	2451
	生体分子科学	生物分子化学	2501
		ケミカルバイオロジー	2502
	脳科学	基盤・社会脳科学	2601
		脳計測科学	2602
総合人文社会	地域研究	地域研究	2701
	ジェンダー	ジェンダー	2801
	観光学	観光学	2851
人文学	哲学	哲学・倫理学	2901
		中国哲学・印度哲学・仏教学	2902
		宗教学	2903
		思想史	2904
	芸術学	美学・芸術諸学	3001
		美術史	3002
		芸術一般	3003
	文学	日本文学	3101
		英米・英語圏文学	3102
		ヨーロッパ文学	3103
		中国文学	3104
		文学一般	3105
	言語学	言語学	3201
		日本語学	3202
		英語学	3203
		日本語教育	3204
		外国語教育	3205
	史学	史学一般	3301
		日本史	3302
		アジア史・アフリカ史	3303
		ヨーロッパ史・アメリカ史	3304
		考古学	3305
	人文地理学	人文地理学	3401
	文化人類学	文化人類学・民俗学	3501

分野	分科	細目	細目番号
社会科学	法学	基礎法学	3601
		公法学	3602
		国際法学	3603
		社会法学	3604
		刑事法学	3605
		民事法学	3606
		新領域法学	3607
	政治学	政治学	3701
		国際関係論	3702
	経済学	理論経済学	3801
		経済学説・経済思想	3802
		経済統計	3803
		経済政策	3804
		財政・公共経済	3805
		金融・ファイナンス	3806
		経済史	3807
	経営学	経営学	3901
		商学	3902
		会計学	3903
	社会学	社会学	4001
		社会福祉学	4002
	心理学	社会心理学	4101
		教育心理学	4102
		臨床心理学	4103
		実験心理学	4104
	教育学	教育学	4201
		教育社会学	4202
		教科教育学	4203
		特別支援教育	4204
総合理工	ナノ・マイクロ科学	ナノ構造化学	4301
		ナノ構造物理	4302
		ナノ材料化学	4303
		ナノ材料工学	4304
		ナノバイオサイエンス	4305
		ナノマイクロシステム	4306
	応用物理学	応用物性	4401
		結晶工学	4402
		薄膜・表面界面物性	4403
		光工学・光量子科学	4404
		プラズマエレクトロニクス	4405
		応用物理学一般	4406
	量子ビーム科学	量子ビーム科学	4501
	計算科学	計算科学	4601
数物系科学	数学	代数学	4701
		幾何学	4702
		解析学基礎	4703
		数学解析	4704
		数学基礎・応用数学	4705
	天文学	天文学	4801
	物理学	素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理	4901
		物性Ⅰ	4902
		物性Ⅱ	4903
		数理物理・物性基礎	4904
		原子・分子・量子エレクトロニクス	4905
		生物物理・化学物理・ソフトマターの物理	4906
	地球惑星科学	固体地球惑星物理学	5001
		気象・海洋物理・陸水学	5002
		超高層物理学	5003
		地質学	5004
		層位・古生物学	5005
		岩石・鉱物・鉱床学	5006
		地球宇宙化学	5007
	プラズマ科学	プラズマ科学	5101
化学	基礎化学	物理化学	5201
		有機化学	5202
		無機化学	5203
	複合化学	機能物性化学	5301
		合成化学	5302
		高分子化学	5303
		分析化学	5304
		生体関連化学	5305
		グリーン・環境化学	5306
		エネルギー関連化学	5307
	材料化学	有機・ハイブリッド材料	5401
		高分子・繊維材料	5402
		無機工業材料	5403
		デバイス関連化学	5404

(次ページに続く)

※府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募時に表示される分野・分科・細目を正とします。

分野	分科	細目	細目番号
工学	機械工学	機械材料・材料力学	5501
		生産工学・加工学	5502
		設計工学・機械機能要素・トライボロジー	5503
		流体工学	5504
		熱工学	5505
		機械力学・制御	5506
		知能機械学・機械システム	5507
	電気電子工学	電力工学・電力変換・電気機器	5601
		電子・電気材料工学	5602
		電子デバイス・電子機器	5603
		通信・ネットワーク工学	5604
		計測工学	5605
		制御・システム工学	5606
	土木工学	土木材料・施工・建設マネジメント	5701
		構造工学・地震工学・維持管理工学	5702
		地盤工学	5703
		水工学	5704
		土木計画学・交通工学	5705
		土木環境システム	5706
	建築学	建築構造・材料	5801
		建築環境・設備	5802
		都市計画・建築計画	5803
		建築史・意匠	5804
	材料工学	金属物性・材料	5901
		無機材料・物性	5902
		複合材料・表界面工学	5903
		構造・機能材料	5904
		材料加工・組織制御工学	5905
		金属・資源生産工学	5906
	プロセス・化学工学	化工物性・移動操作・単位操作	6001
		反応工学・プロセスシステム	6002
		触媒・資源化学プロセス	6003
		生物機能・バイオプロセス	6004
	総合工学	航空宇宙工学	6101
		船舶海洋工学	6102
		地球・資源システム工学	6103
		核融合学	6104
		原子力学	6105
		エネルギー学	6106
総合生物	神経科学	神経生理学・神経科学一般	6201
		神経解剖学・神経病理学	6202
		神経化学・神経薬理学	6203
	実験動物学	実験動物学	6301
	腫瘍学	腫瘍生物学	6401
		腫瘍診断学	6402
		腫瘍治療学	6403
	ゲノム科学	ゲノム生物学	6501
		ゲノム医科学	6502
		システムゲノム科学	6503
	生物資源保全学	生物資源保全学	6601
生物学	生物科学	分子生物学	6701
		構造生物化学	6702
		機能生物化学	6703
		生物物理学	6704
		細胞生物学	6705
		発生生物学	6706
	基礎生物学	植物分子・生理科学	6801
		形態・構造	6802
		動物生理・行動	6803
		遺伝・染色体動態	6804
		進化生物学	6805
		生物多様性・分類	6806
		生態・環境	6807
	人類学	自然人類学	6901
		応用人類学	6902
農学	生産環境農学	遺伝育種科学	7001
		作物生産科学	7002
		園芸科学	7003
		植物保護科学	7004
	農芸化学	植物栄養学・土壌学	7101
		応用微生物学	7102
		応用生物化学	7103
		生物有機化学	7104
		食品科学	7105
	森林圏科学	森林科学	7201
		木質科学	7202
	水圏応用科学	水圏生産科学	7301
		水圏生命科学	7302
	社会経済農学	経営・経済農学	7401
		社会・開発農学	7402
	農業工学	地域環境工学・計画学	7501
		農業環境・情報工学	7502
	動物生命科学	動物生産科学	7601
		獣医学	7602
		統合動物科学	7603
	境界農学	昆虫科学	7701
		環境農学(含ランドスケープ科学)	7702
		応用分子細胞生物学	7703

分野	分科	細目	細目番号
医歯薬学	薬学	化学系薬学	7801
		物理系薬学	7802
		生物系薬学	7803
		薬理系薬学	7804
		天然資源系薬学	7805
		創薬化学	7806
		環境・衛生系薬学	7807
		医療系薬学	7808
	基礎医学	解剖学一般(含組織学・発生学)	7901
		生理学一般	7902
		環境生理学(含体力医学・栄養生理学)	7903
		薬理学一般	7904
		医化学一般	7905
		病態医化学	7906
		人類遺伝学	7907
		人体病理学	7908
		実験病理学	7909
		寄生虫学(含衛生動物学)	7910
		細菌学(含真菌学)	7911
		ウイルス学	7912
		免疫学	7913
	境界医学	医療社会学	8001
		応用薬理学	8002
		病態検査学	8003
		疼痛学	8004
		医学物理学・放射線技術学	8005
	社会医学	疫学・予防医学	8101
		衛生学・公衆衛生学	8102
		病院・医療管理学	8103
		法医学	8104
	内科系臨床医学	内科学一般(含心身医学)	8201
		消化器内科学	8202
		循環器内科学	8203
		呼吸器内科学	8204
		腎臓内科学	8205
		神経内科学	8206
		代謝学	8207
		内分泌学	8208
		血液内科学	8209
		膠原病・アレルギー内科学	8210
		感染症内科学	8211
		小児科学	8212
		胎児・新生児医学	8213
		皮膚科学	8214
		精神神経科学	8215
		放射線科学	8216
	外科系臨床医学	外科学一般	8301
		消化器外科学	8302
		心臓血管外科学	8303
		呼吸器外科学	8304
		脳神経外科学	8305
		整形外科学	8306
		麻酔科学	8307
		泌尿器科学	8308
		産婦人科学	8309
		耳鼻咽喉科学	8310
		眼科学	8311
		小児外科学	8312
		形成外科学	8313
		救急医学	8314
	歯学	形態系基礎歯科学	8401
		機能系基礎歯科学	8402
		病態科学系歯学・歯科放射線学	8403
		保存治療系歯学	8404
		補綴・理工系歯学	8405
		歯科医用工学・再生歯学	8406
		外科系歯学	8407
		矯正・小児系歯学	8408
		歯周治療系歯学	8409
		社会系歯学	8410
	看護学	基礎看護学	8501
		臨床看護学	8502
		生涯発達看護学	8503
		高齢看護学	8504
		地域看護学	8505
時限		震災問題と人文学・社会科学	9055

ACT-I・さきがけ・CREST研究提案募集ウェブサイト

http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせてご参照ください。

【問い合わせ先】

お問い合わせはかならず電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除きます)。

国立研究開発法人科学技術振興機構

戦略研究推進部

〒102-0076　東京都千代田区五番町７　K’ｓ五番町

E-mail： rp-info@jst.go.jp［募集専用］

電 話 ： 03-3512-3530［募集専用］(受付時間：10:00～17:00※)

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

［電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いすることがあります］